

平成23年6月 うるま市

# うるま市みどり推進計画

# < 目 次 >

序章 . はじめに	1
	1
(2)みどり推進計画の性格・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
(3)みどり推進計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
1 章.うるま市みどりの基本計画の概要	2
2章.推進施策の体系	4
( 1 ) 推進施策の再整理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	5
(2)各推進施策と担当課の整理・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
3章.推進計画	16
【 1	17
【 2	27
【 3 🔔 河川・海】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
【 4 】 史跡】	35
【 5	40
【 6 👤 樹木】	42
【7 🏰 道路】 ·······	45
【8 / 公園】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	49
【 9	56
【10	61
【11 意識啓発】	64
【12 緑化活動支援】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	71
【13 協働・連携体制】・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	80
【14 🥙 共通事項】	84
4 <del>**</del>	0.7
Δ音 准行管理	87

## 参考資料

うるま市みどり条例 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資 - 1
うるま市みどり条例施行規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資 - 6
うるま市みどり審議会規則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資 - 10
うるま市みどり審議会委員名簿・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資 - 12
うるま市みどり運営委員会設置規程・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資 - 13
うるま市環境美化推進条例・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資 - 15
うるま市道路樹木等管理会助成金要綱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資 - 19
うるま市公園等里親制度実施要綱 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資 - 25
うるま市緑化種苗資材等支給要領・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	資 - 34

#### 序章.はじめに

#### (1)みどり推進計画の策定目的

うるま市では、旧 4 市町時代から様々な施策の中でみどりに関する取り組みが実践されてきた。その 1 つに「具志川市みどり条例」(平成 14 年制定)があり、合併後も「うるま市みどり条例」として引き継いでいる。

また、緑地保全、緑化推進、公園整備等のみどりに係る様々な施策を総合的かつ計画的に推進していくため、都市計画課が中心となって「うるま市みどりの基本計画」(以下、みどりの基本計画)を平成22年3月に策定した。

みどり推進計画(以下、本計画)は、みどりの基本計画に示された施策について、実施 方法や時期等を具体化し、実効性を高めて推進することを目的に策定する。

みどりは、人々の生活と環境に深い関わりを持ち、精神面・物質面で様々な役割を担っている(生態系の基盤、地球温暖化防止、緑化景観等)。みどりの基本計画を策定しただけでは、実行性が弱いため、庁内横断的な実行性を担保する行動計画が必要である。地球環境問題が大きく取りざたされる現在。未来のうるま市のために、行政が一丸となって真剣に取り組むべき政策である。

#### (2) みどり推進計画の性格

みどりの基本計画で位置付けられた施策を展開するためには、市民、事業者、NPO 1、行政等が協働し、それぞれの立場で役割を果たしながら主体的に施策を推進する必要がある。本計画は、庁内関係各課が横断的な連携を図りながら、取り組むべき施策を実行していくためのアクションプラン(行動計画)である。

1 NPO: 行政や企業とは独立した存在として、福祉・環境・まちづくり等の様々な分野の社会的な公益活動を行う民間 非営利組織・団体。なお、特定非営利活動促進法(NPO法)による認証を受けた特定非営利活動法人(NPO法人)に 限らない。

#### (3)みどり推進計画の期間

みどりの基本計画は、平成22年(2010年)を初年度とし、20年後の平成41年(2029年) を目標年次としている。

本計画は、みどりの基本計画に準じて平成22 年度から平成41 年度までの20年間を計画 期間とする。なお、施策の成果や社会情勢の変化等により、必要に応じて見直しを行う。

実施時期を具体化するため、計画期間を短期(~5年)・中期(6~10年)・長期(11~20年)に区分し、その期間内において推進する事項を明確化する。

H22			H26	H27				H31	H32							H41
(2010)			(2014)	(2015)				(2019)	(2020)							(2029)
	短期	(~5年			中期(6	6 ~ 10 <sup>1</sup>	<u> </u>								/	
					1 201 (4	7 10-					長期(	11 ~ 2	0年)			>

#### 1章.うるま市みどりの基本計画の概要

計画の対象区域:うるま市全域(86.01km²) 本市に面する海浜域も対象区域とする。

計画の期間:平成22年(2010年)~平成41年(2029年)

みどりの将来像:水とみどりが輝き 自然の息吹と歴史の薫りを感じる うるおいのまち

基本方針: 自然と歴史に育まれた貴重なみどりを守る

まちに潤いを与える多彩なみどりをつくる

地域とともに大切にみどりを育てる

#### 目 標 水 準

市街地内(用途地域内)の緑地の確保目標水準

14.0% (平成21年) 30.4% (平成41年)

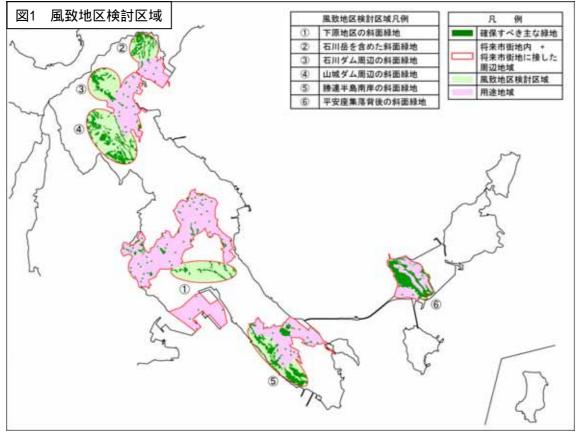
市街地に接した周辺地域の緑地面積(図1) ~ を含む。

都市公園等(都市公園 + その他の公園)の整備目標(住民一人当たり公園面積)

11.5㎡ (平成21年) **17㎡** (平成41年) **20㎡** (将来)

都市計画区域内(市全域)での緑地確保目標水準(表1)

22.7% (平成21年) 48.0% (平成41年)





#### 表 1

都市計画区域内及び将来市街地内の緑地確保目標量の算出(みどりの基本計画 p28)

施設緑地の確保目標

(単位:ha)

	平	成21年(現)	兄)	平成	41年(目標年	丰次)
	用途地域内	用途地域外	都市計画区域	用途地域内	用途地域外	都市計画区域
都市公園	41.57	50.04	91.61	69.33	109.44	178.77
公共施設緑地(その他の公園)	12.92	25.55	38.47	12.92	27.88	40.80
民間施設緑地	-	164.12	164.12	-	164.12	164.12
合計	54.49	239.71	294.20	82.25	301.44	383.69

端数処理のため内訳は必ずしも一致しない。

地域制緑地の確保目標

(単位:ha)

- 0							( 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1
		平	成21年(現)	兄)	平成	41年(目標年	∓次)
		用途地域内	用途地域外	都市計画区域	用途地域内	用途地域外	都市計画区域
る法	地域森林計画対象民有林	105.56	1,261.44	1,367	105.56	1,261.44	1,367
もに	保安林	3.57	170.43	174	3.57	170.43	174
のよ	河川区域	5.6	64.4	70	5.6	64.4	70
0, 4	風致地区	0.15	1.95	2.1	78.45	1,980.95	2,059.4
条例	によるもの	4.90	52.50	57.4	4.90	52.50	57.4
地区	計画等	ı	ı	-	1.55	-	1.55
重複	面積	5.34	188.98	194.31	5.34	188.98	194.31
	合計	114.45	1,361.74	1,476.19	194.30	3,340.74	3,535.04

端数処理のため内訳は必ずしも一致しない。

公共施設及び民間施設の緑化面積の確保目標

(単位:ha)

						( <del>-</del> 12:114)	
	平	平成21年(現況)			平成41年(目標年次)		
	用途地域内	用途地域外	都市計画区域	用途地域内	用途地域外	都市計画区域	
公共施設の緑化面積	11.02	5.93	16.95	25.11	11.39	36.50	
民間施設の緑化面積	67.31	49.00	116.31	76.01	52.83	128.84	
合計	78.33	54.93	133.26	101.12	64.22	165.34	

端数処理のため内訳は必ずしも一致しない。

公共施設及び民間施設のグラウンドの確保目標

(単位:ha)

	平	成21年(現)	兄)	平成	41年(目標年	丰次)
	用途地域内	用途地域外	都市計画区域	用途地域内	用途地域外	都市計画区域
公共施設のグラウンド	31.16	9.61	40.77	31.16	9.61	40.77
民間施設のグラウンド	2.30	1.59	3.89	2.30	1.59	3.89
合計	33.46	11.20	44.66	33.46	11.20	44.66

端数処理のため内訳は必ずしも一致しない。

確保目標の合計(施設緑地 + 地域制緑地 + 施設緑化面積 + グラウンド)

(単位:ha)

	平	成21年(現)	兄)	平成	41年(目標年	丰次)
	用途地域内	用途地域外	都市計画区域	用途地域内	用途地域外	都市計画区域
確保目標の合計	280.73	1,667.58	1,948.31	411.13	3,717.60	4,128.73

将来市街地内の 緑地確保目標量 都市計画区域内の 緑地確保目標量

都市計画区域面積(将来) : 8,601 ha 平成 21 年度(現況)線地面積: 1,948.31 ha

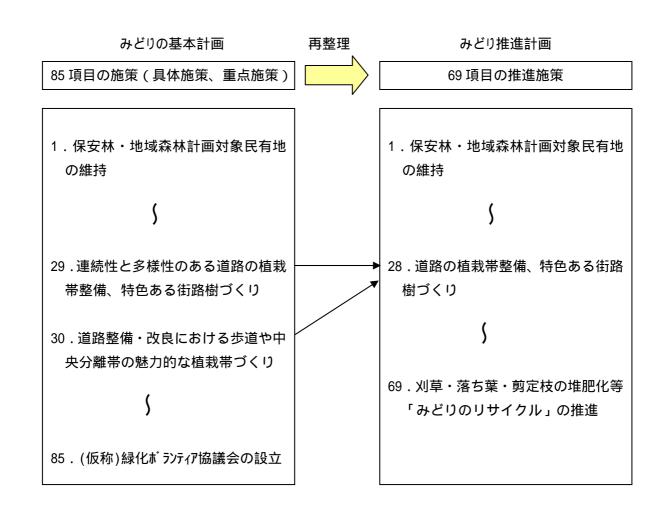
平成 41 年度(目標年次)緑地面積: 4,128.73 ha



#### 2章.推進施策の体系

みどりの基本計画では、具体施策及び重点施策として合計85項目の施策を掲げている。 本計画を策定するにあたり、この85項目の施策について、施策の細分化、同一又は類似 する施策を集約化し、推進施策として再整理を行う。(p5)

また、各推進施策を主体的に実施するメイン課と、メイン課を支援するサポート課を定め、推進施策の体系を構築する。(p6)



## (1)推進施策の再整理

		施策(具体施策、重点施策)	- m-
施策方針	施策	具体施策 保安林・地域森林計画対象民有林の維持	番号
		都市緑地法による制度の活用や風致地区の新規指定の検討	
	1	地すべり防止区域等の法規制の徹底、裸地化した斜面地への緑化	
	樹林地の保 全・回復・活	樹林地に囲まれているダムの周辺緑地と水面の環境保全 リュウキュウマツの松くい虫対策等	
	用口以加	樹林地の保全に関する県や周辺市町村との広域的な連携・調整	
里山のみ		少年自然の家や市民の森公園等のレクリエーションの場としての整備・活用	
どり		高台における遊歩道・展望台等の整備、健康増進や眺望点としての活用 営農施設等の整備と併せた優良農地の保全	
	2	周辺環境と調和の取れた田園風景の維持・創出	
	農地の保 全・活用	遊休農地のグリーンツーリズムの場等としての活用と担い手育成	1
	— . <b></b>	市民ふれあい農園の既存農園の継続及び新規農園の設置 河川や海の水質汚濁防止や、地域住民との協働の清掃・緑化活動への取り組みによる、水質浄化や環境美化、生態系の保全・回復	
骨格となる	3 水辺環境の	河川・海の環境保全に関する県や周辺市町村との広域的な連携・調整	1
水辺のみ	保全·再生	地域の実情に合った河川敷及び海岸の防風・防潮林の管理・育成	
Cリ		勝連城跡北側の沼地における水鳥等の調査、城跡と一体的な整備・活用  緑地と一体的な歴史文化資源について、周辺環境と調和した整備と適切な維持管理による地域資源としての保全・活用	1
		歴史的な物語性等を考慮した史跡の整備、自生種を中心とした植栽	1
	用	勝連城跡の土地の買収や城郭内の保存復元、環境保全と有効活用	1
歴史と文 化を伝える		集落にある闘牛場の周辺環境と調和した整備、観光資源としての活用 石川多目的ドーム・安慶名闘牛場の交流の場としての整備・活用	2
	6 屋敷林	11   19目の「二ム・女とも同一場の文派の場合しての霊神・古州   地域の顔となる樹木・樹林の保全のため、保存樹制度の確立・活用、景観重要樹木の指定や地域の協働で維持管理できるような制度の検討	
	シンホールツリー	地域の歴史と深い関わる樹木·樹林地の案内板・標識等の整備	1
	等の保全	消滅した地域のシンボル的な樹木・樹林地等の復元 河川・海岸の整備における多様性を活かしたウォーターフロントづくりと活用、必要に応じ県や周辺市町村との広域的な連携・調整	1
	7 北田の書	河川・海岸の整備にありる多様性を活かしたりオーダープロフトラベリと活用、必要に応じ県や周辺市町村との広域的な連携・調整  周辺環境と調和した河川・海浜のレクリエーションの場としての整備・活用	2
	水辺の整 備·活用	景観形成上重要な河川・海岸の景観重要公共施設の位置づけ検討と緑化	2
	/ 14/13	河川敷での緑化活動を地域資源としたイベントづくり 連続性と多様性のある道路の植栽帯整備。特色ある街路樹づくり	2 3
水とみどり		理続性と多様性のある道路の恒栽帝整備、特色ある街路樹づくり  道路整備・改良における歩道や中央分離帯等の魅力的な植栽帯づくり	3
のネット	8	植栽帯の確保が困難な狭隘道路の道路特性に応じた緑化空間の確保	3
ワークの形 成	。 道路の緑化	景観形成上重要な道路の景観重要公共施設の位置づけ検討と緑化	3
	と適切な維	植栽帯管理、(仮称)樹種選定検討委員会の設立と適切な樹種選定 定期的な道路の植栽帯の維持管理、臨時的な点検	3
	持管理	道路愛護団体登録制度やアダブトプログラム(里親制度)等の創設・活用	3
		刈草・落ち葉・剪定枝の堆肥化等「みどりのリサイクル」	3
		国道・県道に関する国や県との連携・調整  公園整備の計画における市民参加の公園づくリワークショップ等	3
		借地公園制度等の手法による公園用地の確保	3
	9 公園の整備 と適切な維	既存公園・新規公園の整備・改修における地域特性等に応じた機能拡充	4
		都市公園の整備が困難な地域における広場やポケットパークの整備 景観形成上重要な都市公園の景観重要公共施設の位置づけ検討と緑化	4
		植物管理、(仮称)樹種選定検討委員会の設立と適切な樹種選定	4
	持管理	定期的な公園の維持管理、臨時的な点検 公園愛護団体登録制度やアダブトプログラム(里親制度)等の創設・活用	4
		公園委園四座互郵前後でアダクドプログラム(主統前後)寺の副設「沿州   刈草・落ち葉・剪定枝の堆肥化等「みどりのリサイクル」	4
		公園パトロール隊等、地域住民による見回り体制づくりへの支援	4
身近なみ		プレーパーク等の魅力的な公園利用のあり方の検討 公共施設と施設周辺の魅力的な緑化推進、快適で潤いある空間づくり	4
どりの創出	40	公共売設と売設可担のたり付けないでは、大阪と同じのお子同じています。   日然環境や生態系等の保全に配慮した公共施設整備事業のあり方の検討	5
	10 公共施設及	子ども達や地域住民とともに取り組む学校や児童館等の緑化	5
	び民間施設	施設管理者の連携体制構築、緑化率20%に向けた公共施設緑化と維持 事業者等への緑化に関する情報提供	5
	の緑化	事業自守、VVIIII (り、壁面緑化、屋上緑化等	5
		緑地不足の市街地等について都市緑地法による緑化地域制度の活用検討	5
	11	地区計画や緑地協定等の活用による民有地の緑化 花いっぱい運動や接道部緑化、壁面緑化・屋上緑化等への支援	5
	住宅地の緑 化	化けらなり理動や安温が終れ、至川線化・屋上線化寺への支援密集市街地の緑地空間の確保・ボケットパーク等の整備	Ę
	ΤÜ	景観形成上重要な地区等の景観施策と連携した緑化の誘導	5
		環境活動に取り組むNPO等と連携し、学校や公民館等での環境教育 次世代を担う子ども達のみどりを大切にする心を育むための取り組み	6
	12	市の花・木・花木の認知度向上と緑化推奨、市のシンボルとしての活用	6
みどりを愛		緑化コンクールやフォトコンテスト等の表彰制度の創設	1 6
	する意識啓 発	多様な伝達手段を活用したみどりや環境等に関する情報提供 みどりの月間等でのイベント開催、自然や環境問題を考える機会の創出	6
, ,,,,,	, 3	みどりの日の設定検討	6
		みどり条例の円滑な施行及び運用	1 6
		これまでの緑化支援の内容や活用状況の評価・検証と今後の方針検討 助成制度等の構築と活用による各種緑化団体への支援と人材育成	6
		相談体制として専門家によるアドバイザー制度等の創設検討	7
	13	EM活性液の無料配布等、EMを活用した環境にやさいいまちづくり	7
	緑化活動へ の支援	みどり基金の創設検討 緑化団体等への苗木や清掃用ボランティア袋の提供	7
みどりを育		緑化活動に必要な水の確保のための手法検討	7
むための		市民や市内で活動する緑化団体等への各種支援制度の情報提供	7
仕組みや   体制づ(リ		みどり条例の円滑な施行及び運用 河川敷、公園、街路樹等の維持管理に地域住民等が参加できる仕組みづくりの検討	7
	14	みどりや環境等に関する情報提供・情報共有のあり方の検討、情報ネットワークの構築	7
	14 協働·連携	(仮称)樹種選定検討委員会の設立、適切な樹種選定や植樹・移植のあり方等の協議・検討	7
	体制づくり	NPOや研究機関等の専門家との連携体制構築、自然環境保全に寄与するデータの蓄積 各種事業や計画等と連携し、総合的かつ計画的な緑化推進	8
	件型プリ		
		みどり条例に位置づけられる各項目の円滑な施行及び運用	8
	ā施策	みどり条例に位置づけられる各項目の円滑な施行及び運用 風致地区の指定 勝連城跡及び伊波城跡の歴史公園の整備	8

再整理

再整理

みどり推進計画 69推進施策

	進計画 69推進施策 T	1
分類	推進施策	1
	保安林・地域森林計画対象民有林の維持	
	都市緑地法の制度の活用	2
	風致地区の新規指定地域のは担制の強度	3
<del>備</del> 尌林地	地すべり防止区域等の法規制の徹底 裸地化した斜面地への緑化	5
	樹林地に囲まれているダムの周辺緑地と水面の環境保全	6
	リュウキュウマツ等の害虫対策	7
	樹林地の保全に関する県や周辺市町村との広域的な連携・調整	8
	石川青少年の家や市民の森公園等のレクリエーションの場としての整備・活用	9
	高台における遊歩道・展望台等の整備、眺望点としての活用	10
<b>\</b>	営農施設等の整備と併せた優良農地(田園風景)の保全	11
農地	遊休農地のグリーンツーリズムの場等としての活用と担い手育成	12
	市民ふれあい農園の既存農園の継続及び新規農園の設置	13
1	河川や海の環境保全(水質浄化、生態系の保全・回復等)と県や周辺市町村との広域的な連携・調整	
━ 河川·海	地域の実情に合った河川敷及び海岸の防風・防潮林の管理・育成	15
/引/11 /母	河川・海岸の整備(ウォーターフロント、レクリエーション等)と県や周辺市町村との広域的な連携・調整	16
	地域住民と協働による河川や海の清掃・緑化活動やイベントづくり	17
	緑地と一体的な歴史文化資源の整備と維持管理による保全・活用	18
Ħ	史跡整備における歴史的物語性等の考慮と自生種中心の植栽物がははなる。またいアッカがは、は、四方のでは、可は、四方のでは、同うのでは、同うのでは、可はでは、同うのでは、同うでは、可はでは、同うのでは、同うではでは、同うではでは、同うではでは、同うではでは、同うではでは、同うでは、同う	19
史跡	勝連城跡の歴史公園の整備(土地買収や保存復元)、環境保全と有効活用	20
	勝連城跡北側の沼地の水鳥等調査、城跡と一体的な整備·活用	21
and the	伊波城跡の歴史公園の整備	22
68 AT 18	集落にある闘牛場の整備・活用	23
闘牛場	石川多目的ドーム・安慶名闘牛場の整備・活用	24
•	保存樹及び景観重要樹木の指定、地域が維持管理できる制度の検討	25
樹木	地域の歴史と深く関わる樹木・樹林地の案内板・標識等の整備	26
	消滅した地域のシンボル的な樹木・樹林地等の復元	27
-46	道路の植栽帯整備、特色ある街路樹づくり	28
*************************************	狭隘道路の道路特性に応じた緑化空間の確保	29
道路	道路の植栽帯の定期的な維持管理、臨時的な点検	30
	国道・県道の緑化に関する国や県との連携・調整	31
	公園整備計画における地域意見の集約	32
	借地公園制度等の手法による公園用地の確保	33
A.	地域特性等に応じた新規・既存公園の整備(改修)	34
	密集市街地等の都市公園整備が困難な地域における広場やポケットパークの整備	35
	公園の定期的な維持管理、臨時的な点検	36
	地域住民による公園見回り体制づくりへの支援	37
	プレーパーク等の魅力的な公園利用のあり方の検討	38
	緑化率20%に向けた公共施設と施設周辺の緑化・維持管理の推進	39
111	自然環境等の保全に配慮した公共施設整備事業のあり方の検討	40
施設緑化	子ども達や地域住民とともに取り組む学校や児童館等の緑化	41
NEWX MOVIO	事業者等への緑化促進	42
	みどりのカーテンづくり・壁面緑化・屋上緑化等の推進	43
-	地区計画や緑地協定等の活用による民有地の緑化	44
住宅地	花いっぱい運動や接道部緑化、壁面緑化・屋上緑化等への支援	45
II-0/6	景観形成上重要な地区等の景観施策と連携した緑化の誘導	46
	環境教育や緑化活動等、みどりを大切にする心を育むための取り組み	47
	市の花・木・花木の認知度向上と緑化推奨、市のシンボルとして活用	48
	緑化コンクールやフォトコンテスト等の表彰制度の創設	49
意識啓発	みどりの月間等におけるみどりの保全及び緑化関連イベントの開催	50
	みどりの日の設定検討	51
	みどり条例の各項目の円滑な施行及び運用	52
	これまでの緑化支援の内容や活用状況の評価・検証と今後の方針検討	53
	緑化活動に関する助成制度の構築・活用、各種支援制度の情報提供	54
	緑化活動に関する人材育成	55
0 <b>9</b> 0	相談体制として専門家によるアドバイザー制度等の創設検討	56
	EM活性液の無料配布等、EMを活用した環境にやさしいまちづくり	57
緑化活動 支援	みどり基金の創設検討	58
~1/4	緑化団体等への苗木の提供	59
	緑化団体等への清掃用ボランティア袋の提供	60
	緑化活動に必要な水の確保のための手法検討	61
	みどりや環境等に関する情報共有体制の構築、多様な伝達手段を活用した情報提供	62
	NPOや研究機関等の専門家との連携体制構築	63
International Control	自然環境保全に寄与するデータの蓄積	64
協働·連携	各種事業や計画等との連携による総合的かつ計画的な緑化推進	65
体制	(仮称)緑化ボランティア協議会の設立	66
	道路、都市公園、河川・海岸等の景観重要公共施設としての位置づけ検討と緑化	67
60	に成称)樹種選定検討委員会の設立	68
共通事項	1,······/····	



# (2)各推進施策と担当課の整理

₩ 緊 蔗 黙 各施設管理担当課 ĶΠ 事 担 川 黙 教育委員会指導課 教育委員会生涯学習振興課 教育委員会施設課 **∜**∤  $\times$ 阃 黝 팶 黙 黙 六 擅 H+黙 極 Н 顗 米 點 農水産整 備 課 臤 點 嘂 弾 黙 七 匨 ₩ 黙 汨 嗂 旨 點 릿 重 厥 匨 黙 鄖 宜 黙 额 務 黙 溪 ШЩ 1 뿂 黙 씸 阃 黙 캩 點 恕 七 阃 樹林地の保全に関する県や周辺市町村との広域的な連携・調整 石川青少年自然の家や市民の森公園等のレクリエーションの場としての整備・活用 地域特性等に応じた新規・既存公園の整備(改修) 密集市街地等の都市公園整備が困難な地域における広場やポケットパークの整備 広域的な連携・調整 (仮称)緑化ボランティア協議会の設立 道路、都市公園、河川・海岸等の景観重要公共施設としての位置づけ検討と緑化 (仮称)樹種選定検討委員会の設立 刈草・落ち葉・剪定枝の堆肥化等「みどりのリサイクル」の推進 みどりや環境等に関する情報共有体制の構築、多様な伝達手段を活用した情報提供 NPOや研究機関等の専門家との連携体制構築 自然環境保全に寄与するデータの蓄積 域的な連携・ みどり条例の各項目の円滑な施行及び運用 これまでの緑化支援の内容や活用状況の評価・検証と今後の方針検討 緑化活動に関する助成制度の構築・活用、各種支援制度の情報提供 緑化活動に関する人材育成 景観形成上重要な地区等の景観施策と連携した緑化の誘導 環境教育や緑化活動等、みどりを大切にする心を育むための取り組み 保存樹及び景観重要樹木の指定、地域が維持管理できる制度の検討地域の歴史と深く関わる樹木・樹林地の案内板・標識等の整備消滅した地域のシンボル的な樹木・樹林地等の復元 /ボルとして活用 コンクールやフォトコンテスト等の表彰制度の創設 りの月間等におけるみど1の保全及び緑化関連イベントの開催 河川・海岸の整備(ウォーターフロント、レクリエーション等)と県や周辺市町村との1 地域住民と協働による河川や海の清掃・緑化活動やイベントづくり 緑地と一体的な歴史文化資源の整備と維持管理による保全・活用 河川や海の環境保全(水質浄化、生態系の保全・回復等)と県や周辺市町村とのL 地域の実情に合った河川敷及び海岸の防風・防潮林の管理・育成 ◇園の定期的な維持管理、臨時的な点検 地域住民による公園見回り体制づくりへの支援 ブレーパーク等の魅力的な公園利用のあり方の検討 緑化率20%に向けた公共施設と施設周辺の緑化、維持管理の推進 自然環境等の保全に配慮した公共施設整備事業のあり方の検討 相談体制として専門家によるアドバイザー制度等の創設検討 EM活性液の無料配布等、EMを活用した環境にやさしいまちづくり みどり基金の創設検討 各種事業や計画等との連携による総合的かつ計画的な緑化推進 担い手育成 みどりのカーテンづくり・壁面緑化・屋上緑化等の推進 地区計画や緑地協定等の活用による民有地の緑化 花いっぱい運動や接道部緑化、壁面緑化・屋上緑化等への支援 史跡整備における歴史的物語性等の考慮と自生種中心の植栽 勝連城跡の歴史公園の整備(土地買収や保存復元)、環境保全 勝連城跡北側の沼地の水鳥等調査、城跡と一体的な整備・活用 子ども達や地域住民とともに取り組む学校や児童館等の緑化 市民ふれあい農園の既存農園の継続及び新規農園の設置 ムの周辺緑地と水面の環境保全 高台における遊歩道・展望台等の整備、眺望点としての消営農施設等の整備と併せた優良農地(田園風景)の保全遊休農地のグリーンツーリズムの場等としての活用と担い 胀 道路の植栽帯整備、特色ある街路樹づくり 狭隘道路の道路特性に応じた緑化空間の確保 道路の植栽帯の定期的な維持管理、臨時的な点検 国道・県道の緑化に関する国や県との連携・調整 公園整備計画における地域意見の集約 借地公園制度等の手法による公園用地の確保 緑化団体等への清掃用ボランティア袋の提供 緑化活動に必要な水の確保のための手法検討 - V·安慶名闘牛場の整備・活用 絽 保安林・地域森林計画対象民有林の維持 灃 べり防止区域等の法規制の徹底 쌮 伊波城跡の歴史公園の整備 集落にある闘牛場の整備・活用 リュウキュウマツ等の害虫対策 緑化団体等への苗木の提供 裸地化した斜面地への緑化 樹林地に囲まれているダ みどりの月間等における みどりの日の設定検討 事業者等への緑化促進 風致地区の新規指定 推進施策と担当課の整理 緑化コンク・ 13 15 40 42 43 44 46 47 48 49 50 52 53 53 55 54 55 56 57 58 59 60 61 62 99 69 69 5 6 7 9 18 19 20 21 23 24 28 29 30 31 31 31 33 33 33 34 35 36 38 38 63 65 25 26 27 27 45 16 # 樹林地 ▶ 農地 原三 -- 炴 史跡 圆牛鵐 ■極大 炒 連路 公園 2 施設線化 [[世代] 意識的発 緑化活動支援 分類 協働・連携体制 1 共風事四



## 各課単位で、担当する推進施策を整理する。

## 都市計画課

頁		施策 、施策名	: メイン : サポート
<u>p17</u>	1	保安林・地域森林計画対象民有林の維持	
<u>p18</u>	2	都市緑地法の制度の活用	
<u>p19</u>	3	風致地区の新規指定	
<u>p20</u>	4	地すべり防止区域等の法規制の徹底	
<u>p21</u>	5	裸地化した斜面地への緑化	
<u>p22</u>	6	樹林地に囲まれているダムの周辺緑地と水面の環境保全	
<u>p23</u>	7	リュウキュウマツ等の害虫対策	
<u>p24</u>	8	樹林地の保全に関する県や周辺市町村との広域的な連携・調整	
<u>p25</u>	9	石川青少年の家や市民の森公園等のレクリエーションの場とし	
		ての整備・活用	
p26	10	高台における遊歩道・展望台等の整備、眺望点としての活用	
p27	11	営農施設等の整備と併せた優良農地(田園風景)の保全	
p28	12	遊休農地のグリーンツーリズムの場等としての活用と担い手育成	
p29	13	市民ふれあい農園の既存農園の継続及び新規農園の設置	
<b>p30</b>	14	河川や海の環境保全(水質浄化、生態系の保全・回復等)と県や	
		周辺市町村との広域的な連携・調整	
<u>p31</u>	15	地域の実情に合った河川敷及び海岸の防風・防潮林の管理・育成	
p32	16	河川・海岸の整備 ( ウォーターフロント、レクリエーション等 )	
		と県や周辺市町村との広域的な連携・調整	
<b>p33</b>	17	地域住民と協働による河川や海の清掃・緑化活動やベントづくり	
<u>p35</u>	18	緑地と一体的な歴史文化資源の整備と維持管理による保全・活用	
<u>p36</u>	19	史跡整備における歴史的物語性等の考慮と自生種中心の植栽	
<u>p37</u>	20	勝連城跡の歴史公園の整備(土地買収や保存復元) 環境保全と	
		有効活用	
<b>88</b> q	21	勝連城跡北側の沼地の水鳥等調査、城跡と一体的な整備・活用	
<u>p39</u>	22	伊波城跡の歴史公園の整備、環境保全と有効活用	
<u>p40</u>	23	集落にある闘牛場の整備・活用	
<u>p41</u>	24	石川多目的ドーム・安慶名闘牛場の整備・活用	
<u>p42</u>	25	保存樹及び景観重要樹木の指定、地域が維持管理できる制度の検討	
<u>p43</u>	26	地域の歴史と深く関わる樹木・樹林地の案内板・標識等の整備	
<u>p44</u>	27	消滅した地域のシンボル的な樹木・樹林地等の復元	
<u>p45</u>	28	道路の植栽帯整備、特色ある街路樹づくり	
<u>p46</u>	29	狭隘道路の道路特性に応じた緑化空間の確保	
<u>p47</u>	30	道路の植栽帯の定期的な維持管理、臨時的な点検	
<u>p48</u>	31	国道・県道の緑化に関する国や県との連携・調整	

- 40	00	八国故供制売にわけて地域会日の焦め	
p49	32	公園整備計画における地域意見の集約	
<u>p50</u>	33	借地公園制度等の手法による公園用地の確保	
<u>p51</u>	34	地域特性等に応じた新規・既存公園の整備(改修)	
p52	35	密集市街地等の都市公園整備が困難な地域における広場やポケー	
		ットパークの整備	
<u>p53</u>	36	公園の定期的な維持管理、臨時的な点検	
<u>p54</u>	37	地域住民による公園見回り体制づくりへの支援	
<u>p55</u>	38	プレーパーク等の魅力的な公園利用のあり方の検討	
<u>p56</u>	39	緑化率 20%に向けた公共施設と施設周辺の緑化・維持管理の推進	
<u>p57</u>	40	自然環境等の保全に配慮した公共施設整備事業のあり方の検討	
p58	41	子ども達や地域住民とともに取り組む学校や児童館等の緑化	
<u>p59</u>	42	事業者等への緑化促進	
<u>p60</u>	43	みどりのカーテンづくり・壁面緑化・屋上緑化等の推進	
<u>p61</u>	44	地区計画や緑地協定等の活用による民有地の緑化	
<u>p62</u>	45	花いっぱい運動や接道部緑化、壁面緑化・屋上緑化等への支援	
p63	46	景観形成上重要な地区等の景観施策と連携した緑化の誘導	
<u>p64</u>	47	環境教育や緑化活動等、みどりを大切にする心を育むための取り	
		組み	
<b>p66</b>	48	市の花・木・花木の認知度向上と緑化推奨、市のシンボルとして	
		活用	
<mark>p67</mark>	49	緑化コンクールやフォトコンテスト等の表彰制度の創設	
<mark>p68</mark>	50	みどりの月間等におけるみどりの保全及び緑化関連イベントの開催	
<b>p69</b>	51	みどりの日の設定検討	
<u>p70</u>	52	みどり条例の各項目の円滑な施行及び運用	
<u>p71</u>	53	これまでの緑化支援の内容や活用状況の評価・検証と今後の方針	
		検討	
<u>p72</u>	54	緑化活動に関する助成制度の構築・活用、各種支援制度の情報提供	
<u>p73</u>	55	緑化活動に関する人材育成	
<u>p74</u>	56	相談体制として専門家によるアドバイザー制度等の創設検討	
p75	57	EM 活性液の無料配布等、EM を活用した環境にやさしいまちづくり	
p75	58	みどり基金の創設検討	
<u>p76</u>	59	緑化団体等への苗木の提供	
<u>p77</u>	60	緑化団体等への清掃用ボランティア袋の提供	
p78	61	緑化活動に必要な水の確保のための手法検討	
p79	62	みどりや環境等に関する情報共有体制の構築、多様な伝達手段を	
		活用した情報提供	
<mark>080</mark>	63	NPO や研究機関等の専門家との連携体制構築	
p81	64	自然環境保全に寄与するデータの蓄積	
p82	65	各種事業や計画等との連携による総合的かつ計画的な緑化推進	
p83	66	(仮称)緑化ボランティア協議会の設立	
p84	67	道路、都市公園、河川・海岸等の景観重要公共施設としての位置	
		づけ検討と緑化	
		H- 1	

p85	68	(仮称)樹種選定検討委員会の設立	
p86	69	刈草・落ち葉・剪定枝の堆肥化等「みどりのリサイクル」の推進	

## 企画課

<ul> <li>頁 施策 、施策名</li> <li>p17 1 保安林・地域森林計画対象民有林の維持</li> <li>p28 12 遊休農地のグリーンツーリス゚ムの場等としての活用と担い手育成</li> <li>p30 14 河川や海の環境保全(水質浄化、生態系の保全・回復等)と県か周辺市町村との広域的な連携・調整</li> <li>p33 17 地域住民と協働による河川や海の清掃・緑化活動やイベントづくじ</li> </ul>	
p2812 遊休農地のグリーンツーリズムの場等としての活用と担い手育成p3014 河川や海の環境保全(水質浄化、生態系の保全・回復等)と県ヤ 周辺市町村との広域的な連携・調整	: メイン : サポート
p30 14 河川や海の環境保全(水質浄化、生態系の保全・回復等)と県か 周辺市町村との広域的な連携・調整	
周辺市町村との広域的な連携・調整	
	פ
p33 17 地域住民と協働による河川や海の清掃・緑化活動やイベントづくじ	
=	1
p37   20 勝連城跡の歴史公園の整備(土地買収や保存復元) 環境保全と	=
有効活用	
p38   21 勝連城跡北側の沼地の水鳥等調査、城跡と一体的な整備・活用	
p42   25 保存樹及び景観重要樹木の指定、地域が維持管理できる制度の検討	đ
p55   38 プレーパーク等の魅力的な公園利用のあり方の検討	
p62 45 花いっぱい運動や接道部緑化、壁面緑化・屋上緑化等への支援	
p64   47 環境教育や緑化活動等、みどりを大切にする心を育むための取!	)
組み	
p66   48 市の花・木・花木の認知度向上と緑化推奨、市のシンボルとして	<i>-</i>
活用	
p67   49 緑化コンクールやフォトコンテスト等の表彰制度の創設	
p68 50 みどりの月間等におけるみどりの保全及び緑化関連小゙ントの開催	
p69   51 みどりの日の設定検討	
p71   53 これまでの緑化支援の内容や活用状況の評価・検証と今後の方金	t
検討	
p72   54 緑化活動に関する助成制度の構築・活用、各種支援制度の情報提供	ţ
p74 56 相談体制として専門家によるアドバイザー制度等の創設検討	
p80 63 NPO や研究機関等の専門家との連携体制構築	
p81 64 自然環境保全に寄与するデータの蓄積	
p83   66 (仮称)緑化ボランティア協議会の設立	

## 秘書広報課

頁		施策 、施策名	: メイン : サポート
<u>p66</u>	48	市の花・木・花木の認知度向上と緑化推奨、市のシンボルとして	
		活用	
<u>p71</u>	54	緑化活動に関する助成制度の構築・活用、各種支援制度の情報提供	
<u>p79</u>	62	みどりや環境等に関する情報共有体制の構築、多様な伝達手段を	
		活用した情報提供	

## 総務課

頁		施策 、施策名	: メイン : サポート
<u>p20</u>	4	地すべり防止区域等の法規制の徹底	
p21	5	裸地化した斜面地への緑化	

## 管財課

頁		施策 、施策名	: メイン : サポート
<u>p17</u>	1	保安林・地域森林計画対象民有林の維持	
<u>p19</u>	3	風致地区の新規指定	
p22	6	樹林地に囲まれているダムの周辺緑地と水面の環境保全	
<u>p56</u>	39	緑化率 20%に向けた公共施設と施設周辺の緑化・維持管理の推進	
<mark>p60</mark>	43	みどりのカーテンづくり・壁面緑化・屋上緑化等の推進	

#### 児童家庭課

頁		施策 、施策名	: メイン : サポート
p58	41	子ども達や地域住民とともに取り組む学校や児童館等の緑化	
<u>p64</u>	47	環境教育や緑化活動等、みどりを大切にする心を育むための取り	
		組み	

## 保育課

頁		施策 、施策名	: メイン : サポート
p58	41	子ども達や地域住民とともに取り組む学校や児童館等の緑化	
<u>p64</u>	47	環境教育や緑化活動等、みどりを大切にする心を育むための取り	
		組み	

## 市民生活課

頁		施策 、施策名	: メイン : サポート
p23	7	リュウキュウマツ等の害虫対策	
p35	18	緑地と一体的な歴史文化資源の整備と維持管理による保全・活用	
<u>p40</u>	23	集落にある闘牛場の整備・活用	
<u>p47</u>	30	道路の植栽帯の定期的な維持管理、臨時的な点検	
<u>p49</u>	32	公園整備計画における地域意見の集約	
<u>p51</u>	34	地域特性等に応じた新規・既存公園の整備(改修)	
<u>p53</u>	36	公園の定期的な維持管理、臨時的な点検	
<u>p54</u>	37	地域住民による公園見回り体制づくりへの支援	

p58	41	子ども達や地域住民とともに取り組む学校や児童館等の緑化	
p64	47	環境教育や緑化活動等、みどりを大切にする心を育むための取り	
		組み	
p73	55	緑化活動に関する人材育成	

## 環境課

頁		施策 、施策名	: メイン : サポート
p22	6	樹林地に囲まれているダムの周辺緑地と水面の環境保全	
<u>p27</u>	11	営農施設等の整備と併せた優良農地(田園風景)の保全	
<b>p30</b>	14	河川や海の環境保全(水質浄化、生態系の保全・回復等)と県や	
		周辺市町村との広域的な連携・調整	
<b>p33</b>	17	地域住民と協働による河川や海の清掃・緑化活動やイベントづくり	
<u>p38</u>	21	勝連城跡北側の沼地の水鳥等調査、城跡と一体的な整備・活用	
<u>p47</u>	30	道路の植栽帯の定期的な維持管理、臨時的な点検	
p53	36	公園の定期的な維持管理、臨時的な点検	
<u>p57</u>	40	自然環境等の保全に配慮した公共施設整備事業のあり方の検討	
<u>p64</u>	47	環境教育や緑化活動等、みどりを大切にする心を育むための取り	
		組み	
<mark>p68</mark>	50	みどりの月間等におけるみどりの保全及び緑化関連か、汁の開催	
<mark>p77</mark>	60	緑化団体等への清掃用ボランティア袋の提供	
<mark>p80</mark>	63	NPO や研究機関等の専門家との連携体制構築	
<u>p81</u>	64	自然環境保全に寄与するデータの蓄積	
<mark>p86</mark>	69	刈草・落ち葉・剪定枝の堆肥化等「みどりのリサイクル」の推進	

## 農政課

頁		施策 、施策名	: メイン : サポート
<u>p17</u>	1	保安林・地域森林計画対象民有林の維持	
<u>p21</u>	5	裸地化した斜面地への緑化	
p23	7	リュウキュウマツ等の害虫対策	
<u>p24</u>	8	樹林地の保全に関する県や周辺市町村との広域的な連携・調整	
<u>p27</u>	11	営農施設等の整備と併せた優良農地(田園風景)の保全	
p28	12	遊休農地のグリーンツーリズムの場等としての活用と担い手育成	
<u>p29</u>	13	市民ふれあい農園の既存農園の継続及び新規農園の設置	
<u>p30</u>	14	河川や海の環境保全(水質浄化、生態系の保全・回復等)と県や	
		周辺市町村との広域的な連携・調整	
<u>p31</u>	15	地域の実情に合った河川敷及び海岸の防風・防潮林の管理・育成	
<u>p44</u>	27	消滅した地域のシンボル的な樹木・樹林地等の復元	
<u>p46</u>	29	狭隘道路の道路特性に応じた緑化空間の確保	
<u>p59</u>	42	事業者等への緑化促進	

<mark>p60</mark>	43	みどりのカーテンづくり・壁面緑化・屋上緑化等の推進	
p62	45	花いっぱい運動や接道部緑化、壁面緑化・屋上緑化等への支援	
<u>p64</u>	47	環境教育や緑化活動等、みどりを大切にする心を育むための取り	
		組み	
<mark>p66</mark>	48	市の花・木・花木の認知度向上と緑化推奨、市のシンボルとして	
		活用	
<u>p70</u>	52	みどり条例の各項目の円滑な施行及び運用	
<u>p71</u>	53	これまでの緑化支援の内容や活用状況の評価・検証と今後の方針	
		検討	
<u>p72</u>	54	緑化活動に関する助成制度の構築・活用、各種支援制度の情報提供	
<u>p73</u>	55	緑化活動に関する人材育成	
<u>p74</u>	56	相談体制として専門家によるアドバイザー制度等の創設検討	
p75	58	みどり基金の創設検討	
<u>p76</u>	59	緑化団体等への苗木の提供	

#### 農水産整備課

頁		施策 、施策名	: メイン : サポート
p22	6	樹林地に囲まれているダムの周辺緑地と水面の環境保全	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
p27	11	営農施設等の整備と併せた優良農地(田園風景)の保全	
p28	12	遊休農地のグリーンツーリズムの場等としての活用と担い手育成	
<b>p30</b>	14	河川や海の環境保全(水質浄化、生態系の保全・回復等)と県や	
		周辺市町村との広域的な連携・調整	
<u>p31</u>	15	地域の実情に合った河川敷及び海岸の防風・防潮林の管理・育成	
<u>p33</u>	17	地域住民と協働による河川や海の清掃・緑化活動やイベントづくり	
<u>p49</u>	32	公園整備計画における地域意見の集約	
<u>p51</u>	34	地域特性等に応じた新規・既存公園の整備(改修)	
<u>p52</u>	35	密集市街地等の都市公園整備が困難な地域における広場やポケ	
		ットパークの整備	
<u>p53</u>	36	公園の定期的な維持管理、臨時的な点検	
<u>p54</u>	37	地域住民による公園見回り体制づくりへの支援	

## 商工観光課

頁		施策 、施策名	: メイン : サポート
<u>p25</u>	9	石川青少年の家や市民の森公園等のレクリエーションの場とし	
		ての整備・活用	
p26	10	高台における遊歩道・展望台等の整備、眺望点としての活用	
p28	12	遊休農地のグリーンツーリズムの場等としての活用と担い手育成	
p35	18	緑地と一体的な歴史文化資源の整備と維持管理による保全・活用	
<u>p37</u>	20	勝連城跡の歴史公園の整備(土地買収や保存復元) 環境保全と	

		有効活用	
<b>p38</b>	21	勝連城跡北側の沼地の水鳥等調査、城跡と一体的な整備・活用	
<b>p39</b>	22	伊波城跡の歴史公園の整備、環境保全と有効活用	
<u>p40</u>	23	集落にある闘牛場の整備・活用	
<u>p41</u>	24	石川多目的ドーム・安慶名闘牛場の整備・活用	
<u>p43</u>	26	地域の歴史と深く関わる樹木・樹林地の案内板・標識等の整備	
<u>p51</u>	34	地域特性等に応じた新規・既存公園の整備(改修)	
<u>p75</u>	57	EM 活性液の無料配布等、EM を活用した環境にやさしいまちづくり	

## 土木課

頁		施策 、施策名	: メイン : サポート
<u>p20</u>	4	地すべり防止区域等の法規制の徹底	
p21	5	裸地化した斜面地への緑化	
<b>p30</b>	14	河川や海の環境保全(水質浄化、生態系の保全・回復等)と県や	
		周辺市町村との広域的な連携・調整	
<u>p31</u>	15	地域の実情に合った河川敷及び海岸の防風・防潮林の管理・育成	
<u>p32</u>	16	河川・海岸の整備(ウォーターフロント、レクリエーション等)	
		と県や周辺市町村との広域的な連携・調整	
<u>p33</u>	17	地域住民と協働による河川や海の清掃・緑化活動やイベントづくり	
<u>p45</u>	28	道路の植栽帯整備、特色ある街路樹づくり	
<u>p46</u>	29	狭隘道路の道路特性に応じた緑化空間の確保	
<u>p47</u>	30	道路の植栽帯の定期的な維持管理、臨時的な点検	
<u>p48</u>	31	国道・県道の緑化に関する国や県との連携・調整	
p52	35	密集市街地等の都市公園整備が困難な地域における広場やポケ	
		ットパークの整備	
<u>p71</u>	53	これまでの緑化支援の内容や活用状況の評価・検証と今後の方針	
		検討	
<u>p72</u>	54	緑化活動に関する助成制度の構築・活用、各種支援制度の情報提供	
<u>p73</u>	55	緑化活動に関する人材育成	
p84	67	道路、都市公園、河川・海岸等の景観重要公共施設としての位置	
		づけ検討と緑化	

## 下水道課

頁		施策 、施策名	:
<b>p30</b>	14	河川や海の環境保全(水質浄化、生態系の保全・回復等)と県や	
		周辺市町村との広域的な連携・調整	
<u>p31</u>	15	地域の実情に合った河川敷及び海岸の防風・防潮林の管理・育成	

## 区画整理課

頁	施策 、施策名	: メイン : サポート
<u>p61</u>	44 地区計画や緑地協定等の活用による民有地の緑化	

## 農業委員会

頁	施策 、施策名	:
<u>p27</u>	11 営農施設等の整備と併せた優良農地(田園風景)の保全	

#### 教育委員会施設課

頁		施策 、施策名	: メイン : サポート
p23	7	リュウキュウマツ等の害虫対策	
<u>p58</u>	41	子ども達や地域住民とともに取り組む学校や児童館等の緑化	
<u>p60</u>	43	みどりのカーテンづくり・壁面緑化・屋上緑化等の推進	

## 教育委員会生涯学習振興課

頁		施策 、施策名	: メイン : サポート
<u>p25</u>	9	石川青少年の家や市民の森公園等のレクリエーションの場とし	
		ての整備・活用	
<u>p64</u>	47	環境教育や緑化活動等、みどりを大切にする心を育むための取り	
		組み	

## 教育委員会文化課

頁		施策 、施策名	: メイン : サポート
p23	7	リュウキュウマツ等の害虫対策	
p35	18	緑地と一体的な歴史文化資源の整備と維持管理による保全・活用	
p36	19	史跡整備における歴史的物語性等の考慮と自生種中心の植栽	
<u>p37</u>	20	勝連城跡の歴史公園の整備(土地買収や保存復元) 環境保全と	
		有効活用	
<u>p38</u>	21	勝連城跡北側の沼地の水鳥等調査、城跡と一体的な整備・活用	
p39	22	伊波城跡の歴史公園の整備、環境保全と有効活用	
<u>p42</u>	25	保存樹及び景観重要樹木の指定、地域が維持管理できる制度の検討	
<u>p43</u>	26	地域の歴史と深く関わる樹木・樹林地の案内板・標識等の整備	
<u>p44</u>	27	消滅した地域のシンボル的な樹木・樹林地等の復元	
<u>p51</u>	34	地域特性等に応じた新規・既存公園の整備(改修)	
<u>p63</u>	46	景観形成上重要な地区等の景観施策と連携した緑化の誘導	

## 教育委員会指導課

頁	施策 、施策名	: メイン : サポート
p58	41 子ども達や地域住民とともに取り組む学校や児童館等の緑化	
<b>p60</b>	43 みどりのカーテンづくり・壁面緑化・屋上緑化等の推進	
p64	47 環境教育や緑化活動等、みどりを大切にする心を育むための取り	
	組み	
<u>p73</u>	55 緑化活動に関する人材育成	

## 各工事担当課

頁	施策 、施策名	: メイン : サポート
p36	19 史跡整備における歴史的物語性等の考慮と自生種中心の植栽	
p56	39 緑化率 20%に向けた公共施設と施設周辺の緑化・維持管理の推進	
<u>p57</u>	40 自然環境等の保全に配慮した公共施設整備事業のあり方の検討	
<mark>p60</mark>	43 みどりのカーテンづくり・壁面緑化・屋上緑化等の推進	
<b>p66</b>	48 市の花・木・花木の認知度向上と緑化推奨、市のシンボルとして	
	活用	
p85	68 (仮称)樹種選定検討委員会の設立	

## 各施設管理担当課

頁		施策 、施策名	: メイン : サポート
<u>p56</u>	39	緑化率 20%に向けた公共施設と施設周辺の緑化・維持管理の推進	
<b>p60</b>	43	みどりのカーテンづくり・壁面緑化・屋上緑化等の推進	
<mark>p66</mark>	48	市の花・木・花木の認知度向上と緑化推奨、市のシンボルとして	
		活用	
p86	69	刈草・落ち葉・剪定枝の堆肥化等「みどりのリサイクル」の推進	

## 全関係課

頁		施策 、施策名	: メイン : サポート
<u>p79</u>	62	みどりや環境等に関する情報共有体制の構築、多様な伝達手段を	
		活用した情報提供	
p82	65	各種事業や計画等との連携による総合的かつ計画的な緑化推進	

#### 3章.推進計画

前章で整理した 69 項目の推進施策について、下表を様式として用い、施策毎の推進計画を整理する。

#### 推進計画の様式

施策							
施策名							
担当課		メイン課 主体的に施策を実 サポート課 メイン課の施を支援する語			ン課の施策実 支援する課		
現状の取り組み	施策に関する現状での取	り組み(事業等)	)				
施策展開の課題	施策展開に向けた問題・	課題					
1.6	14. \A. == 1.			目標			
) I	進事項	短期(H22~26)	中期(H27~	- 31 )	長期(H32~41)		
計画期間内に実施	もする取り組み	短期で実施す る推進事項	中期で実施 る推進事項		長期で実施す る推進事項		
目標数値	計画期間内での達成を 目指す目標値	短期の目標値	中期の目標	票値	長期の目標値		
備考	<関連施策>						

なお、下記の課題及び推進事項については、全施策共通とする。

#### 【共通課題】

- ・行政改革による職員数の減少
- ・国庫補助負担金の廃止・縮減に伴う厳しい財政状況
- ・庁内連携の希薄さ
- ・職員等のみどりに関する意識・情報・知識の不足

#### 【共通の推進事項】

- ・財源の確保(国・県の補助メニュー等の活用)
- ・庁内連携体制の強化(情報共有化等)
- ・市職員等のみどりに関する意識・知識の向上
- ・庁内連携を基本とした個別事業の展開(計画や実施における関係課間の事前協議等)
- ・市民、事業者、緑化団体等との情報の共有化



## 推進計画

## 【 1 🧌 樹林地】

施策	1				
施策名	保安林・地域森林計画対象民有林の維持				
担当課	農政課 メイン課	-	サポート課	都市計画課 企画課 管財課 等	
現状の取り組み	「沖縄中南部地域森林計画書(H23~32 年度)」に即して取り組みを行っている。 H22 年度に「うるま市森林整備計画(H23~32 年度)」を策定する。 林地開発は、1ha 未満は市町村長権限、1ha 以上は県知事権限である。 ダム周辺は水源涵養林として県企業局と連携して極力除外しないようにしている。 開発抑制の指導は行っているが規制力は無い。				
施策展開の課題	森林整備計画の周知が必要である。 市有地売却とみどりの保全とのバランスを保つ必要がある。法制度等の 指定区域は売却しないので、保全が望ましいエリアの早期指定が必要で ある。				
1/6	進事項	目標			
]	· 连	短期(H22~26	的 中期(H27	~31) 長期(H32~41)	
総合計画後期基 的に位置づける	本計画に環境保全を重点	検討、実施	実施		
森林整備計画(1	0 年計画 )	策定(H22) 実施	実施	見直し、策定、 実施	
森林整備計画の情 等)	森林整備計画の情報提供・周知(広報、HP 等)			実施	
市有地のデータ権	 構築	実施	実施	実施	
備考	<関連施策> 施策 3 風致地区の新規 施策 5 裸地化した斜面				



樹林地 ( 浜比嘉島 )



樹林地(宮城島)

施策	2				
施策名	都市緑地法の制度の活用				
担当課	メイン課都市計画	課 -	サポート課		
現状の取り組み	みどりの基本計画を策定し(H22.3) 保全すべき樹林地を位置づけている。				
施策展開の課題	市職員のスキルアップのため、都市緑地法の制度の調査・研究が必要である(他の法制度も併せて)。 対象地の検討が必要である。 市民・地権者等の制度に関する周知と理解が必要である。				
推進事項		目標			
J.	t 连 争 块	短期(H22~26	) 中期(H27~31)	長期(H32~41)	
法制度の調査・研	开究 (補助金、事例等)	実施			
対象地の検討及び	が選定	実施	実施	実施	
市民・地権者等へ	Nの周知(広報、HP等)	実施	実施	実施	
県及び隣接市町村	ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー	実施	実施	実施	
地域意向の調査		実施			
都市緑地法に基:	 ブく地区指定	実施	実施	実施	
備考	<関連施策> 施策 3 風致地区の新規	見指定			



勝連城跡の斜面緑地

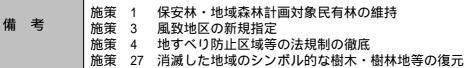
施策	3					
施策名	風致地区の新規	現指定				
担当課	メイン課	都市計画	課	サポート課	管財課 等	
現状の取り組み	総合計画実施計 みどりの基本計 定している。	石川前原風致地区が指定されている(S52)。 総合計画実施計画には、新たな風致地区指定は示されていない。 みどりの基本計画(p27)で、新たな候補地として風致地区検討区域を選 定している。				
施策展開の課題	市職員のスキルアップのため、風致地区制度の調査・研究が必要である (他の法制度も併せて)。 勝連半島南側(景観重要地区)や下原地区(土砂災害特別警戒区域候補 地)等、優先度の高い区域から指定する必要がある(優先順位の検討)。 市民・地権者等の制度に関する周知と理解が必要である。					
推	進事項			目	<b>票</b>	
			短期(H22~2	16) 中期(H27~	- 31) 長期(H32~41)	
総合計画実施計画	画に風致地区指定	を記載	実施			
法制度の調査・研	开究		実施			
市民・地権者等へ	への周知(広報、	₩等)	実施	実施	実施	
地権者、県及び隊	接接市町村との協	協・調整	実施	実施	実施	
勝連半島南側、	ト原地区の風致地	D区指定	実施			
その他の検討区域	 或の風致地区指定	======================================		実施	実施	
目標数値	風致地区の新 積	規指定面	119.58ha	239.15h	na 478.3ha	
備考	横					



前原風致地区

施策	4					
施策名	地すべり防止区域等の法規制の徹底					
担当課	メイン課 総務課 土木課	IJ	ポート課	都市計画	課等	
現状の取り組み	全世帯へ防災マップのパンフ配布。 地域での土砂災害防災訓練の実施。 県の水防計画による指定はあるが、法による指定ではない。 下原地域の土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関す る法律に基づく土砂災害警戒区域(イエローゾーン)及び土砂災害特別 警戒区域(レッドゾーン)の指定(県指定)に向け、H23 年度から取り組 む予定である。 急傾斜地崩壊危険区域指定に向け、地籍図及び関係者名簿等の作成の準 備中である。					
施策展開の課題	計画による指定は抑止力 等の指定になると規制が	眺望の良い斜面地・高台では個別開発が多い(外人住宅等) 計画による指定は抑止力が弱い。土砂災害特別警戒区域(レッドゾーン) 等の指定になると規制が強化するので地権者の反発の可能性がある。関 係利権者の同意が得ることが課題である。				
推	*************************************		1	<del>標</del> ————		
		短期(H22~26)	中期( H27	~ 31 ) 長	朝( H32 ~ 41 )	
	県の法に基づく土砂災害警戒区域及び特別警戒区域指定への支援(地権者との協議 等)					
土砂災害特別警戒	成区域等による規制		実施	実施	<b></b>	
現地状況に応じ の実施	て急傾斜地崩壊防止事業		実施	実施	布	
開発規制に関する 区、景観計画等)	る他施策との連携( 風致地 )	実施	実施	実施	奄	
指定区域や規制 (広報、HP、パン	内容等の情報提供・周知 ノフ等)	実施	実施	実施	拖	
新たな周知方法の	D検討(看板設置等)	実施	実施	実施	布	
地域での土砂災割	<b>害防災訓練</b>	実施	実施	実施	布	
防災教育に関する 等)	る連携(学校、地域、NPO	実施				
防災教育(土砂災 役割等も含めて)	実施	実施	実施	<b></b>		
地域防災計画修正	E時にみどりの役割追記	実施				
備考	<関連施策>					

施策	5					
施策名	裸地化した斜面地への緑化					
担当課	メイン課 総務課 サポート課 都市計画課 土木課					
現状の取り組み	民有地のため取	り組み無	し。			
施策展開の課題	危険箇所については、区域指定を検討する必要がある。 法面工事はコンクリート工法が多いので、緑化工法を検討する必要がある(種子吹付工の事例あり)。 斜面地緑化の重要性や緑化工法等について、地権者等への周知が必要である。 緑の募金等の苗木配布事業を活用した対策を検討する。 緑化に関しては住民協働の仕組みづくりが必要である。					
+6	推進事項			目標		
) IE	E连争识		短期( H22~:	26) 中期(H2	7~31)	長期(H32~41)
区域指定の検討(	(危険箇所等)		実施	実施		実施
法面工事における	る緑化工法の検討	•	実施	実施		実施
既存の緑化事業と	 ヒの連携		実施	実施		実施
緑化工法等の情報	设提供(広報、HP	,等)	実施	実施		実施
防災教育に関する 等)	る連携(学校・地	域・NPO	実施			
防災教育(土砂災害予防におけるみどりの 役割等も含めて)			実施	実施		実施
住民協働による緑化の仕組みづくりの構 築(植樹イベントの実施等)				実施		実施
<関連施策> 施策 1 保安林・地域森林計画対象民有林の維持						





下原地区の斜面緑地帯

施策	6					
施策名	樹林地に囲まれているタ	樹林地に囲まれているダムの周辺緑地と水面の環境保全				
担当課	メイン課 農水産整 環境課	備課 ち	ポート課	都市計管財調		
現状の取り組み	石川ダムは土地改良区管理である。維持管理は、地域から市を通して県へ要請している。 石川ダム周辺は、土地改良区と協力しながら雑草の草刈を行っている(年2回、定期的)。 石川ダム周辺緑地は市有地が多く、売却に係る意見照会(管財課から関係課へ)において保全要望意見を提出している。 「地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業」を活用し、石川ダムの水質浄化のため、バッキ施設設置等の水質保全事業を実施した(H22 県事業)。 山城ダムは企業局管理である。 東山ダムは市管理である。維持管理については市に要請がくる。					
施策展開の課題	赤土被害が深刻である。 農家がダムの水をあまり使わないため、水が循環されない。 石川ダム周辺緑地等の市有地の売却においては、庁内連携が必要である。 みどりの保全が望ましいエリアについて、風致地区指定等、早期の法的 な位置づけが必要である。					
	びに担っている人での	)				
14			目:	標		
拊	<b>達進事項</b>	短期( H22~26 )			長期( H32~41 )	
					長期( H32~41 )	
「地域活性化・き	· 挂進事項	短期(H22~26) 計画 (H21)、		~ 31 )	長期( H32~41 ) 実施	
「地域活性化・きる石川ダムの維持館	ま進事項 め細かな臨時交付金事業」	短期(H22~26) 計画(H21)、 実施(H22)	) 中期( H27	~ 31 )		
「地域活性化・きる 石川ダムの維持領 東山ダムの維持領	注進事項 め細かな臨時交付金事業」 管理を県へ要請(随時) 管理(問題発生時に市が対	短期(H22~26) 計画(H21)、 実施(H22) 実施	) 中期(H27 実施	~ 31 )	実施	
「地域活性化・きる 石川ダムの維持電 東山ダムの維持電 応) 東山ダムの定期的	注進事項 め細かな臨時交付金事業」 管理を県へ要請(随時) 管理(問題発生時に市が対	短期(H22~26) 計画(H21)、 実施(H22) 実施	) 中期(H27 実施 実施	~ 31 )	実施	
「地域活性化・きる 石川ダムの維持領 東山ダムの維持領 応) 東山ダムの定期的 市有地のデータ 等)	建進事項 め細かな臨時交付金事業」 管理を県へ要請(随時) 管理(問題発生時に市が対 内な水質調査	短期(H22~26) 計画(H21)、 実施(H22) 実施 実施	実施 実施 実施	~ 31 )	実施実施	



山城ダム周辺の緑地

施策	7					
施策名	リュウキュウマツ等の害虫対策					
担当課	メイン課	<b>貴政課</b>		サポート課		
現状の取り組み	「沖縄県松くい虫被害対策事業推進計画」に基づく保全松林(県指定)のみ県が防除対策事業を実施(市内には指定無し)。 景観上保全が必要な松は、リュウキュウマツ景観保全対策事業(H19~23年度)が可能(県・市町村事業)。 市独自の取り組み無し。 地権者から要請があった場合のみ、危険木として伐採・駆除の対応をしている。 デイゴ緊急防除対策(薬剤樹幹注入)(県事業 H22~23年度)。					
施策展開の課題	日本のは、 民有地での対策は地権者義務のため、市独自事業は予算面からも厳しい。 市内の発生状況や地権者ニーズは把握していない。 近隣市町村間での情報交換等は無い。 庁内、県、近隣市町村との連携を図りながら対策を講じる必要がある。 学校等で立枯デイゴが発生している。デイゴの害虫被害対策が必要である。 県は市町村管理のデイゴのうち、景観上重要な千本を選定して樹幹注入 を実施する。地域の実情(公民館、学校、御嶽、公園等)を把握し、県 へ要請する必要がある。					
1/6	進事項		目標			
J.F	<b>"连</b> 事织	1	短期(H22~2	26) 中期(H27	~ 31 )	長期(H32~41)
防除対策事業強化	化を県へ要請	:	実施	実施		実施
松くい虫等の防 HP 等)	 余方法の情報提供 (	(広報、	実施	実施		実施
樹木保全に関する他施策との連携(景観重 要樹木(景観法) 保存樹(みどり条例) 等)			実施	実施		実施
デイゴ緊急防除対	対策の調査・県への	)要請	実施(H22~2	23)		
<関連施策>   備 考 施策 25 保存樹及び景観重要樹木の指定、地域が維持管理できる制度   の検討						



安慶名中央公園のデイゴ

施策	8				
施策名	樹林地の保全に関する県	や周辺市町村の	ヒの広域的な連携	隽・調整	
担当課	メイン課 農政課 都市計画課 サポート課				
現状の取り組み	県の森林計画はあるが、 市町村間での協議は無い	、市町村森林計画は全市町村は策定していない。 い(除外の場合でも)。			
施策展開の課題	各市町村のデータ(法規制対象箇所)を把握していない。 県の指導で、市町村間の広域的な連携体制の構築が必要である。 風致地区指定の際、県や隣接市町村と連携を図る必要がある。				
141	進事項	目 標			
14	:连争块	短期(H22~26)	中期(H27~31)	長期(H32~41)	
各市町村のデータ を県へ要請	7(法規制対象箇所)構築	実施			
各市町村のデータ	7(法規制対象箇所)構築	実施	実施	実施	
市町村の広域的 要請	な連携体制の構築を県へ	実施			
市町村の広域的な	は連携体制の構築	実施	実施	実施	
風致地区の指定		実施	実施	実施	
備考			・ や県との連携・ii タの蓄積	<b>周整</b>	



石川岳

施策	9				
\_ <del></del>	石川青少年の家や市民の	の森公園等のレ	·クリエーション	の場としての	
施策名	整備・活用				
担当課	都市計画 教育委員 メイン課 習振興課 商工観光	員会生涯学 サ	ポート課		
現状の取り組み	石川青少年の家で、ジュニアリーダー宿泊研修等を実施(ナイトウォークラリー、野外炊飯、自然観察等)。 石川青少年の家で、ホタルウォッチング開催。 市民の森公園は、散策コースとして整備・活用している。 市民の森公園の再整備計画は、今のところ無い。				
施策展開の課題	石川青少年の家の建物は古くて人気が無い。 石川青少年の家で様々なイベントがあるが、子ども達は部活が優先のため土日の参加は厳しい。人集めが課題である。 市民の森公園の機能再構築が求められており、その整備に係る財源の確保が課題である(補助メニューの把握等)。 市民の森公園の機能再構築については、市民ニーズを把握し、整備の方向性を検討する必要がある。 風致地区指定等による保全が必要である。 市民の森公園は、観光拠点としての活用ニーズがあるので、活用のあり方を検討する必要がある。				
推	進事項	目 標 短期(H22~26) 中期(H27~31) 長期(H32~41)			
八田佐印尼吉会/	はも悪く大口の本の用して	短期(H22~26)		長期(H32~41)	
公園施設長寿命1 川岳との連携を村	と計画( 市民の森公園と石 検討 )	│調査策定(H23) │実施	実施		
石川岳の整備・流	 舌用の具体的事業	調査・検討	実施		
石川岳を含めた村	検討区域の風致地区指定		実施	実施	
	でのジュニアリーダー宿 ウォッチングの開催	実施	実施	実施	
生涯学習基本計画	—————————————————————————————————————	策定(H23) 実施	実施	実施	
備考	<関連施策> 施策 3 風致地区の新規指定				



市民の森公園

施策	10				
施策名	高台における遊歩道・等の整備、眺望点としての活用				
担当課	メイン課	都市計画	課 サ	ポート課 商工	観光課
現状の取り組み	みどりの基本計画及び景観計画で、市内の主な眺望点を整理している。 都市公園に含まれる眺望点は、公園施設として整備・活用している。 野鳥の森公園、市民の森公園、石川高原展望台等では展望台を整備して いる。 ヌーリ川公園は、管理棟を兼ねた展望台を設置予定である。 喜屋武マープ公園では地域が月見会を催している。				
施策展開の課題	勝連城跡等の眺望地点の整備の際、遊歩道・展望台等の整備を検討する 必要がある。 みどりの基本計画及び景観計画で方針は示しているが、具体的な整備内 容と活用のあり方については調査・検討が必要である。 整備に係る財源の確保が課題である(補助メニューの把握等)。 活用に関しては、商工観光課と連携を図る必要がある。				
推	進事項		目標		
			短期(H22~26)	中期(H27~31)	長期(H32~41)
(仮称)勝連城路	亦プロジェクトチーム 		設立、運用	運用	運用
勝連城跡及び周辺	ロの整備事業 		実施	実施	実施
眺望保全の為の熱	隆備事業の検討		調査	実施	実施
眺望点の周知			実施	実施	実施
眺望点における第	<b>≷内板設置</b>		実施	実施	実施
眺望点の活用のお	眺望点の活用のあり方検討			実施	実施
備考	< 関連施策>   施策 3 風致地区の新規指定   施策 20 勝連城跡の歴史公園の整備(土地買収や保存復元)環境保全と有効活用   施策 22 伊波城跡の歴史公園の整備、環境保全と有効活用				

(仮称)勝連城跡プロジェクトチーム:勝連城跡の総合的な整備・活用のため、課の枠を越えた庁内チーム(都市計画課、教 育委員会文化課、企画課、商工観光課、環境課等を想定)



キャロット愛ランドの展望台



石川高原展望台からの眺望

# 【 2 🔪 農地】

12 1/12-51						
施策	11					
施策名	営農施設等の整備と併せた優良農地(田園風景)の保全					
担当課	農政課 メイン課 農水産整 農業委員		サポート課	都市計画課 環境課 等		
現状の取り組み	優良農地は、法制度(農地法、農振法等)による規制で保全している。 耕作放棄地の全体調査の実施(H20年に実施)。 遊休農地の利用状況調査及び指導。 農地に関する相談窓口の設置。 農地の効率的利用と違反転用防止の呼びかけの看板設置(約50ヶ所)。 土地改良区で営農施設整備等実施(新規計画無し)。					
施策展開の課題	農地の違反転用や遊休農地、耕作放棄地が多く、対策が必要である。 農振農用地内での開発需要があり、市街地化の抑制が必要である。 赤土流出があり、広域的に対策を協議する必要がある。 営農施設が老朽化しており、整備時と規格が合わない状況も生じている。 景観担当課(都市計画課)と連携・調整を行い、景観資源としての農地 のあり方を検討する必要がある(景観農業振興地域整備計画の策定等)。					
+#	進事項		目	標		
JE	E進事以	短期(H22~26	ウ 中期(H27	~31) 長期(H	32 ~ 41 )	
耕作放棄地対策事	事業	実施(H21~25	)			
遊休農地の利用料	 犬況調査及び指導	実施				
農地に関する相談	 炎窓口の設置・周知	実施	実施	実施		
農地の効率的利 (看板設置)	用と違反転用防止の周知	実施				
	こついての情報提供・周知	実施				
農地移動適正化あっせん基準		検討、策定	実施	実施		
農業振興地域整備計画(10 年計画)		調査(H23~25) 策定(H25予定) 実施		実施		
認定農家、中核農	 農家の育成・指導	実施	実施	実施		
赤土等流出防止當	 営農対策地域協議会	実施(H22.11~	) 実施	実施		
営農施設の維持・	 ・補修	実施	実施	実施		
		実施	実施	実施		
特定用途制限地域指定による大規模店舗 等の制限		実施	実施	実施		
景観農業振興地均	策定	実施	実施			
く関連施策 > 施策 12 遊休農地のグリーンツーリズムの場等としての活用と担い手育成施策 14 河川や海の環境保全(水質浄化、生態系の保全・回復等)と県や周辺市町村との広域的な連携・調整						

施策	12				
施策名	遊休農地のグリーンツーリズムの場等としての活用と担い手育成				
担当課	農政課 メイン課 商工観光	課	ポート課 農水	計画課 注整備課 :課 等	
現状の取り組み	現状では取り組み無し。 「うるま市農村環境計画(H18.3)」や「うるま市観光振興ビジョン (H19.3)」にグリーンツーリズムを位置付けている。 観光物産協会を立ち上げ(H23.4予定)協会を中心に取り組んでいく。				
施策展開の課題	グリーンツーリズムに関する地域ニーズを把握し、それを踏まえて取り 組みを検討する必要がある。 ノウハウやホスピタリティ等、地域の受け入れ体制を整える必要がある。 既存施設や地域特性を活かした様々なメニューを構築する必要がある。 担い手の組織・団体(農業生産法人、NPO等)を支援する必要がある。				
14	進事項		目 標		
35	· 连	短期(H22~26)	中期(H27~31)	長期(H32~41)	
ニーズ調査、取り	ニーズ調査、取り組み検討				
グリーンツーリス	 ズム計画	策定、実施	実施	実施	
他の関係施策との 光、地域振興等)	D連携(農村環境計画、観 )	実施	実施	実施	
観光物産協会によ	はる企画・運営	設立(H23.4) 実施	実施	実施	
観光物産協会への	D支援・連携	実施	実施	実施	
地域の受け入れ体	本制の構築	実施			
	グリーンツーリズムのメニュー構築と情報提供(広報、HP等)		実施	実施	
広域化(環金武海	 弯)の検討		実施	実施	
NPO 助成制度		創設(H23) 実施	実施	実施	
備考	〈関連施策〉 施策 11 営農施設等の整備と併せた優良農地(田園風景)の保全施策 13 市民ふれあい農園の既存農園の継続及び新規農園の設置施策 54 緑化活動に関する助成制度の構築・活用、各種支援制度の情報提供施策 55 緑化活動に関する人材育成				



稲刈り (字具志川)

施策	13					
施策名	市民ふれあい農園の既存農園の継続及び新規農園の設置					
担当課	メイン課 農政課 サポート課 都市計画課			都市計画課等		
現状の取り組み	既存農園は今後も継続し 新規農園については、設		のところ無い	l <sub>o</sub>		
施策展開の課題	市民からのニーズはあるものの、市独自で新規の市民農園を設置することは、予算的に難しい。 今後は、民間活力の活用による設置の促進・支援に取り組む必要がある。					
14	⊧/供車T百	目標				
推進事項		短期(H22~26	) 中期(H27~	·31) 長期(H32~41)		
既存市民ふれあり	1農園の継続	実施	実施	実施		
市民農園設置に関	関する相談窓口の設置	実施	実施	実施		
市民農園設置に関 等)	実施	実施	実施			
備考	<関連施策> 施策 12 遊休農地のグリーンツーリズムの場等としての活用と担い手育成					



みどり町3・4丁目ふれあい菜園

## 【 3 🔔 河川・海】

施策	14					
<b>佐</b> 华夕	河川や海の環境保全(水	く質浄化、生態	態系の保全・	回復等)と県や周辺		
施策名	市町村との広域的な連携	市町村との広域的な連携・調整				
担当課	農水産整 メイン課		サポート課	都市計画課 農政課 企画 等		
現状の取り組み	天願川・石川川が県管理、屋慶名川、川崎川、ヌーリ川、肥前川等が市管理の河川である。 海岸は県が整備し管理する。海岸整備の際は、県との調整がある(ヒアリング)。 社会資本整備総合交付金事業により、旧石川地区の単独公共下水道事業、旧具志川、勝連、与那城の流域関連公共下水道事業として整備を進めている。 水洗化工事費への無利子貸付制度の実施。 赤土対策は工事の際のみ実施(法で決まっている)。 生態系の保全・回復についての取り組み無し。 河川水質調査は保健所が行っている。 環境保全についての市町村連携は特に無し。					
施策展開の課題	下水道未整備地域が虫食い状態で残っている(整備が厳しい箇所)。工法の問題や工事費の増大がある。 下水道整備済み地域の水洗化率が伸びない。水洗化率に地域格差がある。 水洗化率の向上が課題である。 既存の浄化槽はあまり管理されていない(垂れ流し状態)。 必要に応じ、公共下水道事業認可区域の拡大を検討する必要がある。 垂れ流しの抑制については、各施設管理者等、庁内連携体制の構築が必要である。 生態系の保全・回復について市職員の意識・知識の向上を図り、国・県の方向性を見極める必要がある。					
+#	+` <b>件</b> 車 т百		目	標		
) I	<b>達事項</b>	短期(H22~26	6) 中期(H27	~31) 長期(H32~41)		
環境基本計画		策定、実施	実施	実施		
下水道未普及地址	 或の下水道整備	実施	実施	実施		
	地域の未接続世帯への普 問、チラシ配布等)	実施	実施	実施		
公共下水道事業詞	忍可区域の拡大、整備		実施	実施		
赤土等流出防止當	赤土等流出防止営農対策地域協議会		字) 実施	実施		
生物多様性に関する講習会参加		実施				
生物多様性国家戦略等に基づく施策との 連携		実施	実施	実施		
総合計画後期基 的に位置づける	検討、実施	実施				
環境保全の予算を	環境保全の予算を県へ要請(随時)			実施		
市町村の広域的 要請	な連携体制の構築を県へ	実施				

ľ	市町村の広域的な連携体制の構築			実施	実施	実施
ľ	環境保全に関する情報提供(広報、HP 等)			実施	実施	実施
	備考	施策 16 施策 17 施策 31	営農施設等の 河川・海岸の 等)と県や周 地域住民と協 づくり 国道・県道の	整備と併せた優良 整備(ウォータ・ 辺市町村との広り 働による河川や 緑化に関する国や に寄与するデーク	ーフロント、レ <sup>ル</sup> 或的な連携・調整 毎の清掃・緑化》 <sup>→</sup> 県との連携・記	クリエーション & 舌動やイベント

施策	15					
	地域の実情に合った河川敷及び海岸の防風・防潮林の管理・育成					
施策名	地域の実情に合った河川	敷及ひ海岸の	りりり 風・りり 潮	林の官埋・育成		
担当課	農政課   農水産整   土木課   下水道課		サポート課	都市計画課等		
現状の取り組み	照間海岸の一部は農地護岸保全海岸区域として、中部農林や地域と協働で、道路にはみ出している枝の剪定等、清掃活動を実施(年1回)。 防風林指定は半分が解除されている。 海岸沿いの植林の考えは今のところ無い。					
施策展開の課題	照間の海岸のモクマオウについて伐採要請があるが、農地への影響が懸念される。 農地保全の観点から、防風・防潮林の保全が必要である。					
141	進事項	目標				
14	· 连 尹	短期(H22~26	6) 中期(H27	~31) 長期(H32~41)		
中部農地対策マス	スタープランとの連動	実施	実施	実施		
防風・防潮林とな	実施	実施	実施			
地域へ防風・防済	実施	実施	実施			
<関連施策> 備 考 施策 17 地域住民と協働による河川や海の清掃・緑化活動やイベント づくり						



照間のモクマオウ

施策	16					
施策名	河川・海岸の整備(ウォーターフロント、レクリエーション等)と県					
<b>心</b> 束石	や周辺市町村との広域的な連携・調整					
担当課	メイン課 土木課 都市計画	画課	サポート課			
現状の取り組み	法改正により、整備の際は地域住民の意見を聴くことになっている。地域意見を吸い上げ、県へ報告している。 天願川・石川川(県管理)では地域意見を反映させて整備している。 屋慶名川、川崎川、ヌーリ川、肥前川等が市管理の河川である。 ヌーリ川公園整備事業(H23~)。 海岸は県が整備し、市が管理する。海岸整備の際は、県との調整がある (ヒアリング)。 河川敷や海岸背後地にウォーキングコースが整備されている箇所がある。。					
施策展開の課題	地域との協議・調整に向けて、市職員のワークショップ手法やファシリテーションのスキルアップ等が必要である。 河川・海岸整備は安全面を第一に考える必要がある。 河川整備自体が遅れている。 河川において、水辺空間を整備できる土地の確保が難しい。 海岸整備の際、親水性や景観への要望を県へ出しているが、レクリエーションの観点からの要望は今まで出していない。					
推	進事項	/=# <b>!</b> (	目 標 短期( H22 ~ 26 ) 中期( H27 ~ 31 ) 長期( H32 ~ 41 )			
>=	1.11 = 1		6) 中期(H2/~	31) 長期(H32~41)		
河川・海岸整備に   ト、レクリエーミ	:おけるウォーターフロン ノョン等の考慮	実施	実施	実施		
地域意見の把握、		実施	実施	実施		
地域意見集約の	F法の調査・研究	実施	実施	実施		
整備及びヒアリン	ノグを県へ要請	実施	実施	実施		
港原海浜公園整備		実施	実施			
備考	〈関連施策〉 施策 14 河川や海の環境保全(水質浄化、生態系の保全・回復等)と県や周辺市町村との広域的な連携・調整施策 17 地域住民と協働による河川や海の清掃・緑化活動やイベントづくり施策 31 国道・県道の緑化に関する国や県との連携・調整施策 32 公園整備計画における地域意見の集約					



肥前川

施策	17				
施策名	地域住民と協働による流	可川や海の清掃	・緑化活動 <sup>-</sup>	やイベントづくり	
担当課	都市計画 農水産整 土木課 環境課	(借:理	ポート課	企画課 等	
現状の取り組み	天願川・石川川が県管理、屋慶名川、川崎川、ヌーリ川、肥前川等がで管理の河川である。 海岸清掃委託業務の実施(県予算60万円)。 河川敷や海岸の清掃活動は、地域住民が自主的に取り組んでいる(ボランティア団体、自治会、農家等)。 地域の清掃活動に対してボランティア袋の提供、ゴミの回収、重機の負し出し等を行っている。 イベントづくりの取り組み無し。 天願川・石川川等では地域住民主体でイベントを開催している。				
施策展開の課題	活動する地域団体を把握する必要がある。 ボランティアの緑化が生態系を崩す事例もある。緑化活動に対する専門 家のアドバイス体制の構築が求められる。 市民、うるま市建設業者会及び市による天願川清掃デー(年 1 回)等を 開催し、清掃活動を実施したい意向である。市職員及び重機等の貸し出 し等の支援策を行う必要がある。 地域住民主体のイベントづくりへの支援策を検討する必要がある(みど り条例 23 条関連)。				
14	進事項	目標			
J#	连	短期(H22~26)	中期( H27 ~	- 31) 長期(H32~41)	
各団体の活動やコ アンケート等)	ニーズ等の把握調査(区長	実施			
(みどり条例 23	イベントづくりへの支援 条に基づく助成制度)	基準作成、 実施	実施	実施	
地域との協働体制	ijの構築・強化 	実施	実施	実施	
地域の自主的な流	5動の促進 	実施	実施	実施	
清掃用ボランティ	ィア袋の提供	実施	実施	実施	
「うるま市道路橋 及び「うるま市2 との連動	実施	実施	実施		
みどり審議会、(仮称)樹種選定検討委員 会、(仮称)緑化ボランティア協議会との 連携体制構築		実施	実施	実施	
アドバイザー制度	創設検討	創設、運用	用 運用		
生物多様性国家戦略等に基づく施策との 連携		実施	実施	実施	
みどりの月間における緑化関連事業( コン クール等 )		検討、実施	実施	実施	
事例紹介等、市日 の周知(広報、H	実施	実施	実施		

	<関連施	策 >
	施策 14	河川や海の環境保全(水質浄化、生態系の保全・回復等)と 県や周辺市町村との広域的な連携・調整
	施策 15	
	施策 16	河川・海岸の整備(ウォーターフロント、レクリエーション 等)と県や周辺市町村との広域的な連携・調整
備考	施策 47	
	施策 50	
	施策 54	緑化活動に関する助成制度の構築・活用、各種支援制度の情報提供
	施策 56	相談体制として専門家によるアドバイザー制度等の創設検討
	施策 60 施策 66	緑化団体等への清掃用ボランティア袋の提供 (仮称)緑化ボランティア協議会の設立
	施策 68 施策 69	(仮称)樹種選定検討委員会の設立
	//EX 00	パー カン木 男だ人の作品もも かこうのかいりの作送



天願川での美化活動



石川川でのイベント

# 【4 一丁史跡】

施策	18			
施策名	緑地と一体的な歴史文化	と 資源の整備と	維持管理による	保全・活用
担当課	教育委員 メイン課	会文化課サ	ポート課 商工	計画課 観光課 生活課 等
現状の取り組み	教育委員会文化課として史跡整備の予算は無し。 観光案内板・標識等整備は、多言語表記も含め、庁内の役割分担が出来 ていない。 維持管理は各所有者がしており、地域の自主性を尊重している。 指定文化財の清掃はシルバー人材センターに委託することもある。 歴史文化資源の PR(HP、パンフ等 )。			
施策展開の課題	シンボリックな史跡は整備して歴史学習の場や観光に活用できる。 整備の際は周辺環境を壊さないよう配慮が必要である。 駐車場を整備する際は離れた場所に整備し、観光客等が回遊して地域振興つながる仕掛けを検討する必要がある。 周辺整備等に関しては地域や事業者等との話し合いが必要である。 今後は、カーナビと連動した観光案内標識のあり方を模索する必要がある。			
	•			
1/1			目標	
推	進事項	短期(H22~26)	1	長期(H32~41)
維持管理に関する	進事項	短期(H22~26) 実施	1	長期(H32~41) 実施
維持管理に関する	進事項		中期(H27~31)	1 11 11 1
維持管理に関する地域、事業者、関	注進事項 3相談等への対応	実施	中期(H27~31) 実施	実施
維持管理に関する 地域、事業者、関 地域に適した保全	<ul><li>進事項</li><li>る相談等への対応</li><li>関係課との協議・調整</li><li>★・整備・活用のあり方の</li></ul>	実施	中期(H27~31) 実施 実施	実施
維持管理に関する 地域、事業者、関 地域に適した保全 検討 必要に応じた駐車	<ul><li>進事項</li><li>る相談等への対応</li><li>関係課との協議・調整</li><li>★・整備・活用のあり方の</li></ul>	実施実施	中期(H27~31) 実施 実施 実施	実施実施



伊波貝塚



安慶名城跡

施策	19					
施策名	史跡整備におり	史跡整備における歴史的物語性等の考慮と自生種中心の植栽				
担当課	メイン課	教育委員	会文化課	サポート課	都市計 各工事	     
現状の取り組み	教育委員会文化 道路誘導標識の			算は無し。		
施策展開の課題	史跡に自生する樹種の台帳があれば良いが、調査が大変である。 埋蔵文化財が埋まっている箇所があるが(勝連半島南側等) 各工事担当 課が知らずに工事着工する懸念がある。 史跡整備に関する庁内連携として、各工事担当課が、工事の際に教育委 員会文化課に意見を求めるシステムの構築が必要である。					
±	<b>進事項</b>		目標			
J.	<b>上连</b> 事识		短期(H22~2	26) 中期(H27	~ 31 )	長期(H32~41)
地域、関係課との	D協議・調整		実施	実施		実施
工事担当課から 見照会システムの		課への意	実施	実施		実施
史跡の樹種に関する委託調査(教育委員会 文化課)			実施	実施		実施
	<関連施策>					
備考	施策 18 緑地と一体的な歴史文化資源の整備と維持管理による 活用 施策 20 勝連城跡の歴史公園の整備(土地買収や保存復元) 環 と有効活用					
	こうがんか   施策 22 伊波城跡の歴史公園の整備、環境保全と有効活用					



シルミチューのハスノハギリ群

施策	20				
<b>佐笠</b> 夕	勝連城跡の歴史公園の割	整備(土地買収	ママス マスティア マスティア スプログラ スプログラ スティス スティス スティス スティス スティス スティス スティス スティ	環境保全と有効	
施策名	活用				
担当課	企画課 都市計画 教育委員 商工観光	会文化課	ナポート課		
現状の取り組み	土地買上事業の実施(H4~見込み)。 保全整備事業の実施(S52 植栽の整備事業はまだ実) 勝連城跡のPR(HP、パンフ 無料ガイドの配置。市の ガイドへの講習会の実施。	2~H32年度)( 施していない。 7等) 助成は無く、会	H23 年度に事業名	•	
施策展開の課題	関収が先送りになっている個人有地がある。未買収の箇所は整備できない。 昔の植栽に関する文献は無い。花粉調査すれば分かるかもしれないが予算がかかる。 バッファゾーンの区域拡大(与那城側)や電線地中化等が必要である。 周辺環境の規制の網掛けについて、庁内連携が必要である。 勝連城跡は年間来訪者が10万人(3~4割は外国人)だがお金が落ちる仕組み(入場料、有料ガイド、土産店等)がない。 ガイドへの支援が必要である。うるま市史跡ガイドの会の会員増員(強化)が必要である。また、集客のノウハウとして観光物産協会との連携が必要である。 観光客のニーズ調査が必要である。 世界遺産として勝連城跡の整備・活用を検討する必要がある。				
推	進事項	目 標 短期(H22~26) 中期(H27~31) 長期(H32~4 <sup>2</sup>			
 (仮称)勝連城距	゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙゙	設立、運用	運用	運用	
勝連城跡整備に関	 関する基本構想 · 基本計画	策定	実施	実施	
区域の都市計画法	—————————————————————————————————————	実施			
事業化調査・検討		実施			
土地買上事業		実施 (~H25)			
保全整備事業		実施	実施	実施	
勝連城跡歴史公園整備			実施	実施	
教材としての活用	用(社会見学等) 	実施	実施	実施	
「肝高の阿麻和和	列」上演 	実施	実施	実施	
観光物産協会との	D連携 	実施(H23.4~)	実施	実施	
1 18 4 11 - <del>1</del> 1 <del>1 4</del>	D 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		1	i	

実施

実施

実施

実施

実施

実施

実施

ガイドの自主養成講座への支援

勝連城跡 PR (広報、HP、パンフ等)

勝連城跡周辺特産品マーケティング事業

	<関連施	策 >
	施策 10	高台における遊歩道・展望台等の整備、眺望点としての活用
	施策 18	緑地と一体的な歴史文化資源の整備と維持管理による保全・ 活用
	施策 19	史跡整備における歴史的物語性等の考慮と自生種中心の植栽
/# ±×	施策 21	勝連城跡北側の沼地の水鳥等調査、城跡と一体的な整備・活
備考		用
	施策 22	伊波城跡の歴史公園の整備、環境保全と有効活用
	施策 32	公園整備計画における地域意見の集約
	施策 34	地域特性等に応じた新規・既存公園の整備(改修)
	施策 46	景観形成上重要な地区等の景観施策と連携した緑化の誘導
	施策 67	道路、都市公園、河川・海岸等の景観重要公共施設としての
		位置づけ検討と緑化

(仮称)勝連城跡プロジェクトチーム:勝連城跡の総合的な整備・活用のため、課の枠を越えた庁内チーム(都市計画課、教育委員会文化課、企画課、商工観光課、環境課等を想定)

施策	21					
施策名	勝連城跡北側 <i>0</i>	勝連城跡北側の沼地の水鳥等調査、城跡と一体的な整備・活用				
担当課	メイン課	企画課 都市計画 環境課	課	サポート課		委員会文化課 観光課 等
現状の取り組み	取り組み無し。 自然にできた沼である。個人有地。地元ではユビタと呼ばれている。赤 森溜池とも言う。 観光資源としての活用は、今のところ無い。 県の鳥インフルエンザ観測地に指定されている。					
施策展開の課題	庁内関係課や地域と協議しながら、勝連城跡と一体的な沼地の環境保全・整備・活用の方向性を検討する必要がある(景観重点地区指定等)。 鳥インフルエンザ観測地のため、人が出入りするような場所になるのは望ましくない。					
1.41	進事項		目標			
J F	连手块		短期(H22~2	26) 中期(H27	'~31)	長期(H32~41)
地域、関係課との	D協議・調整		実施	実施		実施
(仮称)勝連城路	亦プ゜ロシ゛ェクトチーム		設立、運用	運用		運用
勝連城跡整備に関	引する基本構想・ ・	基本計画	策定	実施		実施
地域環境に適し、勝連城跡と一体的な保 全・整備・保全の取り組み			検討、実施	実施		実施
備考	< 関連施策 > 施策 20 勝連城跡の歴史公園の整備 (土地買収や保存復元) 環境保全と有効活用 施策 32 公園整備計画における地域意見の集約 施策 64 自然環境保全に寄与するデータの蓄積					

(仮称)勝連城跡プロジェクトチーム:勝連城跡の総合的な整備・活用のため、課の枠を越えた庁内チーム(都市計画課、教育委員会文化課、企画課、商工観光課、環境課等を想定)

施策	22				
施策名	伊波城跡の歴史公園の整備、環境保全と有効活用				
担当課	メイン課 教育委員 商工観光	会文化課 サニ	ポート課 都市	計画課等	
現状の取り組み	伊波城跡の PR はパンフii	己載程度。			
施策展開の課題	勝連城跡だけでなく伊波城跡も併せて整備・活用を検討する必要がある。 伊波城跡の知名度向上を図る必要がある。 伊波城跡は県指定文化財の未指定地がある。地主の同意があれば周辺を 含めた追加指定(県)により保全が可能。そのため、地主との協議のも と、追加指定の検討が必要である。指定をしなくとも、土地の買収が優 先である。				
±4	*************************************		目 標		
J.	· 连手块	短期(H22~26)	中期(H27~31)	長期(H32~41)	
(仮称)勝連城路	亦プロジェクトチーム	設立、運用	運用	運用	
伊波城跡整備の記	周査・検討		実施		
伊波城跡整備に関	関する基本構想・基本設計			策定、実施	
教材としての活用	用(社会見学等)	実施	実施	実施	
県指定文化財の過	追加指定	検討、実施			
土地の買収		検討	実施	実施	
伊波城跡の PR ( )		実施	実施	実施	
備考	活用 施策 19 史跡整備にお 施策 20 勝連城跡の歴 と有効活用 施策 32 公園整備計画	遊歩道・展望台等な歴史文化資源 ける歴史的物語 ける歴の整備(ご における地域意見 応じた新規・既得	の整備と維持管 生等の考慮と自 生地買収や保存復 見の集約	理による保全・ 生種中心の植栽 夏元 ) 環境保全	

(仮称)勝連城跡プロジェクトチーム:勝連城跡の総合的な整備・活用のため、課の枠を越えた庁内チーム(都市計画課、教育委員会文化課、企画課、商工観光課、環境課等を想定)



勝連城跡



伊波城跡

## 【5 瞬間牛場】

施策	23					
施策名	集落にある闘牛場の整備・活用					
担当課	メイン課 商工観光	課 サ	·ポート課	都市計画課 課 市民生活課 等		等
現状の取り組み	現在、集落の闘牛場で闘牛大会は開催されていない。 集落の闘牛場について、観光資源としての活用は今のところ考えていない。 の 伊波公園整備事業で伊波闘牛場を多目的広場として整備(H22)。					
施策展開の課題	今後の整備の必要性について調査が必要である。 今後の整備・活用のあり方については、闘牛組合や地域等の関係者や、 庁内関係課との協議・調整が必要である。 地域の現状に合った役割・機能拡充の整備を検討し、活用を図っていく 必要がある。					
1.6	進事項	目標				
J#	· 连手块	短期(H22~26)	中期( H27	~ 31 )	長期(H	32 ~ 41 )
整備の必要性の記	周査・検討	実施	実施		実施	
関係者及び関係課との協議・調整		実施	実施		実施	
地域に適した整体	 備・活用のあり方の検討	実施	実施		実施	
備 考 <関連施策> 施策 24 石川多目的ドーム・安慶名闘牛場の整備・活用						



屋慶名闘牛場



東恩納闘牛場

施策	24			
施策名	石川多目的ドーム・安康	と 名闘牛場の整備	備・活用	
担当課	メイン課 商工観光 都市計画		ポート課	
現状の取り組み	石川多目的ドームで闘牛大会等を開催している。 石川多目的ドームの駐車場整備 (H22)。 現在、安慶名闘牛場では、年に1回闘牛候補審査会を開催している。			
施策展開の課題	現在、安慶名闘午場では、年に1回闘午候補番食会を開催している。 石川多目的ドームは、イベント時の駐車場不足が課題である。その対策 として、闘牛組合との協議・連携を図り、シャトルバス運行等の実施が 求められる。 安慶名闘牛場の今後の活用のあり方を検討する必要がある(例:多目的 広場として整備し、獅子舞フェスティバル等の目玉となるイベント開催 の検討)。 闘牛以外の様々なイベントを企画・開催し、多目的な活用を図る必要が ある。			
±#:	進事項	目標		
]	· 连	短期(H22~26)	中期(H27~31)	長期(H32~41)
闘牛組合との協語	 義・連携	実施	実施	実施
石川多目的ドームでの闘牛大会等の開催		実施	実施	実施
公園施設長寿命( 老朽化施設等の2	 K計画( 安慶名城址公園の 対修 )	調査策定(H23) 実施	実施	
備考		牛場の整備・活展 における地域意!	· <del>-</del>	



石川多目的ドーム



安慶名闘牛場

## 【6 🥊 樹木】

施策	25				
施策名	保存樹及び景観重要樹木	の指定、地域	が維持管理でき	る制度の検討	
担当課	メイン課都市計画	課サ		委員会文化課 課 等	
現状の取り組み	市のみどり条例に基づく保存樹制度はあるが、指定樹木はまだ無い(みどり条例 7 条関連)。 みどりの基本計画で、保存樹(案)の候補樹木を選定している。 景観計画で景観重要樹木の指定の方針を示している。 景観重要樹木に指定されると、地権者以外が管理することが可能となる。 助成制度について、情報提供等の側面的支援を行っている。				
施策展開の課題	明成制度について、情報提供等の側面的支援を行っている。 保存樹と景観重要樹木の位置づけを棲み分けし、指定を行う必要がある。 樹木の選定・指定は、地域住民及び所有者等を交えて行う必要がある。 指定に関しては、樹木所有者(地権者)の同意が必要なため、理解・協力の意識づけが課題である。 地域が協働で維持管理するには、樹木への地域の思い入れが重要であり、 地域住民の意識づけが課題である。 剪定等、維持管理に係る支援策を検討する必要がある(みどり条例 15 条・ 23 条関連)。 助成制度の運用に係る財源の確保が課題である。 庁外部の公共・民間の助成制度についても、情報提供を図る必要がある。				
推進事項					
推	進事項	<b>存取</b> (1100 00 )	目 標		
樹木選定・指定(	地域住民及び所有者等を	短期(H22~26) 調査(H23) 実施	目 標	長期(H32~41) 実施	
樹木選定・指定(交えて)		調査(H23)	目 標中期( H27~31 )	長期(H32~41)	
樹木選定・指定( 交えて) 市民・所有者等/	地域住民及び所有者等を への周知(広報、IP等) 等への支援(みどり条例	調査(H23) 実施	目 標 中期(H27~31) 実施	長期(H32~41) 実施	
樹木選定・指定( 交えて) 市民・所有者等/ 所有者・管理者 15 条・23 条に基	地域住民及び所有者等を への周知(広報、IP等) 等への支援(みどり条例	調査(H23) 実施 実施 基準作成、	目 標 中期(H27~31) 実施 実施	長期(H32~41) 実施 実施	



東の御嶽のガジュマル



山城ウブガーの ガジュマル

施策	26				
施策名	地域の歴史と深く関わる	ら樹木・樹林地 <i>の</i>	D案内板・標識等	等の整備	
担当課	都市計画 メイン課 商工観光 教育委員		ポート課		
現状の取り組み	保存樹は標識設置が可能だが、指定樹木はまだ無い(みどり条例 7 条関連)。 景観重要樹木は標識設置が可能である。 文化財指定の樹木(津堅島クボウグスクの植物群落)は案内板等の設置 が可能であるが、その他の樹木は取り組み無し。 案内板・標識等の整備は、庁内関係課の間で役割分担が出来ていない。 樹木・樹林地を観光資源として発掘する必要がある。				
施策展開の課題	文化財と関わりのある樹木は、史跡と一体的に文化財指定し、その一部として保全はできるが、樹木単独での文化財指定は難しい。 庁内関係課における情報共有と共通認識が必要である。 今後は、カーナビと連動した案内標識のあり方を模索する必要がある。				
±#	進事項	目標			
11	<b>上近于</b> 块	短期(H22~26)	中期(H27~31)	長期(H32~41)	
樹木・樹林地のき	データ構築・活用	実施	実施	実施	
保存樹及び景観	重要樹木の指定	実施	実施	実施	
史跡周辺の樹木の文化財指定の検討(史跡 と一体的に指定)		実施	実施	実施	
保存樹等への案内	内・標識の設置	実施	実施	実施	
備考	<関連施策> 施策 25 保存樹及び景 の検討	観重要樹木の指	定、地域が維持領	<b>萱理できる制度</b>	



内間のホウヤー木2世



平安座小中学校のクワディーサー

施策	27						
施策名	消滅した地域の	消滅した地域のシンボル的な樹木・樹林地等の復元					
担当課	メイン課	都市計画	課	サカ	ポート課	教育農政	委員会文化課 課 等
現状の取り組み	取り組み無し。 石川の赤崎一本	松復元の	要望がある。				
施策展開の課題	復元のニーズ把握が必要である。 復元に向けて、地域や地権者等との協議・調整が必要である。復元の樹木等は地域住民等の手で植えた方が良い。 他の事業(苗木提供、グリーンバンク等)を含めて、復元手法を検討する必要がある。 維持管理の体制づくりが必要である。						
1.6	進事項		目標				
JE	· 连争块		短期(H22~	26)	中期( H27	~ 31 )	長期(H32~41)
地域のニーズ把抗	屋調査		実施				
地権者の意向把抗	 星調査				実施		
復元手法の検討			実施		実施		
維持管理体制の植	——————————— 矣討		実施		実施		
実施又は施策の検証				実施			
風致地区指定との連携			実施		実施		
備考	< 関連施策 > 施策 3 風致施策 5 裸地		規指定 面地への緑(4	<u>.</u> Ľ			

## 【7 🚀 道路】

施策	28				
施策名	道路の植栽帯整備、特色	色ある街路樹づく	くり		
担当課	メイン課 都市計画 土木課	課サ	ポート課		
現状の取り組み	交通量によって規格は異なるが、2.5m以上道路の歩道に植栽桝を設置している。 植栽帯は高規格道路が対象なので、国・県へ設置を要請している。 樹種は、地域と協議しながら環境に適しているか判断して、選定している。 街路樹として市木が植えられている道路もある。				
施策展開の課題	地域が選んだ樹種だと、地域が進んで維持管理する。地域が愛着を持てる工夫が必要である。 高規格道路については、国・県との連携・調整が必要である。				
<u></u>	*************************************	目標			
J.F	· 连	短期(H22~26)	中期(H27~31)	長期(H32~41)	
道路整備・改良に	こおける植栽桝整備	実施	実施	実施	
樹種選定における	る地域の意向把握調査	実施	実施	実施	
国・県への植栽	 帯整備の要請	実施	実施	実施	
(仮称)樹種選定村	 検討委員会の活用	実施	実施	実施	



石川のフクギ並木



具志川商高前のアカギ並木

施策	29				
施策名	狭隘道路の道路特性に応	じた緑化空間の	D確保		
担当課	メイン課 都市計画 土木課	課サ	ポート課 農政	課等	
現状の取り組み	狭隘道路については、道 の取り組み無し。	路拡幅が第一に	憂先されるため、	緑化空間確保	
施策展開の課題	狭隘道路における植栽桝整備は難しいが、接道部緑化やプランター設置等、創意工夫を凝らした緑化が重要である。そのため、地域住民の意識づけが必要である。 接道部の壁面緑化や生垣等について、助成対象を検討する必要がある(みどり条例23条関連ほか)。				
<b>1</b> 4	推進事項		目標		
35	<b>"是</b> 事识	短期(H22~26)	中期(H27~31)	長期(H32~41)	
地域協働体制の塾	整備	実施	実施	実施	
壁面緑化等の事例・手法の情報提供・意識 啓発(広報、HP等)		<b></b>			
啓発(広報、HP 9	等)	実施	実施	実施	
	ティスタック ディスティ ディスティ ディスティ ディスティ ディスティ ディスティ ディスティ ディスティ アイ・アイ ディスティ ディスティ ディスティ アイ・アイ ディスティ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ・アイ アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・アイ・ア	基準作成、実施	実施	実施	
壁面緑化、生垣等 23 条に基づく助	・ ・の緑化支援 ( みどり条例 成制度 ) 重苗資材等支給要領」に基	基準作成、		S	



集落内道路沿いの緑化事例(川田)



集落内道路沿いの緑化事例(田場)

施策	30				
施策名	道路の植栽帯の定期的な	維持管理、臨	時的な点検		
担当課	メイン課 土木課 都市計画	課 サ	ポート課	環境課 市民生活課 等	
現状の取り組み	市土木課管理係、シルバー人材センター及び市内造園業者等による定期 的な維持管理の実施。 道路工事から出た不要樹木について、他の道路や広場への移植。 「うるま市道路樹木等管理会助成金要綱」の制定。低木剪定や肥料等に 助成金を交付。現在5団体が結成し活動中である。				
施策展開の課題	低木については、道路樹木等管理会の結成団体を増やし、地域での管理を助成したい意向である。そのため、制度の周知が必要である。 地域が協働で道路の植栽を維持管理するには、地域住民の意識づけが課題である。 街路樹の陰で看板が見えない等の苦情がある。安全性・快適性等に配慮した植栽帯管理が必要である。				
1.0	進事項	目標			
14	· 连 尹	短期(H22~26)	中期(H27	~31) 長期(H32~41)	
定期的な維持管理		実施	実施	実施	
植栽管理のマニュ	ュアル化	実施			
「うるま市道路樹に基づく助成金3	討木等管理会助成金要綱」 ∑付	実施	実施	実施	
	 ∮、市民・自治会・緑化団 夏綱の周知(広報、HP 等)	実施	実施	実施	
	E検討委員会との連携	実施	実施	実施	
(版称) 個種選定機能委員会との建務 実施 実施 実施 実施 実施   実施   実施   実施   実施   実					



街路樹の剪定作業

施策	31				
施策名	国道・県道の緑化に関す	する国や県との選	重携・調整		
担当課	メイン課 土木課	サ	ポート課都市	計画課等	
現状の取り組み	国・県との連携・調整窓	口として技幹職を	を配置して業務を	E実施。	
施策展開の課題	継続的に国及び県との連	携・調整を行う。	必要がある。		
±4	目標				
JE	<b>達進事項</b>	短期(H22~26)	中期(H27~31)	長期(H32~41)	
国・県との連携	・調整	実施	実施	実施	
備考	整 施策 14 河川や海の環 県や周辺市町 施策 16 河川・海岸の	に関する県や周 境保全(水質浄 村との広域的なi 整備(ウォータ 辺市町村との広 <sup>は</sup>	化、生態系の保全 連携・調整 ーフロント、レク	全・回復等)と	



県道 16 号線の街路樹



県道 37 号線の植樹桝

## 【8 🥕 公園】

施策	32						
施策名	公園整備語	公園整備計画における地域意見の集約					
担当課	メイン記	都市計画 農水産整		ナポート課 市民	生活課等		
現状の取り組み	ヌーリ川2 池味のカー 地域住民 <i>0</i>	公園整備の際、地域自治会との協議、関係者との意見交換会等を実施。 ヌーリ川公園整備の際、3自治会代表者と協議した。 池味のカー整備の際、地域意見を聴取した。 地域住民の意見集約の手法を勉強している。					
施策展開の課題	地域との協	重携体制の構築 協議・調整に向 ノのスキルアッ	けて、市職員の	カワークショップ <sup>:</sup> 5る。	手法やファシリ		
±	進事項			目 標			
J.	医子识		短期(H22~26	) 中期(H27~31)	長期(H32~41)		
既存・新規公園の と協議・連携	)整備・改修	における地域	実施	実施	実施		
地域意見集約の	手法の調査・	· 研究	実施	実施	実施		
備考	〈施施施施施施施施施施施施施施施施施施施施施施施施施施施施施施施施施施施施	石し河等のでは、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個では、一個	活用 空間 できる	公園等のレクリエターフロント、レス域的で連携・調査 (土地買収や保存を 等調査、城跡と一個 環境保全と有効に 場件場のの整備・活展 現存公園が 関本が困難な地域に	クリエーション 隆 夏元 )環境保全 体的な整備・活 5用 月 女修 )		



住民ワークショップの様子



住民ワークショップの様子

施策	33						
施策名	借地公園制度等	の手法に	よる公園用	地σ	)確保		
担当課	メイン課 <sup>者</sup>	都市計画	課	サカ	ポート課		
現状の取り組み	都市公園用地は者 借地公園無し。	『市公園』	事業等で確保	【】	買取り)		
施策展開の課題	地域ニーズと地主意向(公園用地として貸しても良いかどうか)の把握 が課題である。						
推進事項			目標				
] [	<b>上连</b> 争块		短期(H22~	26)	中期(H27	~ 31 )	長期(H32~41)
都市公園事業等に	こよる公園用地の研	催保	実施		実施		実施
借地公園制度の記 等 )	周査・研究(補助金	· · · · · · · · · · · · · ·	実施		実施		実施
借地公園制度の流	舌用・検証				実施		実施
借地公園制度等の	D周知(広報、HP 🤄	等)	実施		実施		実施
<関連施策> 備 考 施策 35 密集市街地等の都市公園整備が困難な地域における広場やポケットパークの整備							



具志川運動公園



与那城総合公園

施策	34					
施策名	地域特性等に応じた新規	見・既存公園の	整備(改修)			
担当課	都市計画 メイン課 農水産整		ポート課 商工	了委員会文化課 題光課 登生活課 等		
現状の取り組み	既存公園の機能拡充(リニューアル)の制度は無い。 野鳥の森公園の展望台改修工事は単費で実施。 農村公園では、破損等により危険な遊具の撤去等を実施。遊具の新規設置の要望は無い。 地域住民の憩いの場として農村公園・広場等を整備してきたが、整備が不充分な地域もある。また、拝所では農業行事も多いが、危険箇所も見られる。					
施策展開の課題	公園施設長寿命化計画において、既存公園の機能拡充(リニューアル)を含めて調査する必要がある。 既存公園の機能拡充については、公園施設長寿命化計画と関連して市民ニーズを把握し、整備の方向性を検討する必要がある。 歴史的資源であるカー(井戸)等の保全・活用を図りながら、地域住民の交流の場としての機能を補完し、誰でも気軽に利用できる農村公園の整備が必要である。					
14:	-`#===	目 標				
指	進事項	短期(H22~26)	中期(H27~31)	長期(H32~41)		
公園改修整備事業事例等)	美の調査・研究 (補助金、	実施				
地域のニーズ把拡		実施				
公園施設長寿命( 充を検討)	 比計画( 既存公園の機能拡	調査策定(H23) 実施	実施			
勝連城跡歴史公園			実施	実施		
地域特性等に応し (改修)の検討・	ンた新規・既存公園の整備 実施	実施	実施	実施		
目標数値	新規公園の整備面積	22.37ha	44.75ha	89.49ha		
備考	しての整備・ 施策 20 勝連城跡の歴 と有効活用 施策 22 伊波城跡の歴	活用	土地買収や保存 環境保全と有効	ーションの場と 复元 ) 環境保全 活用		

施策	35				
施策名	密集市街地等の都市公  パークの整備	園整備が困難な	地域における広	場やポケット	
担当課	お市計画		ポート課		
現状の取り組み	街路整備(街路事業)での残地買取事例は無い。密集市街地では残地があっても売却しない可能性がある。 道路整備(道路事業)で残地を買い取り、ポケットパークとして整備した実績はある。 ポケットパークは、樹木・ベンチを設置し休憩場所等として活用されており、ポケットパークの整備は地域に喜ばれている。また、日常的な管理は各字で行っている。 農業振興地域や漁港等において、農村公園や漁港緑地広場の整備・活用を図っている。 新規の農村公園・漁港緑地広場の整備計画は無い。				
施策展開の課題	市街地の道路整備(街路事業)で残地が確保でき、地域のニーズがあれば、ポケットパークを整備する必要がある。 農村公園や漁港緑地広場は、農家や漁民を含めた地域での活用が望まれる。				
			目 標		
推	進事項	短期(H22~26)		長期( H32~41 )	
	<b>注進事項</b> 整備事業の調査・研究(補	短期(H22~26) 実施		長期(H32~41)	
ポケットパーク雪	整備事業の調査・研究(補	,		長期(H32~41) 実施	
ポケットパーク <sup>重</sup> 助金、事例等)	整備事業の調査・研究(補 こついて検討	実施	中期( H27~31 )		
ポケットパーク <sup>型</sup> 助金、事例等) 残地の有効活用に 地域のニーズ把抗	整備事業の調査・研究(補 こついて検討	実施実施	中期( H27 ~ 31 ) 実施	実施	
ポケットパーク型 助金、事例等) 残地の有効活用に 地域のニーズ把抗 必要に応じたポケ	整備事業の調査・研究(補 こついて検討 屋調査	実施実施実施	中期( H27 ~ 31 ) 実施 実施	実施実施	
ポケットパーク型 助金、事例等) 残地の有効活用に 地域のニーズ把抗 必要に応じたポケ	を備事業の調査・研究(補 こついて検討 屋調査 アットパーク整備 よる適切な維持管理	実施 実施 実施 実施	中期(H27~31) 実施 実施 実施	実施実施	



シルミチュー公園

施策	36					
施策名	公園の定期的な維持管理	公園の定期的な維持管理、臨時的な点検				
担当課	メイン課 都市計画課					
現状の取り組み	定期的なパトロール、台 自治会や利用者等による	シルバー人材センター及び授産施設等による定期的な維持管理の実施。 定期的なパトロール、台風後の点検、改修工事等の実施。 自治会や利用者等による自主的な維持管理も行われている。 「うるま市公園等里親制度実施要綱」の制定。				
施策展開の課題	公園等里親制度の登録団体はまだ無い。制度の周知が必要である。また、 自治会やボランティア団体等と協議し、要綱内容の再検証を行う必要が ある。 地域が協働で公園を維持管理するには、市職員・地域住民の意識づけが 課題である。 生物の生息地・生育地として配慮した植物管理が必要だが、職員・地域 住民の意識づけや情報不足等が課題である。					
拍	進事項		目 標			
JÞ		短期(H22~26)	中期(H27~31)	) 長期(H32~41)		
定期的な維持管理	■	実施	実施	実施		
植栽管理のマニュ	ュアル化	実施				
「うるま市公園等 づく報奨金交付等	宇里親制度実施要綱」に基 等	実施	実施	実施		
	等、市民・自治会・緑化団 周知(広報、HP 等)	実施	実施	実施		
要綱内容に関する	る自治会との協議、再検証	実施				
地域との協働体制	   の構築・強化	実施	実施	実施		
地域の自主的な流	舌動の促進	実施	実施	実施		
(仮称)樹種選足	 E検討委員会との連携	実施	実施	実施		
生物多様性国家學	戦略等に基づく施策との	実施	実施	実施		
連携						

施策	37				
施策名	地域住民による公園見回り体制づくりへの支援				
担当課	メイン課 都市計画 農水産整		サポート課	市民生活	活課等
現状の取り組み	定期的(年1回)に公園にいるホームレスへの立ち退きや占拠する荷物の撤去の指導を行っている。苦情があれば随時対応もしている。一部公園については、地元自治会が維持管理しており、危険箇所があれば報告がある。 民生委員による自発的な点検・報告がある。 各地域に自主防犯組織があり、公園等の見回りも行っている(全地域ではない)。				
施策展開の課題	各地域の自主防犯組織の詳細な活動内容は把握していない。 暗がり・死角解消のため、公園の樹木の伐採要請が多い。みどりの保全 と安全性確保とのバランスを図る必要がある。				
±	i進事項		目	標	
J.	· 连	短期(H22~20	6) 中期(H27	~31)	<b>長期</b> ( H32~41 )
防犯活動を行う名 容等)	各団体の情報収集( 活動内	実施			
防犯協会や各自治	台会との連携体制の構築	実施	実施	身	<b>実施</b>
公園等里親制度。	との連携	実施	実施	身	<b>尾施</b>
事例紹介等、市目 報、HP 等)	事例紹介等、市民・自治会等への周知(広 報、HP等)			身	<b>尾施</b>
支援策		検討、実施	実施	身	<b></b> 毛施
備考 《関連施策》 施策 36 公園の定期的な維持管理、臨時的な点検					

施策	38						
施策名	プレーパーク等の	プレーパーク等の魅力的な公園利用のあり方の検討					
担当課	メイン課	都市計画	課	サポ	ート課	企画記	果等
現状の取り組み	取り組み無し。						
施策展開の課題	プレーパーク 1開催にあたり、都市公園法及び条例上の禁止行為(火気 厳禁等)をクリアできるか、また、事故等に対する対応について懸念が ある。 プレーパーク(冒険遊び場・自然遊び場)へのニーズ把握が必要である。 プレーパークの開催にあたり、先進地事例等の調査・研究が必要である。 ニーズと実施団体があれば、みどり月間等でのイベント的なプレーパーク開催等、活動の場としての条件整備を図る必要がある。 ボランティア(プレーリーダー)の育成が課題である。						
1/1	進事項		目標				
JP	连手供		短期(H22~2	26) F	中期( H27	~ 31 )	長期(H32~41)
ニーズ及び先進り	也事例の調査・研究	, L	実施				
地域及びボランラ	ティア団体の意向調	直	実施				
ニーズに応じた熱	 杀件整備		実施	5	実施		実施
公募や事例紹介等、市民・ボランティア団 体等への周知(広報、HP等)		実施		実施		実施	
備考	< 関連施策 > 施策 50 みどりの月間等におけるみどりの保全及び緑化関連イベントの開催 施策 55 緑化活動に関する人材育成						

<sup>1</sup> プレーパーク:「自分の責任で自由に遊ぶ」をモットーとした、子ども達が自由にやってみたい遊びができる遊び場のことで、冒険遊び場とも言う。プレーリーダーと呼ばれる子ども達の見守りや遊び相手となる常駐の大人や、地域のボランティアとともに自主運営しているところが多い。

### 【 9 🔢 施設緑化】

アドバイザー制度

植栽の管理台帳 (庁舎、学校等)

公共施設の新設・改築における緑化率 20%

樹木剪定基準

を目指した整備

施策	39					
施策名	緑化率 20%に向けた公共	施設と施設周	辺の緑化・維	詳持管理の推進		
担当課	都市計画 管財課 メイン課 各工事担 各施設管	当課	ナポート課			
現状の取り組み	施設整備の際、樹木等の緑化を実施。 緑化率 20%の達成状況は、施設によってばらつきがある。 公共施設計画の事前協議においてみどりの基本計画及び景観計画に基づ き助言している。 施設緑化や維持管理については、各施設管理者へ任せている。施設管理					
施策展開の課題	者が剪定作業等の維持管理を実施。 公共施設が率先して施設緑化に取り組む必要がある。 施設緑化や維持管理に関する情報を収集する必要がある(維持管理のしやすい緑化手法等)。 維持管理のための予算措置が厳しい。 庁内の連携が出来ていない。市職員や施設管理者によって緑化の意識が異なる。公共施設の緑化推進や維持管理に対する市職員や施設管理者の意識づけが必要である。 市職員や施設管理者だけで緑化や維持管理を進めるのは厳しいので、市民ボランティア等の活力の活用方法を検討する必要がある。 庁舎内の一角を市民ボランティア団体等の緑化活動の場として提供する等、緑化率向上を図る方策の検討が必要である。 施設改築時における既存樹木の維持が課題である(移植等)。専門家のアドバイス体制の構築が求められる。 施設の運営上、樹木を剪定・除去する場合がある。強剪定に対する市民の批判もあり、剪定基準を設ける必要がある。 植栽の管理台帳が無い。施設によっては、財産として登録・管理する必					
推	要がある。      進事項			票		
		短期(H22~26	) 中期(H27~	· 31) 長期( H32~41)		
シルバー人材セン	ノター等の剪定作業 	実施	実施	実施		
ボランティアとの	D連携・活力の活用	検討、実施	実施	実施		
各公共施設管理 <sup>2</sup> 知・意識啓発	者に対する市の方針の周	実施	実施	実施		
各公共施設管理者	音の連携体制構築 	実施	実施	実施		
	議会、(仮称)樹種選定検討委員 (1)緑化ボランティア協議会との 実施 実施 実施					

創設検討

検討、作成

検討、作成

実施

創設、運用

実施

実施

実施

運用

実施

実施

実施

公共施設の新設・ ーテン・壁面緑化			実施	実施	実施
構造の検討					
景観条例に基づく	景観条例に基づく指導(H23.7.1制定)			実施	実施
公共施設計画の事	事前協議(景	景観条例)	実施	実施	実施
備考	施策 42	子ども達や地 事業者等への みどりのカー 相談体制とし (仮称)緑化ボ (仮称)樹種選	域住民とともに 緑化促進 テンづくり・壁で て専門家によるで ランティア協議会 定検討委員会の ・剪定枝の堆肥(	面緑化・屋上緑作アドバイザー制度会の設立 9立	比等の推進 复等の創設検討

1.65 fr.	10			
施策	40			
施策名	自然環境等の保全に配慮	買した公共施設:	整備事業のありた	方の検討
担当課	メイン課 都市計画 各工事担		ポート課 環境	課
現状の取り組み	基本・詳細設計で自然環境	境保全の検討を	行っている。	
施策展開の課題	工事担当課等、庁内関係課の連携体制の構築が必要である。 施設整備において、専門家のアドバイス体制の構築が求められる。 樹林地等、自然環境保全に配慮した候補地選定が必要である。			
+46	進事項		目 標	
JE .	E進事以	短期(H22~26)	中期(H27~31)	長期(H32~41)
各工事担当課に対 識啓発	対する市の方針の周知・意	実施	実施	実施
庁内関係課の連携	<b>隽体制構築</b>	実施	実施	実施
事業計画時におり	ナる環境への配慮の検討	実施	実施	実施
•	仮称)樹種選定検討委員 ボランティア協議会との	実施	実施	実施
アドバイザー制度	·····································	創設検討	創設、運用	運用
生物多様性国家単	戦略等に基づく施策展開	実施	実施	実施
備考	進 施策 56 相談体制とし 施策 66 (仮称)緑化ボ		と施設周辺の緑化 アドバイザー制度 会の設立 設立	

施策	41			
施策名	子ども達や地域住民とと	もに取り組	む学校や児童	館等の緑化
担当課	市民生活 児童家庭 メイン課 保育課 教育委員 教育委員	課 会指導課	サポート課	都市計画課等
現状の取り組み	学校は、工事の際に樹木学校では、PTA 予算で栽場が花を植えたりする。公民館の緑化は、各自治児童館(5館)は指定管理年度~)。指定管理者が終っヤーグリーンカーテング児童館相互の連携体制は	音委員を中心I 会や老人会等 者制度による 化に取り組ん 作り等) HP である(イベン	こ緑化活動をま が行っている。 3民間管理(3: いでいるが(マ 等での活動内容 ト合同開催等	年契約)である(H19 ングローブ植樹、ゴ ទ紹介はしていない。 )
施策展開の課題	各自治会の緑化活動は把関係課の連携体制が必要学校の緑化にも地域のマックである。学校における緑化スペーと組みを検討する砂保に必要な水の確保が供が異なる。 指定管理者に対して児童とお施設の緑化活動を紹介	握していないないであり、これでいる。 マイン でいます でいます でいまい でいまい でいまい はいい はい は	N。緑化活動を ボランティアと 発備し、子ども 各学校によっ 化の指導・要語	把握するため、庁内 の連携・協力体制が 達の手で緑化できる て水栓の位置等の条
1.63	進事項		目	漂
J#	t 连 <del>丁</del> 垻	短期(H22~2	e6) 中期(H27-	~ 31) 長期(H32~41)
庁内連携体制の構 の情報収集等)	構築( 各自治会の緑化活動	実施	実施	実施
NPO や地域との連	🧵 携体制の構築・活用	実施	実施	実施
	児童館等での緑化活動の 学校便り、冊子配布等)	実施	実施	実施
指定管理者へ施記	<b>设緑化・美化の指導・要請</b>	実施	実施	実施
備考	進 施策 43 みどりのカー	テンづくり・ 化活動等、み する人材育成	壁面緑化・屋 どりを大切に	)緑化・維持管理の推 上緑化等の推進 する心を育むための 検討



高江洲中学校



施策	42					
施策名	事業者等への緑色	化促進				
担当課	メイン課	都市計画課 	サ	ポート課	農政語	课等
現状の取り組み	みどりの基本計画	問施設の緑化の取り組み状況は、施設によってばらつきがある。 よどりの基本計画及び景観計画を HP へ掲載。 問施設は建築計画相談時において景観計画に基づき指導している。				
施策展開の課題	事業者等によって に対する事業者等				緑化排	推進や維持管理
† <i>t</i> é	<b>進事項</b>			目	標	
J:	· 上进争块	短期	(H22~26)	中期( H27	~ 31 )	長期(H32~41)
景観条例に基づく	〈指導(H23.7.1制	定) 実施		実施		実施
施設緑化に関する 報、HP等)	る情報提供・意識啓	路発(広 実施		実施		実施
みどりの月間にd クール等 ) と連抜	おける緑化関連事業 携した周知活動	≹(コン 実施		実施		実施
施設緑化等への多基づく助成制度	支援(みどり条例 2 )	23 条に 基準 実施	作成、	実施		実施
備考	進 施策 43 みどり 施策 45 花いっ 援	)のカーテンつ	でい・壁で 後道部緑化。	面緑化・屋	上緑化	・維持管理の推 ど等の推進 上緑化等への支



商業施設の緑化空間



発電所の緑化空間

施策	43			
施策名	みどりのカーテンづく「	〕・壁面緑化・原	屋上緑化等の推議	佳
担当課	メイク課   教育委員   各工事担	会指導課 会施設課 サ	ポート課	課等
現状の取り組み	みどりの基本計画及び景公共施設計画の事前協議 き助言している。 民間施設は建築計画相談 パッションフルーツの力 り等、施設緑化に独自に 学校では、自然共生型の 校舎の屋上緑化を検討し 実施予定(市内初)。	観計画で HP へ掲 においてみどり 時において景観! ーテンづくり、 取り組んでいる! エコスクール事! ている。H23 年度	の基本計画及び計画に基づき指導 ゴーヤーグリー 施設もある。 業(国の補助メニ	算している。 ンカーテンづく ニュー)として、 際に屋上緑化を
施策展開の課題	建物の構造上、みどりのい場合がある(水対策等施設管理者等のみどりのハウが乏しい。また、管事業者等への情報提供・	) カーテンづくり 理面への懸念も	・壁面緑化・屋 あるので、施設 である。	上緑化等のノウ
推	進事項	短期(H22~26)	目標中期( H27 ~ 31 )	長期( H32~41 )
	 〈指導(H23.7.1 制定)	実施	実施	実施
建物の構造上可能 ・壁面緑化・屋	能な場所でのみどりのカーテ 上緑化等の推進	実施	実施	実施
	・改築におけるみどりのカ 屋上緑化等を考慮した構	実施	実施	実施
	序、みどりのカーテン・壁面緑 D情報提供(広報、HP 等)	実施	実施	実施
みどりの月間に クール等 ) と連掛	 3ける緑化関連事業( コン 携した周知活動	実施	実施	実施
		基準作成、 実施	実施	実施
備考	進 施策 41 子ども達や地 施策 42 事業者等への	域住民とともに〕 緑化促進	と施設周辺の緑化 取り組む学校やり、 、壁面緑化・屋	児童館等の緑化

# 【10 🖶 住宅地】

	-			
施策	44			
施策名	地区計画や緑地協定等の	活用による民	有地の緑化	
担当課	メイン課 都市計画 区画整理		ポート課	
現状の取り組み	安慶名地区及び石川西地区で地区計画を策定している。 既存の地区計画(安慶名地区及び石川西地区)にはセットバックや生垣・ 柵の推奨はあるが、緑化率は定めていない。 安慶名地区には、地区計画以外に規範(地域の努力ルール)がある。			
施策展開の課題	既存の地区計画について、緑化率を検討する必要がある。 住民・地権者に対する地区計画や緑地協定等に関する意識啓発が必要で ある。			
† <i>t</i> £	進事項	目標		
] F	· 连	短期(H22~26)	中期(H27~31)	長期(H32~41)
既存地区計画への	D緑化率設定	検討	実施	実施
新規地区計画の打	旨定(緑化率設定)	検討	実施	実施
区画整理予定地 緑化の意識啓発	区の住民・地権者に対する	実施	実施	実施
景観地区指定候补		実施	実施	実施
景観地区指定		実施	実施	実施
民有地緑化への3 基づく助成制度 )	支援(みどり条例 23 条に )	基準作成、 実施	実施	実施
備考	   < 関連施策 >   施策 46 景観形成上重	要な地区等の暑	――――――――――――――――――――――――――――――――――――	- 緑化の誘導



石川西土地区画整理事業区域

施策	45			
施策名	花いっぱい運動や接道部	7緑化、壁面緑	化・屋上緑化	化等への支援
担当課	メイン課 都市計画 農政課	課 +	ナポート課	企画課 等
現状の取り組み	交付金(緑の募金)の申	請団体へ一律に	交付している	3.
施策展開の課題	交付金(緑の募金)の申詞   少している。	<b>青団体が増加し</b>	、1 団体当た	りの交付額が年々減
1.6	進事項		目材	票
J#	t 连 <del>丁</del> 垻	短期(H22~26	) 中期(H27~	·31) 長期(H32~41)
「うるま市緑化種づく交付金(緑の	重苗資材等支給要領」に基 D募金)	実施	実施	実施
グリーン・コミ <i>ニ</i>	ュニティ支援事業	実施		
景観計画に基づく	 〈指導	実施	実施	実施
アドバイザー制度	·····································	創設検討	創設、運用	運用
みどりの月間にa クール等)を活月	ラける緑化関連事業(コン 用した周知活動	実施	実施	実施
壁面緑化・屋上総例 23 条に基づく		基準作成、 実施	実施	実施
備考	施策 42 事業者等への 施策 43 みどりのカー 施策 50 みどりの月間 の開催	テンづくり・壁 等におけるみと て専門家による	産面緑化・屋」 ごりの保全及で	確保 上緑化等の推進 び緑化関連イベント -制度等の創設検討



市民による緑化活動

施策	46					
施策名	景観形成上重要	要な地区等	い 景観施策	と連携した緑	化の記	秀導
担当課	メイン課	都市計画	課	サポート課	教育 等	委員会文化課
現状の取り組み	取り組み無し。					
施策展開の課題	景観法に基づく 区における緑化		• • • •		指定を	を図り、景観地
+#	進事項			目	標	
) JE	E進事以		短期(H22~2	26) 中期(H27	~ 31 )	長期(H32~41)
景観地区指定(胴	勞連南風原地区)	の検討	実施			
支援制度の検討	 · 整備		実施			
景観指定候補地の	 D検討		実施	実施		実施
景観地区指定			実施	実施		実施
	<関連施策>					
備考	施策 20 勝道 と有	剪効活用	史公園の整備	計(土地買収や 開による民有		ī元 ) 環境保全



勝連城跡

## 【11 🤍 意識啓発】

施策	47			
施策名	環境教育や緑化活動等、	みどりを大切に	こする心を育むた	こめの取り組み
担当課		課 課 サ 会指導課 員会生涯学	ポート課	課等
現状の取り組み	年1回、NPOと連携 H23年校には学のでは 時間では 一ででは 一ででは 一ででは 一ででは 一ででは 一ででは 一ででは 一	環境が 警の砂環校一校ネ塾予は績用予る 署会ンしと22活育夕開。自告にで減 へ学一と22活育夕開。自告にで減 ヘ学一実)を動が(H22をまる) 増、一践を実をい22年ある とこれが がっぱん しょる かいがい かいしょう かいがい かいしょう かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいがい かいが	(県事業)。 ている。教材園  する奉仕作業を写 川青少年の家ででいる。 のグラムを検討し 回(H16~、国 援する学校 支援 度、5~6回)。 ド度、5~6回)。 ドカルでは おり、おり、おり、おり、活動に対する言	E施。 宿泊学習(体験 ている。 している。 見の補助事業)。 地域本部事業を 23年度以降は、 はしていない。 評価・検証は実
施策展開の課題	環境教育実践プログラムである。 地域学習や放課後子の学習を支援でする。 地域学習能域では一個ででででです。 学校支援ででででででででいる。 学校支援ででででででいる。 学校支援でででででいる。 学校支援でででででいる。 学校支援ででは、 学でででででいる。 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、 とは、	実施にない。大学を大学をは、大学をできませい。 ののでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	TA や地域住民等の協力との協力をでいる。 ではないでは、 ではないでは、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、	への周知が課題 の視点をひる。 が説明を入れる。 が説明である。 が必要がある。 が必要がある。 が必要がある。 が必要である。 が必要がある。 が必要である。 が必要でいた。 がいまる。 がいまる。 いい。
14	<b>建事項</b>	17 0 22 2 18 05	目標	
JE .	生医学识	短期(H22~26)	中期(H27~31)	長期(H32~41)
環境月間における	るパネル展開催	実施	実施	実施
人権の花運動		実施(H23)		
学校での苗木の非	战培、贈呈 	実施	実施	実施
ビオスの丘でのネ	社会見学	実施	実施	実施

石川青少年の家での宿泊学習(体験学習)	実施	実施	実施
緑化コンクールへの参加	実施	実施	実施
総合学習(環境教育実践プログラム)	検討、実施	実施	実施
放課後子ども教室	実施	実施	実施
学校支援地域本部事業( コーディネーター 及びボランティアの確保 )	実施	実施	実施
自然塾	実施	実施	実施
児童館指定管理者の企画公募の際、学習プログラムにみどりや環境に関する事項を 盛り込む	実施	実施	実施
指定管理者の活動実績に対する評価	検討、実施	実施	実施
各学校、公民館、児童館等での取り組み活動の紹介(HP、学校便り、冊子配布等)	実施	実施	実施
各学校、公民館、児童館等への環境教育メ ニューの紹介	実施	実施	実施
各学校、公民館、児童館等でのみどりの基本計画、景観計画の活用	配布、実施	実施	実施
各学校、公民館、児童館等の相互の連携(情 報共有)	実施	実施	実施
庁内関係課・NPO 等との連携(情報収集等)	実施	実施	実施
畑を無料提供してくれる農家の斡旋(農家と学校の橋渡し)	実施	実施	実施

#### <関連施策>

施策 9 石川青少年の家や市民の森公園等のレクリエーションの場と しての整備・活用

備考

施策 41 子ども達や地域住民とともに取り組む学校や児童館等の緑化

施策 55 緑化活動に関する人材育成

施策 62 みどりや環境等に関する情報共有体制の構築、多様な伝達手 段を活用した情報提供



緑化活動



オカガニ観察会

施策	48				
施策名	市の花・木・花木の認知	度向上と緑化	<b>佳奨、市のシン</b> 7	ドルとして活用	
担当課	企画課 秘書広報 都市計画 農政課 各工事担 各施設管	課サ	ポート課		
現状の取り組み	庁舎、学校、市営団地等 植栽している訳ではない。 街路樹として市木が植え うるま市産業まつりでサ HPでは情報発信している	。 られている道路 ンダンカ及びハ	もある。 イビスカスの苗 <sup>ヵ</sup>	木配布。	
施策展開の課題	る必要がある。 市民や緑化団体等への周 の情報を広報紙に掲載す	市民や緑化団体等への周知として、市民憲章と併せて市の花・木・花木の情報を広報紙に掲載する必要がある。ボランティア等によるサンダンカの苗木の自家栽培について、助成対象			
+#	上上生車T百	目標			
) JE	<b>達事項</b>	短期(H22~26)	中期(H27~31)	長期(H32~41)	
(仮称)サンダン	ノカいっぱい作戦	検討、実施	実施	実施	
公共施設における 推進	る市の花・木・花木の植栽	実施	実施	実施	
産業まつり等での 木・飼料・チラミ	Dサンダンカ等の配布( 苗 ン)	実施	実施	実施	
市民・緑化団体等	等への周知(広報、HP 等)	実施	実施	実施	
サンダンカ苗木栽	栽培等への支援( みどり条 助成制度 )	基準作成、 実施	実施	実施	

### <関連施策>

例 23 条に基づく助成制度)

施策 28 道路の植栽帯整備、特色ある街路樹づくり

実施

施策 39 緑化率 20%に向けた公共施設と施設周辺の緑化・維持管理の推進

進

施策 50 みどりの月間等におけるみどりの保全及び緑化関連イベント

施策 59 緑化団体等への苗木の提供





市の花木:ユウナ



市の花:サンダンカ

施策	49			
施策名	緑化コンクールやフォ	トコンテスト等	の表彰制度の創	設
担当課	メイン課都市計画	ī課 サ	·ポート課 <sup>企画</sup>	課等
現状の取り組み	取り組み無し。 庁外部の公共・民間の表	彰制度の案内が	あれば、情報提信	共している。
施策展開の課題	次年度より景観賞を実施る。賞の内容等は進めなみどりの月間(みどり条び縁化団体等との協働のする必要がある。そのイ要がある。	がら模索してい 例 21 条関連)に もと、みどりの	く。 こおいては、庁内 0保全及び緑化の	関係課、市民及 関連事業を実施
		目標		
14	; 注: 注:注:		目 標	
推	進事項	短期( H22~26 )	1	長期(H32~41)
景観賞	進事項	短期(H22~26) 実施(H23~)	1	長期(H32~41) 実施
景観賞	注進事項 うける緑化関連事業( コン		中期(H27~31)	
景観賞 みどりの月間にな クール等)		実施(H23~) 検討、実施	中期(H27~31) 実施	実施
景観賞 みどりの月間にな クール等) 協働体制の構築(	おける緑化関連事業( コン	実施(H23~) 検討、実施 実施	中期(H27~31) 実施 実施	実施



施設緑化の事例(照間)

施策	50							
施策名	みどりの月間等におけるみどりの保全及び緑化関連イベントの開催							
担当課	メイン課	都市計画	課 .	サポート課	環境課 企画課			
現状の取り組み	取り組み無し。 H20 年に県と共同で環境フェアを開催した。							
施策展開の課題	市のみどり条例に基づくみどりの月間を制定する必要がある(みどり条例 21 条関連)。 みどりの月間においては、庁内関係課、市民及び緑化団体等との協働のもと、みどりの保全及び緑化の関連事業を実施する必要がある。 うるま市環境美化の日(毎年6月第2日曜日)県の沖縄都市緑化月間(毎年10月)国のみどりの月間(毎年4月15日~5月14日)や環境月間(毎年6月)と併せた取り組みも検討する必要がある。 NPO等の緑化団体との連携が必要であるが、活動内容等の情報が乏しい。							
推進事項			目標					
			短期(H22~26	6) 中期(H27	~31) <del>{</del>	長期(H32~41)		
みどりの月間の制定			実施					
みどりの月間における緑化関連事業( コン クール等 )			検討、実施	実施	9	実施		
協働体制の構築(庁内、市民、緑化団体等)			実施	実施	3	実施		
市民・緑化団体等への周知(広報、HP等)			実施	実施	3	実施		
備考	〈関連施策〉 施策 17 地域住民と協働による河川や海の清掃・緑化活動やイベントづくり 施策 38 プレーパーク等の魅力的な公園利用のあり方の検討施策 45 花いっぱい運動や接道部緑化、壁面緑化・屋上緑化等への支援 施策 49 緑化コンクールやフォトコンテスト等の表彰制度の創設施策 51 みどりの日の設定検討施策 62 みどりや環境等に関する情報共有体制の構築、多様な伝達手段を活用した情報提供施策 66 (仮称)緑化ボランティア協議会の設立							

+ <i>t t</i>	EA								
施策 	51								
施策名	みどりの日の設定検討								
担当課	メイン課	都市計画課		サカ	·ポート課 <sup>企画i</sup>		課等		
現状の取り組み	取り組み無し。								
施策展開の課題	みどりの月間を制定する必要がある(みどり条例 21 条関連)。 果題 みどりの月間における緑化関連事業等を踏まえ、専門家やボランティア 団体等と協議しながらみどりの日の制定を検討する必要がある。								
1#\\H- <del>=</del> -r=			目標						
推進事項		短期(H22~26)		中期(H27~31)		長期(H32~41)			
みどりの月間の制定			実施						
みどりの月間における緑化関連事業( コン クール等 )			検討、実施		実施		実施		
みどりの日の制定検討			実		実施		実施		
市民・緑化団体等への周知(広報、HP等)			実施 実施			実施			
備考	<関連施策> 施策 50 みど の開		等におけるみ	yど!	)の保全及	なび緑イ	と関連イベント		

施策	52						
施策名	みどり条例の各項目の	みどり条例の各項目の円滑な施行及び運用					
担当課	メイン課都市計画	<b>可課</b> +	ナポート課	<b>貴政課</b> 等			
現状の取り組み	みどり条例の制定(H17. みどりの基本計画の策定	•					
施策展開の課題	助成制度の運用に係る仕 みどりに関する庁内の共			題である。			
1.6	進事項		目 標				
JE	E進事以	短期(H22~26	) 中期(H27~3	B1) 長期(H32~41)			
緑化月間の制定		実施					
保存樹の指定		実施	実施	実施			
緑化団体等への引	 支援	実施	実施	実施			
協働体制の構築(	庁内、市民、緑化団体等 )	実施	実施	実施			
市民・緑化団体等	等への周知(広報、HP等)	実施	実施	実施			
備考	の検討 施策 49 緑化コンクー	ルやフォトコン 引等における <i>み</i> 設定検討	ノテスト等の表	詩管理できる制度 彰制度の創設 び緑化関連イベン			

# 【12 編編級化活動支援】

施策	53				
施策名	これまでの緑化支援の内	容や活用状況	の評価・検証と	今後の方針検討	
担当課	都市計画 農政課 企画課 土木課		ナポート課		
現状の取り組み	交付金(緑の募金)や助 動状況の報告はあるが、				
施策展開の課題	交付金(緑の募金)は木 ある。そのため一年草が	各活動団体の自主評価が求められる。 交付金(緑の募金)は木や花の種類を制限しておらず、各団体の好みである。そのため一年草が毎年植え替えられ、みどりが増えている訳ではない。市として政策的にみどりを増やす取り組みを検討する必要がある。			
1.6	進事項	目標			
J#	E 医争识	短期(H22~26)	中期(H27~31)	長期(H32~41)	
各活動団体の自己	E評価の促進	実施	実施	実施	
評価・検証		検討	実施	実施	
市の方針としての	 D緑化支援	検討	実施	実施	
みどりの基本計画		検討	実施	実施	
みどり審議会等と	 :の連携	検討	実施	実施	
サンダンカ等の	多年草で緑を増やす団体 ) (HP、広報等)	実施	実施	実施	
備考	<関連施策> 施策 54 緑化活動に関 報提供	する助成制度の	)構築・活用、各	種支援制度の情	

施策	54						
施策名	緑化活動に関する助成制	度の構築・	活用、各種支持	援制度の情報提供			
担当課	都市計画 農政課 から とイン課 企画課 土木課	課	サポート課	秘書広報課 等			
現状の取り組み	に助成金を交付。 「うるま市公園等里親制」 交付金(緑の募金)やグ 各種助成制度を活用して 公共・民間助成制度の案	「うるま市公園等里親制度実施要綱」の制定。 交付金(緑の募金)やグリーン・コミュニティ支援事業等の実施。 各種助成制度を活用して活動する NPO あり。 公共・民間助成制度の案内があれば情報提供している(広報、HP、自治					
施策展開の課題	リ条例 23 条関連 ) NPO への助成制度 (上限 2 よって選定する。 資金や物品だけでなく、 緑化団体や NPO を支援す	IPO への助成制度(上限 20 万円)を創設する(H23)。対象団体は審査に よって選定する。 資金や物品だけでなく、多様な支援のあり方を検討する必要がある。 碌化団体や NPO を支援するための関わり方を検討する必要がある。 民間制度の情報が乏しいため、NPO 等と連携し情報収集に努める必要があ					
14	進事項	目 標					
15	· 连 字 块	短期(H22~2	26) 中期(H27~	- 31) 長期(H32~41)			
みどり条例 23 条	に基づく助成制度	基準作成、 実施	実施	実施			
「うるま市道路樹 に基づく助成金3	討木等管理会助成金要綱 」 ∑付	実施	実施	実施			
「うるま市公園等 づく報奨金交付等	 手里親制度実施要綱」に基 手	実施	実施	実施			
「うるま市緑化種づく交付金(緑の	 賃苗資材等支給要領」に基 D募金)	実施	実施	実施			
NPO 助成制度		創設(H23) 実施	実施	実施			
その他の公共・民 収集・提供、相談	間助成制度に関する情報 炎、手続き支援	実施	実施	実施			
備考	づくり 施策 30 道路の植栽帯 施策 36 公園の定期的	働による河川の定期的な維 な維持管理、 化支援の内容 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。 がある。	や海の清掃・  持管理、臨時的 臨時的な点検  な活用状況の	緑化活動やイベント			

施策	55				
施策名	緑化活動に関する人材育成				
担当課	都市計画 メイン課 農政課 土木課				生活課 委員会指導課
現状の取り組み	公民館で剪定講座を開催	0			
施策展開の課題	既存の支援策と連動させ	た人材育成の	取り組みを検	討する	必要がある。
1.6	進事項		目	標	
16	短期(H22~2	e6) 中期(H27	~ 31 )	長期(H32~41)	
公民館での剪定誌	公民館での剪定講座				実施
アドバイザー制度	·····································	創設検討	創設、運	用	運用
産業まつり等での の育て方等)	D苗木配布と講習会( 苗木	実施	実施		実施
市民・緑化団体等 報提供(広報、H	への人材育成に関する情 P等)	実施実施実施実施			実施
備考	字等)				

施策	56						
施策名	相談体制として	相談体制として専門家によるアドバイザー制度等の創設検討					
担当課	メイン課	課 都市計画課 サポート課 企画課 農政課 等					
現状の取り組み	取り組み無し。						
施策展開の課題	緑化に関する多 そのため、みと である。			-			が必要である。 との連携が必要
† <i>t</i> £	<b>達事項</b>				目	標	
J.		短期(H22~2	26)	中期( H27 ~	~ 31 )	長期(H32~41)	
みどり審議会、(	仮称) 樹種選定	検討委員					
会、(仮称)緑化	ボランティア協	議会との	実施		実施		実施
連携							
アドバイザー制度	<b>芰</b> 		創設検討		創設、運用	Ħ	運用
市民・緑化団体等 HP 等)	<b>等への制度の周知</b>	口(広報、			実施		実施
	<関連施策>						
	施策 17 地域		働による河川	一や氵	毎の清掃・	緑化清	舌動やイベント
備考			する人材育成	-	D÷ ( 1	_	1 12 11 155
MH 写	施策 56 花し   援	1っぱい連	動や接道部総	录化、	壁面緑化	•屋_	上緑化等への支
		,	ランティア協				
	施策 68 (仮称)樹種選定検討委員会の設立						

+/- /*/-	53					
施策	57					
施策名	EM 活性液の無料配布等	、EM を活用した	環境にやさしい	まちづくり		
担当課	メイン課 商工観光	<b>光課</b> サ	ポート課 都市	計画等		
現状の取り組み	市民向けとして、52 自治	台会へ EM 活性液(	の無料配布。			
施策展開の課題	EM 活性液は培養可能だだす取り組みが必要であるEM 活用方法がマンネリイ要がある。EM 活性液によるまちづたな活用方法(畜産業績がある。商工観光課の事	。 としているので、新 くり推進は H23 年 等の悪臭緩和事業	新たな EM 活用方 度で終了し、H2 )を全庁的に検	法を検討する必4 年度以降は新		
12			目 標			
推進事項						
推	進事項	短期(H22~26)	中期(H27~31)	長期(H32~41)		
EM 活性液の配布	i進事項 	短期(H22~26) 実施	中期(H27~31)	長期(H32~41)		
			中期(H27~31)	長期(H32~41)		
EM 活性液の配布 EM 活性液の有料・		実施検討	中期( H27~31 )	長期(H32~41)		
EM 活性液の配布 EM 活性液の有料・ EM 活性液培養促 等)	化検討	実施 検討 実施	中期( H27~31 )	長期(H32~41)		

施策	58						
施策名	みどり基金の創	みどり基金の創設検討					
担当課	メイン課	都市計画	課	サス	ポート課	農政	課等
現状の取り組み	取り組み無し。						
施策展開の課題	財源確保を含め	た仕組み	づくりを検討	する	6必要があ	る。	
推進事項				目標			
J#	上进争以		短期( H22~	26)	中期( H27	~ 31 )	長期(H32~41)
財源を含めた仕組	且みづくりの検討	ţ	実施				
みどり基金制度			創設、運用		運用		運用
市民・緑化団体等	手への周知 (広報	B、HP等)	実施		実施		実施
備考	備 考 <関連施策> 施策 59 緑化団体等への苗木の提供						

施策	59							
		緑化団体等への苗木の提供						
施策名	緑化団体	寺へ(		是供 ————————————————————————————————————				
担当課	メイン	課	農政課		サバ	ポート課	都市	計画等
現状の取り組み		交付金 ( 緑の募金 ) の申請団体へ一律に交付している。 うるま市産業まつりでサンダンカ及びハイビスカスの苗木配布。					▽配布。	
施策展開の課題	少している 交付金(約 ある。その	交付金(緑の募金)の申請団体が増加し、1団体当たりの交付額が年々減少している。 少している。 交付金(緑の募金)は木や花の種類を制限しておらず、各団体の好みで ある。そのため一年草が毎年植え替えられ、緑が増えている訳ではない。 市として政策的にみどりを増やす取り組みを検討する必要がある。					各団体の好みで 1る訳ではない。	
1.6	±:件車™					目	標	
推進事項				短期(H22~	26)	中期( H27	~ 31 )	長期(H32~41)
「うるま市緑化科 づく交付金(緑G		5給要	領」に基	実施		実施		実施
産業まつり等での 木・飼料・チラミ		カ等の	配布(苗	実施		実施		実施
多年草の種類や育	育成方法の約	沼介		実施		実施		実施
市民・緑化団体等	等への周知	(広報	张、肥等)	実施		実施		実施
	<関連施	策 >						
	施策 45 施策 48	援						上緑化等への支 市のシンボルと
備考	加東 40		活用	化かりがない	支門」	上 C #求1七拍	E哭、「	カのシンホルと
MH 75	施策 53 これまでの緑化支援の内容や活用状況の評価・検証とで 方針検討					・検証と今後の		
	施策 54		ど活動に関	する助成制原	度の権	構築・活用	、各種	重支援制度の情
	施策 58	みと	り基金の	創設検討				



サンダンカ

施策	60					
施策名	緑化団体等への清掃用	緑化団体等への清掃用ボランティア袋の提供				
担当課	メイン課環境課	Ħ	ポート課都市	計画課等		
現状の取り組み	申請団体へ清掃用ボラン	′ティア袋を提供	している。			
施策展開の課題	清掃用ボランティア袋の 受けられる。	清掃用ボランティア袋の容量は 9L だが、満杯にせず捨てている団体も見受けられる。				
1.6	進事項	目標				
J#	· 连书识	短期(H22~26)	中期(H27~31)	長期(H32~41)		
清掃用ボランティ	ィア袋の提供	実施	実施	実施		
市民・緑化団体等	等への周知(広報、HP 等)	実施	実施	実施		
下氏・緑化団体等への周和(仏報、PP等)  美施   美施   美施   美施						

施策	61						
施策名	緑化活動に必要	緑化活動に必要な水の確保のための手法検討					
担当課	メイン課	メイン課 都市計画課 サポート課					
現状の取り組み	取り組み無し。 周辺企業と連携	して、水	を確保してい	る総	最化団体も	ある。	
施策展開の課題	庁内関係課、地 検討する必要が	周辺企業と連携して、水を確保している緑化団体もある。 緑化活動のための水確保のニーズ把握が必要である。 庁内関係課、地域及び専門家等と協議しながら、水確保のための手法を 検討する必要がある。 水確保について、助成対象を検討する必要がある(みどり条例 23 条関連					
1.6	進事項		目標				
J:	E 连 尹 识		短期( H22~	26)	中期( H27	~ 31 )	長期(H32~41)
緑化団体等の二・	一ズ把握調査		実施				
みどり審議会、( 会、アドバイザ-	•	検討委員	実施		実施		実施
庁内関係課との協	協議・調整		実施		実施		実施
水確保に関する	目談等への対応		実施		実施		実施
水確保への支援 く助成制度)	( みどり条例 23 🤅	条に基づ	基準作成、 実施		実施		実施
備考	<関連施策> 施策 41 子ども達や地域住民とともに取り組む学校や児童館等の緑化 施策 56 相談体制として専門家によるアドバイザー制度等の創設検討 施策 68 (仮称)樹種選定検討委員会の設立						

施策	62							
\$ 10 to 100	みどりや環境等	手に関する	情報共有体	制の構築、多	様な伝	(達手段を活用		
施策名	した情報提供	した情報提供						
担当課	メイン課	都市計画 秘書広報		サポート課	全関係	<b></b> 系課		
現状の取り組み	みどりの基本計	個別団体等からの相談・質問があれば、対応している。 みどりの基本計画及び景観計画を HP へ掲載。 主管課からの要請に応じて、広報、HP で情報提供している。						
施策展開の課題	みどりや環境等 NPO 等の緑化団 庁内関係課や関	専門分野の連携が大切である。 みどりや環境等の情報が乏しい。 NPO 等の緑化団体との連携が必要であるが、活動内容等の情報が乏しい。 庁内関係課や関係団体等の情報共有体制を密にし、多様な伝達手段を活用した情報提供のあり方を検討する必要がある。						
1.6	<b>達進事</b> 項		目標					
]	生医学识		短期(H22~	26) 中期(H27	~ 31 )	長期(H32~41)		
みどりや環境等 等)	に関する情報収算	集(取材	実施	実施		実施		
<b>庁内情報共有体制</b>	 訓の構築		実施					
庁内関係課・関係	 系団体との連携		実施	実施		実施		
HP にみどりや環 置	HP にみどりや環境等に関するコーナー設 置			実施		実施		
みどりの月間にる クール等 )	おける緑化関連事業(コン 検討、実施 実施 実施				実施			
情報提供のありた	方検討(広報、HP、	報道等)	実施	実施		実施		
市民・事業者・緑	市民・事業者・緑化団体等への情報提供(広実施実施実施					実施		

<関連施策>

備考

報、HP等)

施策 47 環境教育や緑化活動等、みどりを大切にする心を育むための 取り組み

施策 50 みどりの月間等におけるみどりの保全及び緑化関連イベント の開催

施策 66 (仮称)緑化ボランティア協議会の設立 全施策



みどりの基本計画 概要版 (市 HP 掲載)



# 【13 端働・連携体制】

施策	63						
施策名	NPO や研究機関	NPO や研究機関等の専門家との連携体制構築					
担当課	メイン課	都市計画 企画課	課	サポート課	環境	課等	
現状の取り組み	みどり審議会を	運用して	いる。				
施策展開の課題	専門分野の連携 NPO 等の緑化団			るが、活動内	容等の	情報が乏しい。	
16			目	標			
推進事項			短期(H22~	26) 中期(H27	~ 31 )	長期(H32~41)	
(仮称)樹種選別	定検討委員会の設	<b>设立</b>	実施				
(仮称)緑化ボ	ランティア協議会	の設立	実施				
みどり審議会、( 会、(仮称)緑化 連携体制構築	•		実施	実施		実施	
市民・緑化団体領	等への周知(広輔	灵、W等)	実施	実施		実施	
備考	取り 施策 64 自然 施策 66 (仮	)組み 然環境保全 称)緑化ボ		データの蓄積 協議会の設立	する。	心を育むための	



みどり審議会の様子

施策	64							
施策名	自然環境保全に	こ寄与する	データの蓄	積				
担当課	メイン課	環境課		サホ	パート課	都市	計画課課等	
現状の取り組み	国・県は独自に	データを	構築している	ら(レ	゚ッドデー	タブッ	ック等 )。	
施策展開の課題	国・県・市の役 生物多様性国家	専門分野の連携が大切である。 国・県・市の役割分担が必要である。 生物多様性国家戦略 2010 ( H22.3 ) 沖縄県生物多様性地域戦略 ( 策定作 業中 ) に基づく取り組みが必要である。						
14	+b\/生事1克			目標				
J#	推進事項			26)	中期( H27	~ 31 )	長期(H32~41)	
生物多様性国家戦	生物多様性国家戦略等に基づく施策展開				実施		実施	
市民・緑化団体等への周知(広報、HP等)			実施		実施		実施	
備考	施策 8 樹林 整 / / / / / / / / / / / / / / / / / / /	株地の保全  や海の環  周辺市町      地跡北側  の定期的	境保全(水質 村との広域的	や周辺 質浄化 調子 調子 調子 臨時	2市町村と 公、生態系 携・調整 関査、城跡 前な点検	の広り	)環境保全 或的な連携・調 全・回復等)と 本的な整備・活	



トカゲハゼの生息地である人工干潟

施策	65							
施策名	各種事業や計画	<b>事との</b> 連	携による総	合的かつ	計画的な	緑化推進		
担当課	メイン課	都市計画	課	サポート	・課 全関	係課		
現状の取り組み	みどりの基本計画の策定 (H22.3)。 みどり推進計画の作成。							
施策展開の課題	国、県、庁内関	係課及び	関係団体との	連携体制	の構築が詰	果題である。		
1.6	14. \t. == 1=			目標				
推進事項			短期(H22~2	26) 中期	(H27~31)	長期(H32~41)		
みどりの基本計画の施策推進に対する国、 県、庁内関係課及び関係団体との連携体制 構築			実施	実施		実施		
みどり推進計画の策定			実施(H23)					
みどりの基本計画、推進計画の進捗管理			実施	実施		実施		
備 考 〈関連施策〉 全施策				·				



うるま市みどりの基本計画(表紙)

施策	66								
施策名	(仮称)緑化ポ	(仮称)緑化ボランティア協議会の設立							
担当課	メイン課	都市計画	課	サポート課	企画語	课等			
現状の取り組み	NPO 相互のネッ	ットワーク:	づくりの取り	組み無し。					
施策展開の課題	庁内関係課や 立ち上げは行 に任せるべき 分野性の高い	協議会の立ち上げ方が重要である(共通認識の持たせ方、タイミング等)。 庁内関係課や関係団体等を交えて充分議論する必要がある。 立ち上げは行政が音頭を取っても、活動が走り出したら協議会の自主性 に任せるべきである。 分野性の高い部分に関しては、各所管課が中心となるため、庁内連携体 制の構築が必要である。							
1/4	進事項		目標						
35	<b>上</b> 连争识		短期(H22~	26) 中期(H27	~ 31 )	長期(H32~41)			
(仮称)緑化ボラ	設立調整、 設立、運用	運用		運用					
市民・緑化団体等	実施	実施		実施					
情報共有体制の権 動等)	構築(助成金、名	各団体の活	実施	実施		実施			
	<関連施策>								
		域住民と協 くり	<b>協働による河川や海の清掃・緑化活動やイベント</b>						
		・)の月間 男催	等におけるみ	みどりの保全及	なび緑イ	<b>と関連イベント</b>			
備考	施策 54 緑								
	施策 56 相 施策 62 み	談体制とし	等に関する愉			野等の創設検討 多様な伝達手			
				との連携体制	構築				



ボランティアによる美化活動(石川川)



ボランティアによる植樹活動 (海水路)



# 【14 🥏 共通事項】

施策	67						
施策名	道路、都市公園	、河川・	海岸等の景観重要公共施設としての位置づけ				
<b>心</b> 束石	検討と緑化						
担当課	メイン課	都市計画	課	サポート課	土木課	等	
現状の取り組み	観形成に必要な 景観計画におい パーク) 沖縄 る。指定はこれ	景観計画において、景観重要公共施設の整備に関する事項及び良好な観形成に必要な基準を示している。 景観計画において、 県道 16 号線、 伊計平良川線(海中道路・ローパーク) 沖縄石川線を、景観重要公共施設の指定候補として挙げてる。指定はこれからである。					
施策展開の課題	景観重要公共施設の指定に関しては、管理者の同意と協力が必要である。今後は、公共施設整備の段階で、景観重要公共施設としての位置づけを検討することが望ましい。 勝連城跡前の県道 16 号線が指定の第一候補であり、勝連城跡の整備と併せて検討する必要がある。 景観重要公共施設として指定されると、伐採規制等があり地域や管理者からの懸念が考えられる。そのため、充分な事前協議が必要である。						
14	進事項		目標				
推進事項			短期(H22~2	6) 中期(H27	~31)	<b>長期</b> (H32~41)	
指定候補の検討	指定候補の検討			実施	3	実施	
県道 16 号線の指定検討 (( 仮称 ) 勝連城跡 プロジェクトチーム )			実施				
地域・管理者との協議・同意形成			実施	実施	5	実施	
景観重要公共施設の指定			実施	実施	5	実施	
市民等への周知(広報、HP 等)			実施	実施	5	実施	
備考	と有	効活用 樹及び景		(土地買収や			

(仮称)勝連城跡プロジェクトチーム:勝連城跡の総合的な整備・活用のため、課の枠を越えた庁内チーム(都市計画課、教 育委員会文化課、企画課、商工観光課、環境課等を想定)



県道 16 号線



海中道路

施策	68								
施策名	(仮称)	(仮称)樹種選定検討委員会の設立							
担当課	メイン	ン課	都市計画	課	サポ	ート課	各工	事担当課等	
現状の取り組み	道路やど	委員会の設立はまだだが、各課のニーズはある。 道路や公園等の樹種は、地域と協議しながら、環境への適合、維持管理のしやすさ等を考慮して、選定している。							
施策展開の課題	る工夫が 村種親後 村理に委 常任委員	地域が選んだ樹種だと、地域が進んで維持管理する。地域が愛着を持てる工夫が必要である。 樹種選定は、個人の好み等の要望があり、調整が課題である。 植栽後の生長や維持管理のしやすさ等について想定不足なため、維持管理に苦労する場面がある。 常任委員として、専門家の確保が必要である。 委員会について、庁内への周知・活用が求められる。							
14	進事項			目標					
正是事件				短期(H22~	26)	中期( H27	~ 31 )	長期(H32~41)	
委員会設置要綱の	D整備			実施					
委員会の設立	委員会の設立								
委員会の運営(き	ら種事業に	こおける	5活用)	実施	3	実施		実施	
	<関連施策>								
	施策 1	7 地域 づく		働による河)	川や海	の清掃・	緑化剂	舌動やイベント	
備考				整備、特色あ 可けた公共施				・維持管理の推	



県道8号線の街路樹



県道 33 号線の街路樹

施策	69					
施策名	刈草・落ち	葉・剪定枝の	)堆肥化等「a	ょどりのリサ	イクル	レ」の推進
担当課	メイン課		課理担当課	サポート課		
現状の取り組み	任せている 農村公園の 対いる。 学校の され 土木 こ きめている	。 対草は、農地 c、土地改良区 枝等はシルバ 際に出る剪定 。	の敷草や牛の ばが自主的に処 一人材センタ 枝等は、再資	餌として還え 分場へ運びき ーへ運んでい 原化業者へ過	こしてい チップイ いる。 圴 重んでい	ついても業者に いる(各農家が 化(堆肥化)し 注肥化され販売 いる(工事費に
施策展開の課題	各課がそれぞれ堆肥化等に取り組んでおり、業者や手法等の情報が庁 で共有されていない。情報を一元化させ、情報共有できるよう、(仮称みどりのリサイクルマニュアルを作成し、庁内の各施設管理担当課や 化団体等へ情報提供を図る必要がある(環境課)。					
±4	<b>進事項</b>		目標			
J.F	医子块		短期(H22~26	i) 中期(H27	~ 31 )	長期(H32~41)
庁内連携体制の構	<b></b> 等 第		実施	実施		実施
みどりのリサイク	7ルに関する	情報収集	実施			
(仮称)みどりのリサイクルマニュアルの 活用・周知(広報、HP等)			作成、実施	実施		実施
	   <関連施策	₹>				

# 4章.進行管理

みどりの基本計画に位置付けたみどりの将来像『水とみどりが輝き 自然の息吹と歴史の薫りを感じる うるおいのまち』の実現に向けて、推進計画の展開においては、進行状況や問題点の把握、改善等を的確に行うことにより、効果的な進行管理を進めていく。そのために、計画(Plan)実践(Do)点検・評価(Check)見直し・改善(Action)を順次行っていく「PDCAサイクル」を継続的に繰り返していく。

なお、本計画の進行管理にあたっては、市民・事業者・NPO・行政等がそれぞれの立場で協働しながら進めることが必要である。

特に、みどり審議会、みどり運営委員会、(仮称)緑化ボランティア協議会等の各組織を、 PDCA サイクルの各場面で効果的に活用し、推進計画の実効性を高めていく。

#### Plan:計画

市民、事業者、NPO、行政等のパートナーシップにより、庁内各課が取り組むべき具体的な行動計画として推進計画を策定する。

#### Do: 実践

推進計画に基づき、各推進施策を展開する。その際には、関連施策と効果的な連携を図りながら取り組みを進めるものとする。

#### Check:点検・評価

毎年度、推進計画の進行状況について各推進施策担当課にヒアリングを行い、その結果 をみどり審議会に報告し、評価と助言を受ける。

みどり運営委員会により、各推進施策の進行状況や情報の共有化等を図る。

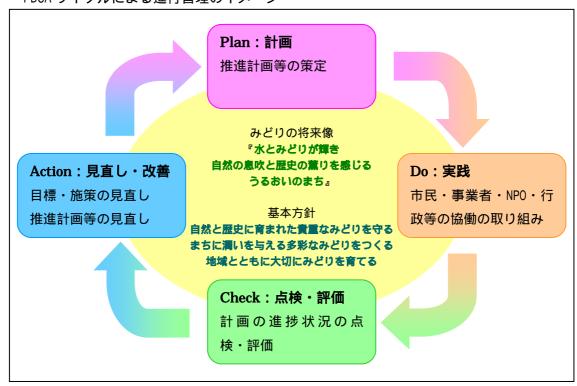
各事業や計画等に寄せられる市民意見等を集め、広く市民意識等の把握に努めることにより、評価の参考とする。

推進計画の進行状況やみどり審議会での報告内容は、ホームページ等で公表する。

# Action:見直し・改善

みどり審議会での評価・助言、市民や緑化団体等の意見を踏まえ、みどりの基本計画に 位置付けた目標や施策、及び推進計画の見直しを適宜行う。

# PDCA サイクルによる進行管理のイメージ



# 気づいていますか・・・

今そこにあるみどり(自然環境)は、未来からの借り物です。 そして、つくり・守り・育てていくみどりは、未来への贈り物です。

未来の子どもたちへ、素晴らしいみどりを届けることは 今を生きる私たちの責務です。共に協力し合いましょう。





# 参 考 資 料

# うるま市みどり条例

平成 17 年 4 月 1 日 条例第 143 号

#### 目次

- 第1章 総則(第1条 第6条)
- 第2章 みどりの保全(第7条 第15条)
- 第3章 みどりの創出(第16条 第19条)
- 第4章 普及及び啓発(第20条 第24条)
- 第5章 雑則(第25条 第27条)

附則

#### 第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、市、市民及び事業者が協働して、市におけるみどりの保全及び緑化 の推進を図り、もって健康で文化的な住みよいまちづくりに寄与することを目的とする。

# (定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
- (1) みどり 樹林地、草地、水辺地、屋敷林又はその状況がこれらに類似する土地が、単独で、又は一体となって良好な環境を形成しているものをいう。
- (2) 緑化 みどりの創出及び管理をいう。

#### (市の責務)

第3条 市は、みどりが市民の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであることにかんがみ、みどりの適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施しなければならない。

#### (市民の責務)

第4条 市民は、市におけるみどりが適正に確保されるよう自ら努めるとともに、市が実施するみどりの適正な保全及び緑化の推進に関する施策に協力しなければならない。

# (事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動の実施に当たって、市におけるみどりが適正に確保されるよう必要な措置を講ずるとともに、市が実施するみどりの適正な保全及び緑化の推進に関する施策に協力しなければならない。

#### (みどりの基本計画)

第6条 市は、みどりの適正な保全及び緑化の推進を総合的かつ計画的に実施するため、 都市緑地法(昭和48年法律第72号)第4条に規定する緑地の保全及び緑化の推進に関する 基本計画(以下「みどりの基本計画」という。)の策定に努めなければならない。

2 みどりの基本計画の策定に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第2章 みどりの保全

(保存樹等の指定)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当する樹木、樹林、屋敷林又は生垣(以下「樹木等」という。)を保存樹等として指定することができる。

- (1) 古木又は巨木で美観上樹容が優れているもの
- (2) 地域において、市民に親しまれているもの
- (3) 市街地又はその周辺にあり、風致又は景観が優れているもの
- (4) 無秩序な開発の防止、公害又は災害の防止のため必要なもの
- (5) 水辺地等と一体となり、人と自然との豊かな触れ合いの場を形成しているもの
- (6) 前各号に定めるもののほか、みどりを保全するために市長が特に必要があると認めるもの
- 2 市長は、前項の指定をしようとするときは、土地及び樹木等の所有権その他の権限を有する者(以下「所有者等」という。)の同意を得なければならない。
- 3 市長は、第1項の指定をしたときは、所有者等に通知するとともに、保存樹等の所在地及び範囲等を告示しなければならない。
- 4 保存樹等の指定に係る基準及び指定期間は、規則で定める。
- 5 市長は、所有者等の同意を得て、保全樹等の指定期間を更新することができる。 (適用除外)
- 第8条 前条第1項の規定は、次の各号のいずれかに該当するときは、適用しない。
- (1) 文化財保護法(昭和 25 年法律第 214 号)第 109 条第 1 項、第 110 条第 1 項若しくは第 182 条第 2 項の規定により指定され、又は仮指定されたもの
- (2) 森林法(昭和 26 年法律第 249 号)第 25 条又は第 25 条の 2 の規定により指定されたもの
- (3) 自然公園法(昭和 32 年法律第 161 号)第 2 条第 1 号に規定する自然公園の区域として 指定されたもの
- (4) 都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 7 号に規定する風致地区として指定されたもの
- (5) 自然環境保全法(昭和 47 年法律第 85 号)第 22 条第 1 項又は第 45 条第 1 項の規定により指定されたもの
- (6) 都市緑地法第12条第1項に規定する特別緑地保全地区として指定されたもの
- (7) 都市の美観風致を維持するための樹木の保存に関する法律(昭和 37 年法律第 142 号) 第 2 条の規定により指定されたもの
- (8) 国又は他の公共団体が所有及び管理する樹木等で、前各号に掲げるもの以外のもの (指定の効力等)
- 第9条 第7条第1項の規定による保存樹等の指定及び同条第5項の規定による保存樹等 の指定期間の更新は、告示によりその効力を生ずる。

2 保存樹等に係る所有者等の変更があったときにおいても、その指定の効力は、失われない。

#### (指定の変更及び解除)

第 10 条 市長は、保存樹等の一部又は全部が、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を変更又は解除することができる。

- (1) 第8条各号のいずれかに該当するに至ったとき。
- (2) 保存樹等が枯死又は滅失したとき。
- (3) 所有者等から指定の変更又は解除の申出があった場合で、その申出がやむを得ないと認めるとき。
- (4) 公益上その他特別の理由があると認めるとき。
- 2 第7条第3項及び前条第1項の規定は、保存樹等の指定の変更又は解除について準用する。

### (保存樹等の保全)

第11条 何人も、保存樹等が適正に保全されるように努めなければならない。

2 保存樹等の所有者等は、保存樹等について枯損の防止その他その保全に努めなければならない。

# (所有者等の変更等の届出)

第12条 保存樹等の所有者等は、土地及び保存樹等の所有権その他の権限を移転しようとするときは、あらかじめ市長に届け出なければならない。

2 保存樹等の所有者等は、保存樹等が衰弱し、枯死し、又は滅失したときは、遅滞なくその旨を市長に届け出なければならない。

#### (標識の設置等)

第 13 条 市長は、保存樹等を指定したときは、規則で定めるところにより、これを表示する標識を設置しなければならない。

2 何人も、市長が特に認めるときを除き、前項の規定により設置された標識を損傷し、又は移転し、若しくは除去してはならない。

#### (台帳の整備)

第 14 条 市長は、規則で定めるところにより、保存樹等に関する台帳を作成し、保管しなければならない。

#### (所有者等への指導等)

第 15 条 市長は、保存樹等の保全に関し必要があると認めるときは、所有者等に対し必要な指導、助言又は援助をすることができる。

#### 第3章 みどりの創出

### (緑化推進活動への参加)

第16条 市民は、地域における緑化を推進する活動に積極的に参加するように努めなければならない。

#### (公共施設の緑化)

第 17 条 市長は、市が設置又は管理する道路、公園及び学校その他の公共施設について、 樹木及び花き等を植栽し、緑化の推進に努めなければならない。

#### (民間施設の緑化)

第 18 条 市民又は事業者は、自己の所有する住宅又は事業所の敷地内にみどりの空間を確保し、樹木及び花き等を植栽し、緑化の推進に努めなければならない。

#### (緑化協定)

第 19 条 市長は、良好な環境を確保する必要があると認める区域について、その土地及び建物の所有権その他の権限を有する者との合意により、当該区域におけるみどりの保全及び緑化の推進に関する協定(以下「緑化協定」という。)を締結することができる。

2 緑化協定に関し必要な事項は、規則で定める。

# 第4章 普及及び啓発

# (普及及び啓発)

第20条 市長は、みどりの保全及び緑化の推進に関する知識の普及及び啓発を図るため、 市民及び事業者に情報を提供し、緑化意識の高揚に努めなければならない。

## (みどりの月間)

第21条 市長は、緑化の普及及び啓発を図るため、期間(以下「みどりの月間」という。)を定め、みどりの保全及び緑化の推進に関する事業を重点的に実施するものとする。

2 みどりの月間に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (実践的活動団体の育成)

第 22 条 市長は、みどりの保全及び緑化の推進に関する活動を自主的かつ実践的に行う団体の育成に努めなければならない。

#### (助成等)

第 23 条 市長は、みどりの保全及び緑化の推進のため、市の施策に協力する市民、事業者及び団体に対し、必要な助成又は援助をすることができる。

### (うるま市みどり基金)

第24条 市は、みどりが市、市民及び事業者の共有の財産であるという認識のもとに、みどりの保全及び緑化の推進のため、うるま市みどり基金を設置することができる。

#### 第5章 雑則

# (立入調査)

第 25 条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、職員を保存樹等の存する土地に立ち入らせ、状況を調査させることができる。

- 2 市長は、前項の規定により立入調査をさせるときは、あらかじめその所有者等に文書で 通知しなければならない。ただし、緊急を要するときは、口頭により行うことができる。
- 3 第1項に規定する職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第2項の規定により通知を受けた者は、正当な理由がない限り、第1項の規定による立入調査を拒み、又は妨げてはならない。

# (指導等)

第 26 条 市長は、この条例の目的を達成するために必要があると認めるときは、市民及び 事業者に対して指導、助言又は勧告をすることができる。

#### (委任)

第27条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

# 附 則

# (施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の具志川市みどり条例(平成 14 年具志川市条例第 1 号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

# うるま市みどり条例施行規則

平成 21 年 1 月 13 日 規則第 2 号

#### (趣旨)

第1条 この規則は、うるま市みどり条例(平成17年うるま市条例第143号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定める。

#### (定義)

第2条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

#### (審議会への諮問)

第3条 市長は、次に掲げる事項について、うるま市みどり審議会(以下「審議会」という。) に諮問し、答申を受けるものとする。

- (1) 条例第6条第1項に規定するみどりの基本計画の策定に関する事項
- (2) 条例第7条第1項に規定する保存樹等の指定に関する事項
- (3) 条例第 10 条第 1 項に規定する保存樹等の指定の変更又は解除に関する事項
- (4) 条例第 19 条第 1 項に規定する緑化協定の締結に関する事項
- (5) 条例第21条第1項に規定するみどりの月間に実施する事業計画に関する事項
- (6) 条例第23条に規定する助成又は援助に関する事項
- (7) その他特に市長が必要と認める事項

#### (保存樹等の指定基準)

第4条 条例第7条第4項の規定による規則で定める基準は、次の各号のいずれかに該当する樹木等とする。ただし、商品としての樹木等は除く。

- (1) 樹木については、1.5 メートルの高さにおける幹の周囲が 1.2 メートル以上、又は高さが 8 メートル以上であること。
- (2) 登はん性樹木については、枝葉の面積が20平方メートル以上であること。
- (3) 株立ちした樹木については、高さが2.5メートル以上であること。
- (4) 樹林については、その集団の存する土地の面積が300平方メートル以上であること。
- (5) 生垣をなす樹木の集団については、その生垣の長さが20メートル以上であること。
- (6) その他市長が特に指定の必要があると認めるもの

#### (保存樹等の指定期間)

第5条 条例第7条第4項の規定による規則で定める指定期間は、5年とする。ただし、事前に所有者等から保存樹等の指定解除の申出がなかった場合は、同条第5項の同意を得たとみなし、引き続き5年間指定期間を延長するものとし、その後の期間満了時においても同様とする。

# (保存樹等の指定)

第6条 条例第7条第2項の規定による所有者等の同意は、保存樹等指定同意書(様式第1号)によるものとする。

- 2 条例第7条第3項の規定による所有者等への通知は、保存樹等指定通知書(様式第2号) によるものとする。
- 3 条例第7条第3項の規定による告示は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 指定番号及び指定年月日
- (2) 指定期間
- (3) 所在地及び範囲
- (4) 樹種
- (5) 本数又は面積等
- (6) 所有者等の氏名

(指定の変更又は解除)

第7条 条例第10条第1項の規定による保存樹等の指定の変更又は解除の申出は、保存樹等指定(変更・解除)申請書(様式第3号)によるものとする。

- 2 条例第 10 条第 1 項の規定による保存樹等の指定の変更又は解除したときの所有者等への通知は、保存樹等指定(変更・解除)通知書(様式第 4 号)によるものとする。
- 3 条例第 10 条第 1 項の規定による保存樹等の指定の変更又は解除があったときの告示は、次に掲げる事項について行うものとする。
- (1) 指定番号及び変更年月日又は解除年月日
- (2) 指定期間
- (3) 所在地及び変更範囲
- (4) 樹種
- (5) 変更後本数又は変更後面積等
- (6) 所有者等の氏名

(所有者等の変更等の届出)

第8条 条例第12条第1項の規定による土地及び保存樹等の所有権その他の権限移転の届出は、保存樹等所有者等の変更等の届出書(様式第5号)によるものとする。

(保存樹等衰弱・枯死・滅失・移植の届出)

第9条 条例第12条第2項の規定による保存樹等が衰弱し、枯死し、又は滅失したときの 届出は、保存樹等(衰弱・枯死・滅失)届出書(様式第6号)によるものとする。

2 所有者等は、保存樹等を移植しようとするときは、保存樹等移植届出書(様式第7号)により、あらかじめ市長に届け出なければならない。

(標識の記載事項)

第 10 条 条例第 13 条第 1 項の規定による規則で定める標識は、次に掲げる事項について記載するものとする。

- (1) 保存樹等の区分
- (2) 指定番号及び指定年月日
- (3) 所在地及び範囲

- (4) 樹種
- (5) 本数又は面積等
- (6) 所有者等の氏名
- (7) 市の表示

(保存樹等管理台帳)

第 11 条 条例第 14 条の規定による規則で定める台帳は、保存樹等管理台帳(様式第 8 号) によるものとする。

(緑化協定の内容)

第 12 条 条例第 19 条の規定による緑化協定は、次に掲げる事項について締結するものとする。

- (1) 緑化協定の区域及び面積
- (2) 緑化協定の有効期限
- (3) 緑化の目標に関する事項
- (4) 実施期間に関する事項
- (5) 緑化計画に関する事項
- (6) 市長が行う技術上の指導若しくは助言又は樹木等の斡旋に関する事項
- (7) その他緑化に関する事項
- 2 市長は、前項の規定による緑化協定の締結があったときは、次に掲げる事項について告示するものとする。
- (1) 緑化協定の区域及び面積
- (2) 緑化協定の有効期間
- (3) 緑化協定をする者の住所及び氏名(法人の場合は、所在地及び名称)
- (4) 緑化協定の概要

(みどりの月間)

第 13 条 条例第 21 条の規定による毎年度の各種事業を重点的に実施する期間は、審議会の意見を聴いて定めるものとする。

2 前項に定める期間は、「うるま市みどりの月間」と称する。

(助成金の交付)

第 14 条 条例第 23 条の規定によるみどりの保全及び緑化の推進のための必要な助成は、 みどり助成金(以下「助成金」という。)として予算の範囲内において交付することができ る。

(助成金の申請手続等)

第 15 条 前条の規定により助成金の交付を受けようとする市民、事業者及び団体(以下「市民等」という。)は、みどり助成金交付申請書(様式第 9 号)を市長に提出するものとする。 2 市長は、前項の規定する助成金の交付申請があったときは、その内容を審査して交付の可否を決定し、みどり助成金交付決定通知書(様式第 10 号)により市民等に通知するものと する。

3 助成金の交付を受けた市民等は、事業完了後30日以内又は翌年度の4月10日のいずれか早い日までに、みどり助成金実績報告書(様式第11号)を市長に提出しなければならない。 (助成金の返還)

第16条 市長は、助成金の交付を受けた市民等が、次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) 偽りその他不正な手段によって助成金の交付を受けたとき。
- (2) 助成金を他の用途に使用したとき。
- (3) 条例第10条第1項の規定により指定を解除したとき。

#### (立入調査)

第 17 条 条例第 25 条の規定による立入調査は、うるま市みどりの環境調査員(以下「調査員」という。)が行うものとする。

- 2 調査員は、職員のうちから市長が任命する。
- 3 条例第25条第2項の規定による所有者等への通知は、保存樹等立入調査通知書(様式第12号)によるものとする。
- 4 条例第 25 条第 3 項の規定による身分を示す証明書は、うるま市みどりの環境調査員証 (様式第 13 号)によるものとする。

(補則)

第18条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

# うるま市みどり審議会規則

平成 17 年 4 月 1 日 規則第 150 号

#### (趣旨)

第1条 この規則は、うるま市附属機関設置条例(平成17年うるま市条例第19号)第3条 の規定に基づき、うるま市みどり審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営に関し 必要な事項を定めるものとする。

#### (所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じて、うるま市みどり条例施行規則(平成20年うるま市規則第2号)第3条に規定する事項について調査審議し、その意見を答申するものとする。 (組織)

第3条 審議会は、委員15人以内で組織する。

- 2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。
- (1) 学識経験を有する者
- (2) 市内団体を代表する者
- (3) 市内在の公共施設及び公益施設の管理者等
- (4) 市職員
- (5) その他特に市長が必要と認める者

#### (任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

# (会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、審議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第6条 審議会は、会長が招集し、会長が議長となる。

- 2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

#### (意見の聴取等)

第7条 審議会において、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を 聴くことができる。

#### (専門委員会)

第8条 審議会に特定の事項を調査審議させるため、必要に応じ専門委員会を置くことができる。

- 2 専門委員会に属すべき委員は、審議会の議を経て、会長が委嘱又は任命する。
- 3 専門委員会に委員長及び副委員長を置き、専門委員会の委員の互選によりこれを定める。
- 4 委員長は、専門委員会の会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 委員長は、専門委員会における調査審議の経過及び結果を、審議会に報告しなければならない。
- 7 前2条の規定は、専門委員会について準用する。この場合において、「審議会」とあるのは「専門委員会」と、「会長」とあるのは「委員長」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、専門委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が会長の同意を得て定める。

#### (庶務)

第9条 審議会の庶務は、都市計画部みどり推進課において処理する。

#### (補則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮って定める。

# 附 則

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

# うるま市みどり審議会委員名簿

委員の任期 自 平成22年2月2日 至 平成24年2月1日

No	氏 名	所属	区分
1	うえはら たつぉ 上原 辰夫	(株)沖縄環境経済研究所取締役社長	学識経験者
2	いは ぜんゆう 伊波 善勇	元高等学校教諭(生物)	"
3	にしめ よしたか 西銘 宜孝	(財)海洋博覧会記念公園管理財団 総合研究センター普及開発課・研究第二課 課長	"
4	やまぐち ゆきたか 山口 行孝	有限会社らんの里沖縄(ビオスの丘)	"
5	ふくだ あきら 福田 明	電源開発株式会社 石川石炭火力発電所所長代理	公益施設 管理者
6	にししんや みつま 西新屋 光男	うるま市自治会長連絡協議会	団体代表者
7	こしまかわ ゆりこ 小潮川 百合子	うるま市女性連合会	"
8	<sub>あまの きょうこ</sub> 天野 京子	うるま市PTA連合会	"
9	<sup>ひらかわ せっこ</sup> 平川 節子	うるま市地域審議会 具志川地区	"
10	いけはら ともこ <b>池原 トモ子</b>	うるま市地域審議会 石川地区	"
11	たはら しんこう 田原 真孝	うるま市地域審議会 勝連地区	"
12	<sub>あかみね</sub> よしあき 赤嶺 義明	うるま市地域審議会 与那城地区	"
13	いしかっ せいじ 石川 誠司	うるま市緑花友の会	"
14	<sup>うえち なおひで</sup> 上地 直秀	うるま市経済部農政課	市職員
15	みやざと さねぉ 宮里 実雄	うるま市教育委員会教育部文化課	"

会長:上原氏、副会長:伊波氏

# うるま市みどり運営委員会設置規程

平成21年1月9日 うるま市訓令1号

#### (趣旨)

第 1 条 この訓令は、うるま市みどり条例施行規則(平成 21 年うるま市規則第 2 号。以下「規則」という。)第 3 条に規定する事項に関し調査検討及び総合調整するため、うるま市みどり運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置し、その運営について必要な事項を定めるものとする。

#### (組織)

第2条 運営委員会は、別表第1に掲げる職にある者をもって組織する。

- 2 運営委員会の委員は、市長が任命する。
- 3 運営委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長に副市長、副委員長に都市計画部長を充てる。
- 4 委員長は運営委員会を代表し、会務を総理する。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

#### (会議)

第3条 運営委員会の会議は、必要に応じ委員長が招集し、その議長となる。

- 2 運営委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。
- 3 運営委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員長は、特に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。
- 5 委員長は、運営委員会で調査検討した事項について、市長に報告しなければならない。 (連絡会議)

第4条 運営委員会の円滑な運営を図るため、運営委員会の下に連絡会議を置く。

- 2 連絡会議の委員は、別表第2に掲げる者を市長が任命する。
- 3 連絡会議に委員長及び副委員長を置き、委員長に都市計画部長、副委員長に都市計画課 長を充てる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、委員を招集し、連絡会議を開くことができる。
- 5 委員は、規則第3条に規定する事項に係る具体的方針及び計画の立案並びにこれらに関連する事務調整を行うものとする。
- 6 委員長は、必要と認めるときは、関係職員に対し資料を提出させ、又は説明を求めることができる。

#### (事務局)

第5条 運営委員会及び連絡会議の事務局は、都市計画部都市計画課に置き、庶務を処理する。

# (補則)

第6条 この訓令に定めるもののほか、運営委員会及び連絡会議に関し必要な事項は、各委員長が各会議に諮って定める。

# 附 則

この訓令は、平成21年2月1日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

整理 番号	職名
1	副市長
2	都市計画部長
3	企画部長
4	総務部長
5	福祉部長
6	市民部長
7	経済部長
8	建設部長
9	教育委員会教育部長

別表第2 (第4条関係)

整理番号	職名
1	都市計画部長
2	都市計画課長
3	企画課長
4	管財課長
5	保育課長
6	健康支援課長
7	環境課長
8	農政課長
9	農水産整備課長
10	土木課長
11	教育部生涯学習振興課長
12	教育部文化課長

# うるま市環境美化推進条例

平成 17 年 4 月 1 日 条例第 107 号

(目的)

第1条 この条例は、空き缶等のごみの散乱防止と環境美化について、本市、市民等、事業者、土地又は建物の占有者等の責務及び必要な事項を定め、地域の環境美化の促進と清潔で美しい街づくりを目指すことを目的とする。

### (用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

- (1) 市民等 市民、滞在者及び本市を訪れるものをいう。
- (2) 事業者 市内で事業活動を営むもので、次に掲げる者をいう。
  - ア 民間事業者 会社、商店、自営業者等
  - イ 公共団体 市役所、保育所、学校、警察等
  - ウ 公共的団体 農業協同組合、商工会、漁業協同組合等
- (3) 空き缶等のごみ 空き缶、空きビン、ビニール袋、紙くず、たばこの吸い殻、事業活動から生ずるごみその他生活から生ずるごみをいう。
- (4) 空き缶等回収容器 空き缶等飲料容器を回収する容器をいう。
- (5) 占有者等 土地又は建物を占有し、又は管理するものをいう。

#### (市の責務)

第3条 市は、環境美化の促進について市民等、事業者、占有者等、県及び国に対して必要な協力要請を行うものとする。

2 市長は、市民等、事業者、占有者等に対して、環境美化を促進するため、意識の向上を 図るなど、必要な措置を講じなければならない。

#### (市民等の責務)

第4条 市民は、自らの住居及びその周辺を常に清潔にし、美しい街づくりに努めなければならない。

- 2 市民等は、自ら生じさせた空き缶等のごみは、みだりに捨ててはならない。
- 3 市民等は、地域における清掃活動等、環境美化の促進に関する実践活動に積極的に参加するとともに、市が実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。

#### (事業者の責務)

第5条 事業者は、その事業活動によって生ずる空き缶等のごみの散乱を防止するとともに、 環境美化の促進について被用者の啓発に努めなければならない。

- 2 事業者は、市が実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。
- 3 容器入り飲料を販売する小売業者は、空き缶等飲料容器(飲料を収納している缶、ビン その他の容器をいう。以下同じ。)の散乱防止に努め、その販売する場所に空き缶等回収容

器を設け、これを適正に維持管理し、自ら処理しなければならない。

4 たばこを販売する小売業者は、たばこの吸い殻の散乱防止について、消費者の啓発を行わなければならない。

#### (占有者等の責務)

第6条 占有者等は、その占有し、又は管理する土地並びに建物における空き缶等のごみの 散乱を防止するため、土地又は建物の利用者の啓発を行うとともに、散乱した空き缶等の ごみの清掃を行うなど、環境整備に必要な措置を講じなければならない。

- 2 占有者等は、市が実施する環境美化の促進に関する施策に協力しなければならない。
- 3 公園、広場等の公共の管理者は、当該公共の場所における空き缶等のごみの散乱を防止するため、適当な場所に空き缶等のごみを回収する容器を設け、これを適正に維持管理し、 自ら処理しなければならない。

#### (清潔の保持)

第7条 市民等、事業者及び占有者等は、道路、河川、水路、ため池、公園、広場及びその他の場所並びに他人が所有し管理する場所に空き缶等のごみを投棄し、又は汚してはならない。

2 土地及び建物の所有者又は管理者は、当該建物及び周囲を常に清潔に保つよう努めなければならない。

(自動販売機の設置届及び空き缶等回収容器の設置義務)

第8条 自動販売機により容器入り飲料を販売しようとする者は、当該自動販売機ごとに、 規則で定めるところにより、次の事項を市長に届け出なければならない。

- (1) 氏名及び住所(法人にあっては、名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 自動販売機の設置場所
- (3) 空き缶等回収容器の設置場所及び管理の方法
- (4) その他規則で定める事項
- 2 自動販売機により容器入り飲料を販売しようとする者は、空き缶等回収容器を設置し、 これを適正に維持管理し、自ら処理しなければならない。

#### (勧告及び命令)

第9条 市長は、自動販売機により容器入り飲料を販売しようとする者が、前条の規定に違反していると認めたときは、その者に対し、期限を定めて空き缶等回収容器を設置し、適正に維持管理するよう勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がその勧告に従わないときは、期限を定めて その勧告に従うべきことを命ずることができる。

#### (土地の占有者等に対する勧告)

第10条 市長は、占有者等の土地に空き缶等のごみが著しく散乱している場合において、 当該土地の占有者等が散乱した空き缶等のごみの清掃その他の環境美化の促進に努めてい ないと認めるときは、当該土地の占有者等に対し、期限を定めて当該措置を講ずるよう勧 告することができる。

#### (報告の徴収)

第11条 市長は、事業者又は占有者等に対し、環境美化の促進に関し必要な報告を求めることができる。

#### (立入調査)

第12条 市長は、職員に空き缶等のごみが散乱している土地又は容器入り飲料に係る自動販売機が設置されている土地若しくは建物に立ち入り、空き缶等のごみの散乱又は容器入り飲料の販売に係る自動販売機若しくは空き缶等回収容器の設置及びその維持管理状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、身分証明書を携帯し、関係人の請求があった場合は、これを提示しなければならない。

#### (公表)

第13条 市長は、第9条及び第10条の規定による勧告又は命令を受けた者が正当な理由がなく、その勧告又は命令に従わないときは、その旨及びその内容を公表することができる。

#### (空き地所有者の管理義務)

第14条 建造物等の周辺で、現に人が使用していない土地の所有者又は管理者は、常に清掃に努め、空き缶等のごみの投棄を未然に防止するとともに、環境保全に努めなければならない。

#### (環境美化推進員)

第15条 市長は、地域における環境美化の促進に関し、環境美化推進員を選任し、次に掲げる事項の実施について協力を求めることができる。

- (1) 地域における自主的奉仕活動の促進に関する指導
- (2) 自主的奉仕活動団体相互間の連絡調整
- (3) 市が実施する施策と地域の自主的奉仕活動との調整
- (4) 空き缶等ごみの散乱及び清掃活動状況の調査報告
- (5) その他環境美化の促進に必要な事項

#### (環境美化の日)

第16条 市長は、環境美化について、市民の関心と理解を深め、美しい街づくりを促進するため、環境美化の日を設けることができる。

#### (委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

#### (罰則)

第18条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の過料に処する。

- (1) 第7条第1項の規定に違反した者、道路等に空き缶等のごみを投棄し、又は汚した者
- (2) 第9条第2項の規定に違反した者
- (3) 第11条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(4) 第12条第1項の規定による調査を拒み、妨げ、又は忌避した者 附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の具志川市環境美化推進条例(平成7年具志川市条例第8号)、勝連町環境美化促進条例(平成14年勝連町条例第27号)又は与那城町環境美化推進条例(平成11年与那城町条例第21号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

### うるま市道路樹木等管理会助成金要綱

平成17年4月1日 告示第108号

#### (趣旨)

第 1 条 この告示は、市の美化と地域の連携とを目的として道路樹木等の管理活動を行う 住民の組織(以下「道路樹木等管理会」という。)に対し、助成金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

#### (道路樹木等)

第2条 管理活動の対象となる道路樹木等は、原則として次に掲げるものとする。

- (1) 市が管理する道路樹木等であること。
- (2) 延長がおおむね50メートル以上にわたる道路樹木等であること。

#### (助成対象)

第3条 次に掲げる道路樹木等の管理活動に対して助成するものとする。

- (1) 道路樹木等の清掃、除草
- (2) 日照りや新植のときの灌水
- (3) 道路樹木等に対する施肥
- (4) その他道路樹木等の管理に必要な活動

#### (助成金額)

第4条 助成金の額は、予算の範囲内とし、別表により算出する。

### (助成金交付の申請)

第5条 助成金を受けようとする道路樹木等管理会は、道路樹木等管理会結成届(様式第1号)に次に掲げる書類等のうち第1号、第2号を添付し、道路樹木等管理会助成金交付申請書(様式第2号)には第3号、第4号を添付するものとする。ただし、前年度に引き続き助成金の交付を受けようとするときは、道路樹木等管理会助成金交付申請書のみで足りるものとする。

- (1) 道路樹木等管理会の規則
- (2) 道路樹木等管理会の代表者及びその会員名簿
- (3) 管理する樹木等の区域を明示する図面
- (4) その他市長が必要と認める図書

#### (変更の届出)

第 6 条 前条の書類等の記載事項に変更があったときは、その都度速やかに届け出るものとする。

#### (助成金交付の決定)

第7条 第5条の申請があったときは、その内容を審査し、助成金可否の決定をし、道路 樹木等管理会助成金交付決定通知書(様式第3号)により道路樹木等管理会へ通知するもの とする。この場合において、助成金の交付決定につき必要な条件を付することができるも のとする。

#### (助成金の交付)

第8条 助成金交付の決定を行ったときは、速やかに第4条の助成金の交付を行うものとする。

#### (助成金交付の取消し又は変更)

第 9 条 道路樹木等管理会が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付決定を取り消し、又は変更し、既に交付した助成金があるときは、その全部又はその一部の返還を求めることができるものとする。

- (1) 道路樹木等管理会が解散したとき、又は管理活動を休止したとき。
- (2) 助成金交付の条件に違反したとき。
- (3) 不正手段をもって助成金の交付を受けたとき。

#### (実績報告)

第 10 条 助成金の交付を受けた道路樹木等管理会は、会計年度経過後速やかに、道路樹木 等管理会実績報告書(様式第 4 号)を市長に提出しなければならない。

#### (補則)

第11条 この告示の施行に関し必要な事項は、別に定める。

#### 附 則

#### (施行期日)

1 この告示は、平成17年4月1日から施行する。

#### (経過措置)

2 この告示の施行の日の前日までに、合併前の道路樹木等管理会助成金要綱(平成 14 年石川市告示第 61 号)の規定によりなされた手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

#### 別表(第4条関係)

道路樹木等の管理延長	助成金(年額)
200 メートル未満	20,000円
200 メートル以上 300 メートル未満	25,000円
300 メートル以上 400 メートル未満	30,000円
400 メートル以上 500 メートル未満	40,000円
500 メートル以上 600 メートル未満	50,000円
600 メートル以上 700 メートル未満	60,000円
700 メートル以上 800 メートル未満	70,000円
800 メートル以上 900 メートル未満	80,000円
900 メートル以上 1000 メートル未満	90,000円
1000 メートル以上	100,000円

		]1糸)	号(第5条関係)
		5条関係)	様式第1号(第5条関
年 月 日			
		長様	うるま市長
	路樹木等管理会結成届	` <del>*</del> 14	
	路 惻 不 等 官 理 云 結	<b>担</b> 岭	
但呵讽小寺自牲式	 代表者 住所		
	氏名		
(ED)	174-11		
<b>(</b>	雷話番号		
(P)	電話番号		
•	電話番号		
	電話番号 箟路の美化と地域の連帯を図るため、_	市が管理する道路	私たちは市が管
線の道路樹木	<b>道路の美化と地域の連帯を図るため、_</b>		
線の道路樹木		戎いたしたく、 <u> </u>	愛護育成いた
線の道路樹木	<b>道路の美化と地域の連帯を図るため、_</b>	戎いたしたく、 <u> </u>	
線の道路樹木	<b>道路の美化と地域の連帯を図るため、_</b>	戎いたしたく、 <u> </u>	等を愛護育成いた
線の道路樹木	<b>道路の美化と地域の連帯を図るため、_</b>	戎いたしたく、 <u> </u>	等を愛護育成いた
線の道路樹木	<b>道路の美化と地域の連帯を図るため、_</b>	戎いたしたく、 <u> </u>	等を愛護育成いた
線の道路樹木	<b>道路の美化と地域の連帯を図るため、_</b>	戎いたしたく、 <u> </u>	等を愛護育成いた
線の道路樹木	<b>道路の美化と地域の連帯を図るため、_</b>	戎いたしたく、 <u> </u>	等を愛護育成いた
線の道路樹木	<b>道路の美化と地域の連帯を図るため、_</b>	戎いたしたく、 <u> </u>	等を愛護育成いた
線の道路樹木	<b>道路の美化と地域の連帯を図るため、_</b>	戎いたしたく、 <u> </u>	等を愛護育成いた
線の道路樹木	<b>道路の美化と地域の連帯を図るため、_</b>	戎いたしたく、 <u> </u>	等を愛護育成いた
線の道路樹木	<b>道路の美化と地域の連帯を図るため、_</b>	戎いたしたく、 <u> </u>	等を愛護育成いた
線の道路樹木	<b>道路の美化と地域の連帯を図るため、_</b>	戎いたしたく、 <u> </u>	等を愛護育成いた
線の道路樹木	<b>道路の美化と地域の連帯を図るため、_</b>	戎いたしたく、 <u> </u>	等を愛護育成いた
線の道路樹木	<b>道路の美化と地域の連帯を図るため、_</b>	戎いたしたく、 <u> </u>	等を愛護育成いた
線の道路樹木	<b>道路の美化と地域の連帯を図るため、_</b>	戎いたしたく、 <u> </u>	等を愛護育成いた
線の道路樹木	<b>道路の美化と地域の連帯を図るため、_</b>	戎いたしたく、 <u> </u>	等を愛護育成いた
線の道路樹木	<b>道路の美化と地域の連帯を図るため、_</b>	戎いたしたく、 <u> </u>	等を愛護育成いた
線の道路樹木	<b>道路の美化と地域の連帯を図るため、_</b>	戎いたしたく、 <u> </u>	等を愛護育成いた
線の道路樹木	<b>道路の美化と地域の連帯を図るため、_</b>	戎いたしたく、 <u> </u>	等を愛護育成いた

## 様式第2号(第5条関係)

様式第2号(第5条関係)		
		年 月
うるま市長	様	
	道路樹木等管理会助成金交付申請書	
	団体名	道路樹木等管理을
	代表者 住所 氏名	Œ
1 助成金交付申請額	記 田	
	管理する樹木等の区域を明示する図面 (線 管理延長 約 その他	m)
3 振 込 先		
3 振 込 先	銀 行 名 等 預 金 の 種 類	

### 様式第3号(第7条関係)

様式第3号(第7	7条関係)

うるま市指令第 号

 団体名
 道路樹木等管理会

 代表者 住所
 氏名
 様

道路樹木等管理会助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった道路樹木等管理会助成金について下記の とおり助成金を交付する。

年 月 日

うるま市長 印

記

1 助成金交付決定額:

円

- 2 助成事業の目的: 市管理道路の美化と地域の連携とを目的とする。
- 3 助成対象:うるま市道路樹木等管理会助成金要綱第3条に掲げる管理活動
- 4 助成条件:
  - (1) 助成金は、助成事業の目的以外に使用してはならない。
  - (2) 助成事業の計画変更等がある場合は、事前に承認を受けなければならない。
  - (3) 助成金申請等に虚偽の記載があったり、又はその使途が不適当と認めたときは助成金の全額又は一部を取り消し、若しくはその返還を命ずることがある。
  - (4) 会計年度終了後14日以内に実績報告書を提出すること。

### 樣式第 4号(第 10 条関係)

梯式第4号	/始10.	久間.	亿1

年 月 日

うるま市長 様

#### 道路樹木等管理会実績報告書

 団体名
 道路樹木等管理会

 代表者 住所
 氏名

年 月 日付けうるま市指令第 号で交付を受けた助成金について、下記のとおり実績を報告します。

記

1 助成金実績額: 円

2 作業内容の実績:

作業を行った場所			線		
	管理延長	約		m	
		年	月	日( )	人
作業を行った日及び		年	月	日( )	人
参加人数		年	月	日( )	人
		年	月	目( )	人
作 業 内 容					

### うるま市公園等里親制度実施要綱

平成 22 年 3 月 29 日 告示第 52 号

(目的)

第1条 この告示は、都市公園(都市公園法(昭和31年法律第79号)に定める都市公園をいう。)及びその他の公園(以下「公園等」という。)の環境美化並びに施設の保全等維持管理活動を地域住民と市が協働して実施することにより、公園等への愛着心を深め、利用者のマナー向上を図ることを目的とする。

#### (定義)

第 2 条 この告示において「里親制度」とは、地域住民が市との合意に基づきボランティアとして定期的かつ継続的に公園等の清掃、美化等の活動を行う制度をいう。

#### (参加対象者)

第3条 里親制度への参加対象者は、次に掲げる団体とする。

- (1) 自治会
- (2) その他市長が適当と認めた団体

(里親活動を実施できる公園等)

第4条 里親活動の対象は、市が設置し、管理している公園等とする。

- 2 同一の公園等においては、複数の里親が里親活動を行うことはできない。ただし、複数の行政区等に隣接する公園等においては、関係する行政区等の合意のもとに、複数の里親が活動を実施することができる。
- 3 里親は、複数の公園等の里親活動を行うことができる。

(届出)

- 第 5 条 里親を設立しようとするときは、公園里親設立届(様式第 1 号)に公園里親制度活動者名簿(様式第 2 号)を添えて、市長に届け出なければならない。
- 2 里親の代表は、原則として里親活動を実施する自治会長又は自治会組織の代表者とする。 (合意書の締結)

第6条 市長は、前条第1項の届出があった場合は、その内容を審査し、適当であると認められるときは、里親の代表と合意書(様式第3号)を取り交わすものとする。

#### (活動内容)

第7条 里親活動の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 里親制度及び公園愛護思想の普及
- (2) 公園等の清掃及び環境美化活動
- (3) 公園等のトイレ清掃
- (4) 公園等の施設の点検
- (5) 公園等の危険箇所等の市への情報提供
- (6) 前各号に掲げるもののほか、里親に関し必要な活動

#### (活動報告書の提出)

第8条 里親は、活動内容等を翌月の10日までに公園里親活動報告書(様式第4号)により、 その活動状況を市長に報告するものとする。

#### (変更等の届出)

第9条 里親は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに公園里親変更・廃止届(様式第5号)を市長に提出するものとする。

- (1) 里親の代表者又は名称を変更するとき。
- (2) 対象の公園等を変更するとき。
- (3) 里親活動の内容を変更するとき。
- (4) 里親を廃止するとき。

#### (認定の取消し等)

第 10 条 市長は、里親の長が里親の辞退を申し出たとき、又は次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、里親認定取消・停止通知書(様式第 6 号)により、里親の認定を取り消し、又は停止するものとする。

- (1) 第7条に規定する里親活動を行わなかったとき。
- (2) その他市長が里親としてふさわしくないと認めたとき。

#### (市の役割)

第11条 市長は、里親と協議し、次に掲げる事項を行うものとする。

- (1) 里親活動に必要な物品等の支給又は貸与
- (2) 里親活動の標示板の設置
- (3) 収集ごみ等の処理
- (4) その他里親活動に関し必要と認めた事項

### (指導及び助言)

第 12 条 市長は、必要に応じ、里親活動の実施状況を調査し、その活動内容に関し、指導及び助言をすることができる。

#### (報奨金)

第 13 条 市長は、里親に対し、第 8 条に規定する活動報告書により、別表に規定する報奨金を交付することができるものとする。

#### (庶務)

第14条 里親制度に関する庶務は、公園管理担当課において処理する。

#### (補則)

第 15 条 この告示に定めるもののほか、里親制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。 附 則

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

## 別表(第13条関係)

草刈り、低木の刈込	公園等の面積	報奨金額	単位	支払い月
み、ごみの収集等	1,000m2以下	2,000円	1回当たり	6回 / 年
	1,500m2(近似値)	2,500円		
	2,000m2(" )	3,000円		
	2,500m2(" )	3,500円		
	3,000m2(" )	4,000円		
	4,000m2(" )	4,500円		
	5,000m2( " )以	5,000円		
	上			
トイレの清掃	25m2未満	2,000円	1月当たり	毎月
	25m2~50m2未満	2,500円		
	50m2以上	3,000円		

### 備考

- (1) 複数の公園等の里親活動を行う場合、1公園を超える毎に2,000円を加算する。
- (2) トイレの清掃は、1週間に1回以上行う。

## 様式第1号(第5条関係)

### 公園里親設立届

年 月 日

## うるま市長 様

里親	団体名及び代表者氏名	
	住所又は所在地	Ŧ
	連絡先(電話番号)	TEL ( )
		FAX ( )
		E-mail
	活動開始日	年 月 日
	活動回数	年 回(草刈り)
		(月・月・月・月・月・月
		/ 予定)
		1箇月に 回(ごみ収集等)
		1週間に 回(トイレ清掃)
		1箇月に 回( )

活動する区域	公園等	名称	
	活動内容		

### 公園里親制度活動者名簿

No.	氏名	性別	年齢	住所	備考(TEL)
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

備考欄の電話番号は連絡用です。代表者など複数の方の記入をお願い致します。

#### 様式第3号(第6条関係)

#### 合意書

とうるま市とは、うるま市公園等里親制度実施要綱第6条の規定に基づき、下記の事項について合意したことを証するため、本書2通を作成し、各自1通を保有する。

記

- 1 里親活動の公園等の名称
- 2 里親の役割

公園里親制度及び公園愛護思想の普及 公園内の清掃 公園等の草刈り及び除草 公園トイレの清掃 公園等内危険箇所等の情報提供 その他必要な活動

3 市の支援

里親活動に必要な物品等の支給又は貸与ボランティア活動保険の加入手続 里親活動の標示板の設置 その他必要な事項

4 その他の事項

里親は、毎月末までの公園里親活動報告書(様式第4号)を提出する。 里親は、「うるま市公園等里親制度実施要綱」を遵守し、活動する。

5 特約事項

年 月 日

里親名

代表者住所

代表者名 印

うるま市みどり町一丁目1番1号 うるま市長 印

様式第4号(	第8条関係)	į
13524713 4 3 1	(212 (2) (121)	

年 月 日

公園里親活動報告書

うるま市長 様

里親

団体名及び代表者氏名

年度(月)の公園里親活動について、下記のとおり実施したので報告します。

記

### 公園等名称:

草刈り等	参加者数	名		
	ごみ袋使用枚数	燃 や せ る ご み (草 ・ 木 以 外 )		
		袋		
		燃 や せ な い ご み		
		袋		

草刈り等は、年6回を限度とする。

トイレ清	掃		参加者数	累計	名
	(	棟)			

トイレ清掃は週1回以上とする。

連絡事項等:

### 様式第5号(第9条関係)

### 公園里親変更・廃止届

_		
`-		-
_	$\overline{}$	

うるま市長様

団体名 代表者氏名

变更内容	
変更前	
変更後	
変更・廃止理由	

	公園	里親認定取消・停止通知	書		
				年 月	日
団体名 代表者	樣				
				うる	ま市長
年 理由により認定の		公園里親合意書を締結し すので通知します。	た公園里親事業	について、	次の
		記			
1 里親公園名					
2 認定の(取消・	停止)した年月日				
	年 月	日			
3 認定の(取消・	停止)理由				

### うるま市緑化種苗資材等支給要領

(目的)

第 1 条 この要領は、市内の緑の募金活動に参加協力する各種団体(以下「団体等」という。)に種苗資材等を配布することにより、市内の生活環境、教育環境及び職場環境等を緑と花で彩り、市民の緑化意識の高揚、学校教育の向上等を図り、より住み良いまちづくりに寄与することを目的とする。

#### (予算)

第2条 種苗資材等配布にかかる予算は、次の財源をもって充てる。

- (1) うるま市一般会計予算に定める額
- (2) 緑の募金交付金

(支給対象者)

第3条 種苗資材等の支給を受けられる団体等は、次のとおりとする。

- (1) 自治会
- (2) 小学校、中学校
- (3) 幼稚園、保育所(園)
- (4) その他 (公共施設、ボランティア団体等)

(配分)

第 4 条 団体等への種苗資材等の配分は、毎年度予算の範囲内で行うものとし、前条第 1 号から第 4 号までの団体等について予算調整し配分するものとする。

#### (支給対象物)

第5条 支給対象物は、次のとおりとする。

支給対象物 草花種苗等、球根類、各種肥料、各種土類、プランター類、その他緑化に必要な樹木資材等

#### (申請及び決定通知)

第 6 条 種苗資材等の支給を受けようとする団体等は、種苗資材等支給申請書(様式第 1 号)により、市(緑化支部)長に申請しなければならない。

2 市(緑化支部)長は、申請された内容を審査し適正と認めた場合に限り、種苗資材等支 給決定通知書(様式第2号)により申請者に通知する。

#### (購入先及び配布)

第 7 条 種苗資材等の購入は、緑の募金活動に賛同する市内園芸関係業者から優先的に購入するものとする。ただし、種苗資材等の調達が困難な場合は、その限りでない。

2 団体等への配布は、市(緑化支部)長から依頼書(様式第3号)により園芸関係業者に 依頼する。

(完了報告)

第 8 条 団体等は、種苗資材等の支給決定を受け、植え付け、資材設置など、事業が完了 したときは、速やかに緑化事業完了報告書(様式第 4 号)を市(緑化支部)長に提出し、 確認を受けるものとする。

### (支給対象者の義務)

第 9 条 種苗資材等の支給を受けた団体等は、枯損等の防止など適切な管理に努めなければならない。

#### (支給対象物の返還)

第 10 条 種苗資材等の支給を受けた団体等が次のいずれかに該当するときは、既に支給した種苗資材等の一部又は全部を返還させることができる。

- (1) この要領に違反した場合
- (2) 支給を受けた種苗資材等をほかの目的に使用した場合
- (3) その他市(緑化支部)長が不適切であると認める場合

#### (協議)

第 11 条 種苗資材等の支給に関し疑義が生じた場合、緑化支部会議において協議のうえ処理するものとする。

#### 附 則

この要領は、平成18年6月1日から施行し、平成18年4月1日から適用する。



# うるま市みどり推進計画 平成23年6月

発行:うるま市

沖縄県うるま市みどり町1丁目1番1号

http://www.city.uruma.lg.jp/

編集:都市計画部 都市計画課

TEL 098-965-5620(直通)

FAX 098-965-3565

E-mail tokei-ka@city.uruma.lg.jp(代表)